

平成29年度 大学機関別認証評価

自己点検評価書

[日本高等教育評価機構]

平成29(2017)年6月

群馬医療福祉大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	5
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	8
基準 1. 使命・目的等	8
基準 2. 学修と教授	20
基準 3. 経営・管理と財務	60
基準 4. 自己点検・評価	70
IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価	74
基準 A. 地域社会における知的財産と人的・物的資源の提供	74
V. エビデンス集一覧	93
エビデンス集（データ編）一覧	93
エビデンス集（資料編）一覧	94

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 群馬医療福祉大学の建学の精神・基本理念

建学精神

宝徳元（1449）年、上州白井の長尾景仲（嘉慶 2<1388> 年—寛正 4<1463> 年。号、昌賢。鎌倉に於いて逝去す。享年 76）の居城に学問所が誕生した。今日（前橋市川曲町）の群馬医療福祉大学及び大学院並びに短期大学部の礎である。

長尾景仲は相州の長尾郷がその発祥の地にして、南北朝時代より室町時代にかけての武家〔一族に長尾為景の次男、輝虎（後に上杉家を相続し上杉謙信と名乗る。享禄 3<1530> 年…光永 6<1578> 年）〕であり、桓武帝第 5 皇子葛原親王より出づる親王の御孫高望公の系統とされている。

『昌賢学堂沿革史』（大要は『咸有一徳』…昌賢学園の全人教育…1 頁より 6 頁に所収、平成 13（2001）年初版発行）に依れば子弟の「教育方針は精神の涵養に重きを置く」としているのである。斯くして修己治人を説く家伝の経書（主として孔子学、徳教の図書）に長尾景仲は着目し、白井の郷に聖堂（孔子廟）を建て、京の儒者・藤原清範を招聘し、月に数回経書を講義せしめて郷党子弟を薫陶するをもって任としたのである。

然して群馬医療福祉大学及び大学院並びに短期大学部の建学の精神は、その昔（約 600 年前）誕生した学問所の教学を伝承している。即ち我が国の醇風美俗を培う我が国固有の文化に、伝来し融合の東洋文化、就中その人間学（儒教思想）を柱としている。即ち「己に克って礼を復む」とする『仁』が、学問所時代より伝承し来った建学精神である。且つ建学理念は「世の中の役に立つ人を育てる」である。

仁

人道を説く、孔子学の
福祉に携わる人の心を育てる
“己に克ち礼を復む（読解に二説あり）を仁と為す”の仁が
本学の建学精神

真心を育て
人の道を行うのが
群馬医療福祉大学の
建学の精神

基本理念

抑々遠祖景仲は儒仏神を崇敬し、庶民の思想啓発に心を用いている。世間の人は知仁勇の偉人と称している。

儒教に依る文教の樹立（前記。学問所の開設）を為し、**仏教**をしては領内、渋川の真光寺に相州江の島の辨財天を勧請して庶民の繁栄を祈願すると共に真光寺の道場には丈七弥陀の尊像を安置して先祖の霊及び戦場に散りし家臣の霊を弔い、**神道**をしては白井領内の御霊宮の境内に神明を建立し、庶民をして崇敬せしむると共に長尾家の武運長久を祈願している心優しき武将である。

早魃の救済 正長元（1428）年、領内の早魃・雹害等で農作物が全滅し、農民の困窮が甚だしかった。長尾景仲は年貢米の軽減の外、物納年貢の縄三百貫を捨免した上、従来 1 ヶ年 3 日の遊日を 4 日として農民救済をした。また農民の徴募に応じた者に対して栄進の

道を開く等の善政を施している。

次に景仲は関東地方思想界に貢献した一大偉人である。その**社会貢献**について述べると、1つは、関東管領上杉憲実が再興に努めた足利学校の完成に力を尽くしたことである。今1つは、双林寺(曹洞宗寺院。山号は最大山。文永5<1448>年、一説に又、文安4<1447>年)の創建である。

「月江禅師を迎え、僧侶は常に2千人を下らず教化は関東一円に広まった」(「上州のお宮とお寺。寺院篇。」昭和53<1978>年上毛新聞社出版局発行)とある。

長尾景仲の事跡は当に偉大の一言に尽きる。関東の政情不安を安定に導き、文教並びに施政に英知を絞って実践に努めた名君である。その16代に当たる鈴木泰三、前理事長(明治19<1886>年-昭和45<1970>年享年85)は、育英の継承について次の如く遺訓している。「遠祖の学統を継承して克く時代に適応せる新教育に渾和し以て世道人心に裨益する所あらんことを茲に謹みて卑懐を宣明す」。而して遠祖の経学、高祖父(祖父の祖父。景範公)の経学の哲学(朱子学)、父祖の人間学を継承し更に進化した今日の時代に適切な学風の陽明学を受容して、人格の涵養とその実践、人道の考究とその教育に尽くしている次第である。かくして前理事長嫡子(遠祖景仲公より数えて17代)鈴木利定理事長・学長は今日の群馬医療福祉大学及び大学院更に短期大学部の教育理念(教育精神)を「知行合一の実践」としているのである。その理念の具体的実践の有様が次に掲げる言葉、「知行合一」である。

知行合一

公愛を説く陽明学の
高度な専門技術と医療福祉の心を育てる
“吾が英知(至善。良知)の行為”が
目指す教育理念の実践

善いことを
行いで示すことが
群馬医療福祉大学の
教育理念

2. 群馬医療福祉大学の使命・目的

使命

学校法人昌賢学園が運営する、群馬医療福祉大学及び大学院並びに短期大学部は建学の精神や教育理念の視点に立って、社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士・各種教諭・看護師・保健師・理学療法士・作業療法士などの将来の有為な人材の育成をその使命としている。理論学習ならびに必要な技術を磨き、理論と実践の融合を図ると共に人格を医療・福祉・教育の要としてとらえ、実習(後記「目的」の項)を通して自己を向上させてゆくことが肝要であると信じている。そこに「医療・福祉・教育のこころ」が芽生え、成長するものである。医療・福祉専門従事者(後記「学校法人昌賢学園・現況」の項に関連)として何を為すべきかを即座に考え対応すること、それは理屈ではなく、医療・福祉・教育に携わる人の資質そのものであると考えられる。本学の鈴木利定理事長・学長はその育英(『介護福祉士』の実践項目について)の一節)について下記の如く云う。

「資質をどう芽生えさせられるか、私達、医療・福祉・教育専門職者の養成に携わる者の仕事がそこにあります。医療・福祉サービスは社会的公正原理に基づいて分配されると

言われます。

それは個人の真の幸福を充実させる『医療・福祉・教育の心』、即ち医療・福祉・教育の理念に根ざし、生きとし生ける者の幸福を実感させるサービスではないでしょうか。長い年月の人間の生活の中で培われてきた『惻隱のこころ』『辞讓のこころ』を各人に備えてこそ、医療・福祉・教育の質は高められるのです。人間は<ゆりかごから墓場まで>様々な養育に頼らなければなりません。人間は誕生して成人に至るまでの長い期間、親は『慈愛のこころ』を子は『敬愛のこころ』を往復交流して互いに精進し、人間として成長するのです。精進といっても、正しきに縁すれば正精、邪（よこしま）に縁すれば邪精進となることは言うまでもありません。親子関係の交流が一方的になった時、親は子を愛護しなくなり、子は親を捨てることになり、家庭は破滅してしまいます。本能的に与え与えらるるという行為ではなく、往復交流して初めて倫理精進が成立するのではないのでしょうか。この倫理観念を培うことが、医療・福祉・教育専門職者の養成に携わる者の使命であると思います。」

目的（目標）

本学はその学則第1条に、「本学は、教育基本法、学校教育法、建学の精神及び教育理念に従い、保健・医療・福祉を学術的に教授・研究し、高度な専門知識・技術と豊かな人間性を併せ備えた有能にして社会的に有為な人材を育成し、医療福祉の発展に寄与することを目的とする」と規定している。即ち「私学の教育理念を踏まえて、学問の裾野を広げ、様々な角度から物事を見ることが出来る能力、自主的、総合的に考え、的確に判断する能力、豊かな人間性を養い、自分の知識・人生を社会との関係の中で位置づけることのできる人材を育てる」（「年頭の所感」、現、群馬医療福祉大学、鈴木利定理事長・学長の教職員への年頭の辞。平成12<2000>年1月6日）と述べられている。医療・福祉に携わる有能な人を育てることが、本学の教育目的である。即ち教育目的（目標）は、「奉仕の精神、環境の美化、礼儀正しい人になる」である。

3. 群馬医療福祉大学の個性・特色

個性

本学では教養科目の「哲学」の一環として、「道徳」をカリキュラムに導入している。大学・大学院・短期大学部で道徳の講義というのは少々珍しいことであるが、“自分が嫌なことは人にもしない、自分が嬉しいことは進んで人にしてあげよう”という人と人との暮らしの上での基本的なルールをもう一度反復して、確固たるものにするための時間と位置づけのゆえにである。医療・福祉を学ぶ上で、そうした道徳心をもてるかどうかは非常に重要なことであると考えている。また理論と叡智と実践の一体化を目指している。抑々、「人には人それぞれの環境、資質、力量がそなわっている。それをより良い方向に導き、伸ばすことが教育の役割である。能力・技を通して、相手の真情『まこと』と吾が真情が一つになる、その感情の体認（交流）が大切である」と考える。それは知識では説明し得ない、大きな純粋なものを吾が心身に得るということである。

本学は建学理念について、「社会有為の人材を育成する」を掲げ、実学の「ボランティア活動」「環境美化活動」「礼儀作法」の3つを柱と定め、その実践に努めている。

- 「ボランティア活動」そのものが学問であるということは、「人心有感応」とした一説が、言志叢録（昭和15年7月、研究社版）にある。そこには、心は神韻縹渺として筆舌に尽くせないものであるが、それを体認できる道は天地自然の不思議な働き、実際の出来ごとによる体認、見聞に拠るところのものと記しており、知識では説明しにくいものである。
- 「環境美化活動」の実践そのものが学問と考える。清掃ばかりが「環境美化活動」ではないが、吾が心を掃除するのも自分の部屋を掃除するようになりたい（前記の言志叢録に掲載）としていて、掃除も故に人格の向上に通ずるのである。
- 「礼儀作法」の実践は、まさしく人格錬成に連動する学問である。「礼法」は、自身のまごころの発揮である。荀子は＜『敬愛』＞をもって接することだと説いている。＜うやまい、いつくしむ『敬愛』＞とは他人の喜ぶことをしてあげたいという気持ちである。重要なことは、**人間尊重の価値観**を身につけることであると考えます。
大学の掲げる建学精神及び理念、教育理念（教育精神）、教育方針（後記）を身に体する教育指導、その実践が本学の個性である。前記のボランティア活動にしても必修科目として単位を認定し、教室では実感できない人の心の機微や仕事へのやりがいなど、多くのことを学生に体感してもらう事である。内容は実にさまざまである。保育所、幼稚園、児童施設、老人福祉施設、障害者施設、事業団など活動場所は多岐にわたり、学生は自分の関心に沿って活動先を決め実践している。

特色

- (1) ○3学部3学科の大学であり、少人数の充実した教育を実施している。
 - クラス担任制度を設けて教職員・学生の信頼関係を密にしている。1年2年の基礎演習、3年4年の総合演習を通じて総合的に人格の涵養を行い、私生活・学生生活・就職などの悩みでもクラス担任の教職員が親身になって相談に応じている。
 - 環境美化活動を教育方針（後記）に取り入れている。
 - ボランティア活動に尽力している。
 - 挨拶や礼儀、人間性の涵養に努めている。
 - 医療・福祉関係の各種資格から教員免許状までの資格が、それぞれ関連の教科目取得に応じて可能である。
 - 卒業時の職業資格の取得を推進するため、たくさんの受験対策講座を用意している。
- (2) 卒業に必要な実習及び資格取得に必要な実習を準備している。
「特色」の主要事項を列挙すれば大略以上のおりである。

教育方針

建学の精神の「仁」。建学理念の「心豊かな立派な人を育てる」。教育目標の「奉仕の精神。環境の美化、礼儀正しい人になる」。

教育理念の「知行合一に依る修徳。功業」。以上のものを集約して具体的な指針を本学は掲げている。それが即ち、「質実剛健。敬愛。至誠。忠恕。」である。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

群馬医療福祉大学（及び学校法人昌賢学園）の沿革

宝徳元（1449）年	本学の祖、長尾昌賢（現理事長・学園長・学長の遠祖）、学問所を開設
文化 8（1811）年	長尾景範（高祖父）、校舎を建て、正誼堂を開く
明治 41（1908）年	長尾景道（祖父）、認可を得て昌賢学堂を設立
大正 8（1919）年	鈴木泰三（鈴木と名字を改む、父に当たる）昌賢学堂を昌賢中学校（旧制）と改める。また、その当時、鈴蘭少女学園（現、群馬医療福祉大学附属認定こども園鈴蘭幼稚園）を設立
昭和 21（1946）年	鈴木泰三、前橋女子商業高等学校を設立
昭和 23（1948）年	鈴木泰三、前橋栄養高等学校を設立。同時に鈴蘭少女学園を鈴蘭幼稚園と名称を改める
昭和 26（1951）年	財団法人昌賢学園を学校法人昌賢学園に組織変更、認可を受ける 初代理事長鈴木泰三就任
昭和 35（1960）年	鈴蘭幼稚園、前橋市元総社町 152 に園舎を落成し移転
昭和 46（1971）年	第二代理事長鈴木利定就任
平成元（1989）年	群馬社会福祉専門学校（介護福祉学科）を前橋市元総社町 152 に開設
平成 4（1992）年	群馬社会福祉専門学校に社会福祉学科を開設
平成 8（1996）年	群馬社会福祉専門学校に福祉保育学科を開設 群馬社会福祉短期大学社会福祉学科（介護福祉専攻、社会福祉専攻）を前橋市川曲町 191 に開設
平成 10（1998）年	群馬社会福祉専門学校に介護福祉専攻科を開設
平成 11（1999）年	陽明学研究所を設置
平成 12（2000）年	福祉研究センターを設置
平成 13（2001）年	文部科学大臣、群馬社会福祉大学設置を認可（12月20日付け）
平成 14（2002）年	群馬社会福祉大学社会福祉学部、社会福祉学科（社会福祉専攻〈社会福祉コース・福祉心理コース〉、児童福祉専攻）を前橋市川曲町 191 に校舎を増築して開設 群馬社会福祉短期大学社会福祉学科の社会福祉専攻を廃止 群馬社会福祉短期大学社会福祉学科介護福祉専攻を群馬社会福祉大学短期大学部介護福祉学科と改称 ボランティアセンター開設
平成 15（2003）年	群馬社会福祉専門学校に社会福祉士通信課程を開設 鈴蘭幼稚園の名称を群馬社会福祉大学附属鈴蘭幼稚園と改称
平成 17（2005）年	昌賢アリーナ新築並びに留学センター設置
平成 18（2006）年	文部科学大臣、群馬社会福祉大学大学院設置を認可（11月30日付け）
平成 19（2007）年	群馬社会福祉大学大学院社会福祉学研究科（社会福祉経営専攻）を前橋市川曲町 191 に開設 群馬社会福祉大学大学院福祉経営研究所開設

- 平成 20 (2008) 年 群馬社会福祉大学附属医療福祉専門学校（理学療法学科、作業療法学科）を前橋市本町に校舎を設置し開設
- 平成 22 (2010) 年 群馬社会福祉大学を群馬医療福祉大学に名称変更
 群馬社会福祉大学大学院を群馬医療福祉大学大学院に名称変更
 群馬社会福祉大学短期大学部を群馬医療福祉大学短期大学部に名称変更
 群馬医療福祉大学看護学部を藤岡市藤岡 787-2 に開設
 群馬社会福祉大学附属鈴蘭幼稚園を群馬医療福祉大学附属鈴蘭幼稚園に名称変更
 群馬社会福祉大学附属医療福祉専門学校を群馬医療福祉大学附属リハビリ専門学校に名称変更
- 平成 24 (2012) 年 群馬医療福祉大学リハビリテーション学部を前橋市本町に開設
- 平成 29 (2017) 年 群馬医療福祉大学附属鈴蘭幼稚園を群馬医療福祉大学附属認定こども園鈴蘭幼稚園に名称変更

○ 学校法人昌賢学園の命名は、長尾昌賢の名号に因んだものと伝えられている。

2. 本学の現況

- ・ 大学名 群馬医療福祉大学
- ・ 所在地 群馬県前橋市川曲町 191-1（社会福祉学部・大学院）
 群馬県藤岡市藤岡 787-2（看護学部）
 群馬県前橋市本町 2-12-1 前橋プラザ元気 21
 6階7階（リハビリテーション学部）
- ・ 学部構成 社会福祉学部 社会福祉学科
 社会福祉専攻（社会福祉コース 福祉心理コース 学校教育コース）
 子ども専攻（児童福祉コース 初等教育コース）
 看護学部 看護学科
 リハビリテーション学部 リハビリテーション学科
 理学療法専攻 作業療法専攻
- ・ 学生数、教員数、職員数

学生数（平成 29 年 5 月 1 日現在）

学部	学科	入学定員	収容定員	3年次編入定員	学生総数	学年別学生数			
						1年	2年	3年	4年
社会福祉	社会福祉	90	450	40	354	68	87	107	92
看護	看護	80	320	0	369	90	91	95	93
リハビリテーション	リハビリテーション	60	240	0	260	57	67	64	72

教員数 (平成 29 年 5 月 1 日現在)

職員数 (平成 29 年 5 月 1 日現在)

	専任	非常勤		専任	非常勤
社会福祉	39	40	社会福祉	15	1
看護	29	66	看護	7	0
リハビリテーション	19	15	リハビリテーション	4	0

・大学院構成 社会福祉学研究科 社会福祉経営専攻

・学生数

大学院	専攻	入学定員	収容定員	学生総数	学年別学生数	
					1年	2年
社会福祉学研究科	社会福祉経営専攻	10	20	5	3	2

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

《1-1の視点》

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

(1) 1-1の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

学校法人昌賢学園は、学校法人昌賢学園寄附行為第3条において、「教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、国際性豊かで深い学識をもった資質の高い人材を育成すること」が教育上の使命目的であることを明確に定めている。学校法人昌賢学園群馬医療福祉大学は「質実剛健・敬愛・至誠」の三則を庭訓とし、同じくこの慈教の根本思想の展開である「忠恕」を加えて四則とし、大本の「仁」、並びに展開した「仁義礼知信」等の五倫五徳を踏まえ、総合した仁の精神を建学の精神とし、人格教育を実践している。伝統の建学精神は「仁」すなわち「真心」を育て、人の道を行うことであり、また、教育理念は「知行合一」良いことを行いで示すことである。

群馬医療福祉大学（及び大学院並びに短期大学）は上述の建学の精神や教育理念の視点に立って、社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士・各種教諭・看護師・保健師・理学療法士・作業療法士など、将来の有為な人材育成をその使命としている。理論と実践の融合を図ると共に人格を医療・福祉・教育の要としてとらえ、実習を通して自己を向上させ、そこに「医療・福祉・教育のこころ」が芽生え、成長するものであるとしている。

学校法人昌賢学園は宝徳元年（1449年）に上州白井（現在の群馬県渋川市白井）の長尾景仲の居城に学問所が誕生したことに始まり、今日の学校法人昌賢学園（群馬医療福祉大学・群馬医療福祉大学大学院・群馬医療福祉大学短期大学部・群馬社会福祉専門学校・群馬医療福祉大学附属認定こども園鈴蘭幼稚園）の礎となった。

『昌賢学堂沿革史』に依れば、学問所の教育方針は「精神の涵養に重きを置く」とされており、後に白井の郷に聖堂（孔子廟）を建て、京の儒者・藤原清範を招聘し、月に数回経書を講義せしめて郷党子弟を薫陶することを任としたのである。

然して本学の建学の精神は、その昔（約600年前）誕生した学問所の教学を伝承している。即ち我が国の人々の醇風美俗を培う我が国固有の文化に、伝来し融合の大陸文化、就中その人間学（儒教思想）を柱としている。即ち「己に克って礼を復む」とする『仁』が、学問所時代より伝承される建学精神である。

この建学の精神、並びに教育上の理念、目的及び養成する人材像等を正しく伝えるため、学生に対しては基礎演習テキストとして「咸有一徳－昌賢学園の全人教育－」（中央法規出版）全149頁を作成して配付・教育している。また、保護者に対しては保護者説

明会の際に「CAMPUS BOOK 2017」全 58 頁を作成し配布・説明している。また、受験生及び外部の方に対しては入学パンフレット及びホームページにてわかりやすく説明している。【資料 1-1-1】【資料 1-1-2】【資料 1-1-3】

建学の精神・教育理念に基づく本学の使命・目的については、学則の第 1 条において「本学は、教育基本法、学校教育法、建学の精神及び教育理念に従い、保健・医療・福祉を学術的に教授・研究し、高度な専門知識・技術と豊かな人間性を併せ備えた有能にして社会的に有為な人材を育成し、医療福祉の発展に寄与することを目的とする。」としており、そのことは学生便覧にて全学生と非常勤講師も含めた全教職員に配付・周知されている。

学生に対しては、入学前の事前指導を始めとして、入学後のオリエンテーションとフレッシュャーズキャンプにおいて学長を始めとして担当教員から学部の教育目標とともに説明を行い、確認するよう指導している。

教職員に対しては、1 月に行われる年始の会及び 4 月に行われる年度初めの会において学長より建学の精神・教育理念について話がある他、年度の変わり目となる 2 月～3 月に開催している非常勤講師説明会において、専任教職員全員が出席の元、学長、学部長などから建学の精神、教育理念について直接話しをしている。

また、特に専任教員については教務必携を配布し周知徹底を図り、定期的に FD 研修を実施し、学生指導の問題点などを取り上げ、より具体的な視点から理解を図っている。

使命・目的

「群馬医療福祉大学学則」第 1 条

本学は、教育基本法、学校教育法、建学の精神及び教育理念に従い、保健・医療・福祉を学術的に教授・研究し、高度な専門知識・技術と豊かな人間性を兼ね備えた有能にして社会的に有為な人材を育成し、医療福祉の発展に寄与することを目的とする。

従って「医療福祉に携わる有能な人を育てる」ことが教育上の使命・目的であることを明確に定めている。本学の使命・目的は、「群馬医療福祉大学学則」において、具体的かつ明確に規定されている。【資料 1-1-4】

本学の学部学科単位での教育目的は、学則第 6 条第 2 項において、下記のように、具体的明確に定めている。

■社会福祉学部社会福祉学科

少子高齢社会で、ますます充実が望まれる社会福祉・保育・教育の分野において、広い見識と視野を持つ、技術的にも人間的にも優れた、より質の高い人材を輩出することを目的とする。

■看護学部看護学科

少子高齢社会の中で、ますます充実が望まれる看護の分野において、優れた学識と技術と倫理的判断力を身につけ、健康と福祉と地域に主体的に貢献のできる、人間性豊かな看護専門職者の育成を目的とする。

■リハビリテーション学部リハビリテーション学科

少子高齢社会の中で、ますます充実が望まれる医療福祉の分野において、豊かな人間性と幅広い学識経験及び医療技術を有する人材を養成し、ひとが生きる上で必要とされる心身両面の健康や生活の向上に貢献し、その生活や生き生きとした人生を支える資格を培う

ことを目的とする。

(3) 1-1の改善・向上方策（将来計画）

大学の使命・目的及び教育目的の周知については、ホームページや学校案内パンフレット、保護者説明会用 CAMPUS BOOK 等による大学案内は毎年更新されている。しかし、時代の流れによる大学内の改組に伴い、より明確に簡潔に大学を紹介することが難しくなることがないように、一般の人がみても大学の特色が理解され、かつより分かりやすいような内容と表現を心掛ける。

また、建学の精神と教育理念を踏まえた教育研究全体の一層の発展に取り組み、教育研究上の目的を達成するための教育課程、教育内容、教育組織の改革に継続的に取り組み、その実現を目指していく。

医療・福祉・教育の動向を見据えつつ建学の精神をカリキュラムに実践教育として反映している。今後の医療・福祉・教育における社会動向と本学の教育方針の「地域貢献・ボランティア活動の充実化」を通じての人間力・専門職育成を目指し、以下の取り組みの強化を図る。

・総合大学の特色を活かした次の教育活動を実施する

- 1) 社会福祉学部・リハビリテーション学部・看護学部及び同法人短期大学部の合同によるチームケア（IPE）教育演習、27～28年度の演習の実施・評価を踏まえ29年度から科目立てを実施。（科目名称：チームケア入門・別紙シラバス参照）
- 2) ボランティア活動への取り組み
- 3) 環境美化活動の実践
- 4) 国際性豊かな大学生活、異文化に触れる機会を増やす、また語学力向上を図ることを目的とした海外研修の実施、及び海外の大学との連携により国際交流を推進する。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

《1-2の視点》

- 1-2-① 個性・特色の明示
- 1-2-② 法令への適合
- 1-2-③ 変化への対応

(1) 1-2の自己判定

基準項目1-2を満たしている。

(2) 1-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 個性・特色の明示

群馬医療福祉大学は、教育基本法および学校教育法に則るとともに、本学の建学の精神である「仁」と教育理念である『知行合一』を信条とし、「保健・医療・福祉を学術的に教授・研究し、高度な専門知識・技術と豊かな人間性を併せ備えた有能にして社会的に有為な人材を育成し、医療福祉の発展に寄与する」ことを目的としている。

本学園においては、群馬県前橋市において、既に群馬社会福祉専門学校（平成元年設立）及び群馬社会福祉短期大学（現・群馬医療福祉大学短期大学部）（平成8年設立）、群馬社会福祉大学（現・群馬医療福祉大学）社会福祉学部（平成14年設立）、群馬社会福祉大学大学院（現・群馬医療福祉大学大学院）（平成19年設立）、群馬医療福祉大学看護学部（平成22年設立）、群馬医療福祉大学リハビリテーション学部（平成24年設立）を擁して、

医療福祉従事者の育成に努めてきた。そして、一つひとつの知識及び技術の習得は無論のこと、そこに、人間としての根源的な全人教育並びにより深い徳の涵養の重要性を痛感した。医療・福祉・教育従事者の仕事は、申すまでもなく、機械を相手にすることではなく、尊厳をもった人間そのものに愛情と信頼関係を持って相対するものだからである。

群馬医療福祉大学においては、建学の精神として、「忠」「孝」「信」「愛」に基づく「精神の修養」を掲げ、教育に臨んできた。今後も建学の精神のもと、下記のような特色を持った教育目標達成のため、さらに優れた知識、技術、そしておもいやりの心を有した人材を輩出し、社会に貢献したいと考えている。

- ① 仁、義、礼、智の精神の下、豊かな人間性の育成
- ② 知識に対する意欲、気力を養い、旺盛な探求心、創作の喜び、学問的良心の啓培
- ③ 自己の生活をふまえ、正しいものの見方、考え方をもとにして課題の解決を積極的に図っていく実践的態度の養成
- ④ 医療・福祉・教育に関する専門的な知識・技能の習得
- ⑤ たくましい実践力を持つ福祉人材の育成

1-2-② 法令への適合

法令への適合については、学校法人昌賢学園寄附行為第3条に、この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを明示している。本学の使命・目的については「群馬医療福祉大学学則」第1条において、「本学は、教育基本法、学校教育法、建学の精神及び教育理念に従い、・・・」と定めており、教育基本法及び学校教育法に従うことを明記している。また、本学の目的は、「保健・医療・福祉を学術的に教授・研究し、高度な専門知識・技術と豊かな人間性を併せ備えた有能にして社会的に有為な人材を育成し、医療福祉の発展に寄与する」ことであり、大学設置基準第2条の規程に則り、学則第6条1項に学部学科ごとに人材の養成に関する目的を規定している。【資料 1-2-1】【資料 1-2-2】

一方、大学院については、「群馬医療福祉大学大学院学則」第1条において、「高度にして専門的な社会福祉の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、専攻分野における専門性が求められる職業を担うため、深い学識及び卓越した能力を培い、文化の発展に寄与する」と定め、教育基本法および学校教育法第99条の大学院の目的に適合している。また、大学院設置基準第1条の規定に則り、同学則第1条に人材養成に関する目的を掲げている。【資料 1-2-3】

1-2-③ 変化への対応

学園の礎である学問所の開学から570年になる本学園は、開学後、幾多の変遷を経ながらも、学問所の教学を脈々と伝承している。

現在の大学組織の基礎となるのは、平成元（1989）年の群馬社会福祉専門学校介護福祉学科の開設に始まる。今や、我が国の超高齢社会を支えるにはなくてはならない専門資格である介護福祉士の養成は、昭和62（1987）年の社会福祉士及び介護福祉士法施行に伴い、翌年の昭和63（1988）年から全国的に養成校の設置が始まり、本学はその翌年の平成元（1989）年に開学した二期校にあたる。一期校は全国わずか15校でスタートしたことからも、当時、介護福祉士を養成する学校はとても貴重であり、時代の要請にいち早く対応した養成校であったといえる。

平成4(1992)年には群馬県内初の社会福祉主事養成機関としてソーシャルワーカーの養成に着手、平成8(1996)年には群馬県内初の福祉系大学として群馬社会福祉短期大学(現在の群馬医療福祉大学短期大学部)を設立、平成10(1998)年には群馬社会福祉専門学校に介護福祉専攻科を設置した。そして、平成14(2002)年には群馬社会福祉大学(現在の群馬医療福祉大学)社会福祉学部を設立し、4年制大学の運営を開始、平成19(2007)年に群馬社会福祉大学大学院(現在の群馬医療福祉大学大学院)を設立し、福祉事業の経営者の養成を開始した。平成20(2008)年には群馬社会福祉大学附属医療福祉専門学校(現在のリハビリテーション学部の前身)を設立し、理学療法士・作業療法士の養成を開始、平成22(2010)年には看護学部を設置し、大学の名称を群馬社会福祉大学から群馬医療福祉大学に変更した。さらに平成24(2012)年にリハビリテーション学部を設置し、現在の組織の姿となっている。

平成元年の群馬社会福祉専門学校開校以来、常に時代の要請に応え、医療福祉従事者の育成に努めてきた。専門力、専門職としての知識及び技術、態度の習得は無論のこと、人間力、つまり人間としての根源的な全人教育とより深い徳の涵養、並びに本学のディプロマポリシーを目標に掲げ、その実現に向けた教育を実践してきた。また、大学の変革として、卒業後に地域社会で専門職として活躍できる選択肢を提供するために、学部・学科や研究科・専攻・コースの開設及び新たな資格取得のための教育課程改変に取り組んだ。

グローバルな人材養成については、海外研修の実施、さらに海外の大学等と連携協定を結ぶ(多文化・異文化交流事業の将来構想)など、本学は英知を結集し社会の付託に応えるべく努力を重ねている。「学内の国際化」、「学生の海外留学の促進」、「外国語教育の充実」、「海外大学等との連携の促進」、「地域のグローバル化への貢献」を5つの柱とし、授業の改善だけではなく、広く外国語、海外の文化に触れる機会を増やし、その後のさらなる国際化推進につなげていく。

総合大学の特徴を活かした2年間に渡る、3学部1学科合同チームによる「チームケア教育」を実施した成果を経て平成29年度から「チームケア入門Ⅰ・Ⅱ」と科目を設定、開講している。

地域連携を促進するため、地方自治体等との間で相互の発展に資するため両者が包括的な連携のもと教育、文化、産業、まちづくり、学術研究、健康・医療・福祉、自然・環境等の分野で協力する協定を結び、本学に求められている社会的使命を果たすため、地域との積極的な連携を行っている。前橋市・前橋市教育委員会・前橋市社会福祉協議会・藤岡市・藤岡市教育委員会との連携に関する協定を結んでいる。また、地域貢献ボランティア活動としては、前橋市との連携事業として前橋まつりの「だんべえ踊り」に例年約800名の学生が参加、前橋七夕まつりでは「子ども広場」の企画運営を行っている。藤岡市との連携事業では、「藤岡フェスタ」「藤岡市健康福祉祭」「藤岡市民活動フェスティバル」「チャレンジキッズフェスタ」「藤岡まつり」等に参加している。また、神流町との連携事業として学生が主体として企画・運営する「おくだの元気隊」等を実践し報告会を開催している。このほか、公開講座の開催、教育力・研究力向上に向けた計画的な研修会・研究発表会の開催、学園祭での講演や研究発表等を行っている。急速に変化する社会情勢や地域社会のニーズを把握しそれに応えるべく、大学として一丸となって様々な地域貢献活動への取り組みをしている。

(3) 1-2の改善・向上方策(将来計画)

本学の建学の精神や基本理念、使命・目的は基本的に変わることはない。しかし、教育

内容や教育目標は、社会のニーズや入学生の資質・能力・志向に応じて、また PDCA サイクルの実行により改善・向上を常に図らなければならない。本学の基盤である「歴史と伝統」「独自の教育方針」「福祉と医療の総合大学」をメリットとして、他大学とは異なる伝統と特色ある教育機関として、今後も教育・研究・社会貢献に関する多様な取り組みをさらに発展させることを目指していく。変化に対し新たなチャレンジをもって大学改革に努め、「忠」「孝」「信」「愛」に基づく「精神の修養」を掲げ、さらに優れた知識、技術、そしておもいやりの心を有した人材を輩出し、社会に貢献することで、医療福祉の専門大学としての真価を発揮すべく検討を進めている。

また体制面では、現行の大学院社会福祉研究科を改組転換し、社会福祉・看護・リハビリテーションに関する高度な専門職を社会に輩出すべく検討を進めたいと考えている。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

《1-3の視点》

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-3の自己判定

基準項目1-3を満たしている。

(2) 1-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

本法人及び本学の目的は、それぞれ寄附行為、学則および大学院学則に定められている。寄附行為の制定、改定は理事会の承認を得て定め、学則および大学院学則の制定、改定は「教授会」「研究科委員会」等の審議を経て定めており、役員、教職員の理解と支持を得ている。さらにこれらを学生便覧・院生便覧等に掲げることにより、教職員の理解を促している。

理事長・学長は、大学の方針、建学の精神に基づく教育目的等について、毎年度、年度初めの会（4月）及び年始の会（1月）、教授会・教員会（月2回）を開催し、大学の方針及び学生指導方針、大学行事の意味等、指導方針の細部にわたり学長自ら教職員への指示・情報の伝達及び周知を図っている。さらに理事長・学長は、大学における各期オリエンテーションや後援会、保護者説明会、各種大学行事等に必ず出席・言及し、教職員に理解と支持を求めている。大学行事やさまざまな教育活動、ボランティア活動、環境美化活動等において、礼節を重んじ、専任・非常勤を問わず（FD・SD研修会年2回）、建学の精神・教育理念に基づいた実践教育を推進している。

以上のような取り組みは、教職員の建学の精神に基づく教育目的等の理解を深める機会となっている。

1-3-② 学内外への周知

本学の建学の精神は「仁」であり、世の中の役に立つ人を育てることを教育理念としている。しかも、その理念の具体的実践は「知行合一」によるものである。

このような大学としての基本的な考え方を、大学として以下のように大学内外に示している。

1) 大学案内では、毎年本学の特色が理解されるようにアドミッションセンターが中心

となって改訂を重ねている。「学長の挨拶」、「建学の精神」の中で明確に説明されている。この大学案内は単に大学を訪れた人に対してのみ発信されるものではなく、本学で実施される高校教員を対象とした大学説明会、オープンキャンパスなどを十分に利用して実施している。また、後援会や後援会支部会等においても保護者に対して資料を基に説明を行っている。さらには、ホームページに公開することにより、インターネットによって幅広く全国に伝えている。【資料 1-3-1】

- 2) 学生募集要項においては、本学のオープンキャンパスに訪れた学生とその保護者、また、本学への問い合わせに対して郵送で資料を送り、大学の基本的な精神と教育理念を伝えている。
- 3) 入学式直後の保護者説明会においては、殆どの保護者が学生と一緒に来校し、説明用に作成した「CAMPUS BOOK」にて、学長自ら大学の基本精神と教育理念を伝えている。
- 4) 入学後は学生に学生便覧を配布し、これに基づき、オリエンテーションと1泊2日のフレッシュキャンプにおいてもさらに具体的な説明を繰り返し、本学の理解を図っている。
- 5) 基礎演習・総合演習のテキストとして「咸有一徳 一昌賢学園の全人教育」（中央法規出版）全 149 頁を作成して配付し、教育・指導に役立てている。

【資料 1-3-2】 【資料 1-3-3】 【資料 1-3-4】

このように、学外に対しては、「大学案内」「本学ホームページ」等を通して周知を図っている。学内に対しては、入学式・学位授与式（卒業式）、各期オリエンテーション（全学部）等において、理事長・学長が建学の精神を繰り返し説くと共に、その際、常に教職員、在学生一同で昌賢学園歌を斉唱し、教職員及び在学生（保護者含む）への周知・理解を深めている。本学の学園歌は、「伝統の建学精神・教育理念・校訓」が謳われている。大学行事や各期オリエンテーションにおいて毎回学園歌を唱和し徹底している。

一方、非常勤講師等については、非常勤講師説明会（FD・SD 研修会年 2 回：専任・非常勤合同）を開催し、理事長・学長、学部長等より、大学及び学部方針の理解を求めると共に、非常勤・専任全教職員の意見を反映している。

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

群馬医療福祉大学の 3 つの方針については、平成 26（2014 年）年度より従来のものを整備（学生便覧・入学案内・HP に掲載）するとともに、大学行事及び各期オリエンテーション等にて学生に周知している。さらに、専攻毎のディプロマポリシーを具現化する体系的な教育課程を編成している。

学位授与の方針（ディプロマポリシー）

群馬医療福祉大学は、「仁」を建学の精神とし「知行合一」を教育理念としている。教育目標である「質実剛健」「敬愛」「至誠」「忠恕」に基づき、以下の能力を身に付けた学生に学位を付与する。

1. 多角的視野で考察するための社会や文化、自然や環境に関する基礎的知識や技法を習得している。

<知識理解>

社会を構成する個々人の様々な行為の動機や原則は、所属する集団や環境によって異なり、現代社会においてはそれらも急速に変化している。本学では、知行合一の理

念のもと、様々な社会の動向や人々の行動に関わる原理や道理に関する知識を蓄え、それらを学生個人個人の知恵として発揮できる素地を陶冶する。

2. 社会の様々な事象に関する情報を分析し、他者と協力して健康で文化的な生活を営むための方法や、生活の質を高める方法を考案、実践できる。

＜汎用的技能＞

社会人としての生き方や社会生活の営みにおいて、他者と協力して物事を成すには「道徳」や「倫理」という行為の規範が必要である。本学では「質実剛健」を精神的支柱に備えた人間形成を目標とする。そして、専門的知識や技術の修得を前提に、自らの日常生活で起こる様々な事象を正確に捉える情報収集能力や分析能力など、より豊かな生活を実現させる能力を涵養する。

3. 学際的探求の意義を理解し主体的に学習を続け、高い倫理観と責任感を持ち他者と協力して仕事や研究を進める意欲と、真心をもって研究や仕事の成果を社会に還元する態度を身に付けている。

＜態度・志向性＞

本学は、「仁」の精神を体現できる人材、すなわち、「敬愛」という地域社会への敬意と深い思いやりをもち、真心を具現化できる素養を持つ人材を養成する。地域社会でのより善いチームワークや感化をもたらす「至誠の人」という高い志を体現する意欲と態度を身に付けることを目標とする。したがって、学問へのあこがれ（憧憬）、知識欲、探究心、創作のよるこびを地域住民と共有し、卒業後も継続できる学生の知識への意欲や気力を養う。

4. 自らが置かれている社会や生活に関する課題について知識・技能・態度等を総合的に活用し、その課題を主体的に解決する能力を身に付けている。

＜統合的な学習経験と創造的思考力＞

多文化・異文化共生社会の実現に向けて必要な能力とは、社会や組織、環境に関わる基本的な知識や実践の理論を身に付けた上で、倫理的規範と創造的思考に基づく具体的解決のあり方を示せる能力である。本学では、「忠恕」の教育目標のもと、自らの良心に忠実で思いやり深い人間として地域社会の振興に寄与できる行動力と創造力を養う。地域での様々な実践体験や住民との関わり、論理的思考や数量的スキルなどを駆使し自らの問いを探求する過程を通して知識・技能・態度の統合を目指す。

教育課程編成方針（カリキュラムポリシー）

全学ディプロマ・ポリシー（以下、DP）を基に、本学では「全学共通科目」と、各学部のDP及びカリキュラム・ポリシー（CP）に基づく科目を配置する。

全学共通科目は、知行合一の教育理念のもと学生の人格陶冶と主体性形成を支柱とし、社会生活における問題解決能力と創造力、地域社会の振興に寄与できる能力を涵養することを目的とする。したがって、そのプログラム形態は実践活動、演習、講義やゼミナール形式など多岐にわたる。しかしながら、評価には「探求の過程」と「学生が何を成したか」という一貫した観点を有している。これらは、各学部の専門とする学問領域修得の素地となり、また、同時に一人の人間として統合・発展させる要素を含んでいる。そして、これらのカリキュラムの効果を高め、目標を達成するための活動として、「礼の実践」を位置づける。

- (1) 本学のポリシーに基づく全学共通科目（配置例）

1) 基礎演習及び総合演習

本学の人間教育の要であり、4年間または2年間の一貫した理念に基づく共通科目である。以下の5つの全学共通プログラムを実施し、本学が掲げる4つの教育目標の到達を目指す。

- ①建学の精神と実践教育プログラム
- ②心身の健康プログラム
- ③地域貢献プログラム
- ④学習統合プログラム
- ⑤進路・資格取得プログラム

2) ボランティア活動

現場での実践活動と学内との学習過程との循環を通して、対人援助職としての態度や価値観を養う。基本的な心構えだけでなく、専門職として獲得すべき将来の目標を学生自らが認識する機会を提供するため、以下の到達目標を含む。

- ①ボランティア活動の意義を理解し、自ら計画し主体的に活動ができる。
- ②住民や施設利用者等との関わりから自らを省み、態度や思考の有り様を認識できる。
- ③実践活動を省察しチームワークやリーダーシップのあり方を理解し、自らが獲得すべき発展的な学習課題へと還元できる。

3) その他の科目

本学の建学の精神や教育目標そのものを理解する素地となり、また、社会現象の根源を問い考える基礎知識を培養すべく、哲学や道徳に関する科目を置く。専門性のみならず多角的視点から考察できる学生を育成する。さらに、社会的要請に応える多様な専門職の連携に基づく実践能力を身に付けるため、専門職連携に関する科目を配置する。

(2) カリキュラムを支える「礼の実践」

「礼」は、社会の秩序を維持するための法律や法則、伝統的な制度や風俗、習慣などのきまりであり、日常生活におけるマナーにまで至る。そして、人が行動する時に守らなければならない作法として「礼儀」がある。

人間は、社会の中の一人として社会全体が良くなるための生活態度を持たなければならない。本学では、日常の礼儀作法としての「挨拶」と心の持ち方としての「環境美化」を、カリキュラムを支える重要な活動として位置付ける。挨拶は社会生活を円滑に進めるための日常生活に欠かせない行為であり、他者とのコミュニケーションの第一歩である。環境美化は清掃という行為を通して、他者への配慮(仁の具体的現れ)と自己研鑽に励む態度(克己)を養う機会と実践の場である。この相互に補完しあい発展的機能をもつ実践と教育との総体を、建学の精神を反映した本学の人材育成とする。

入学者受け入れ方針（アドミッションポリシー）

1. 「仁、義、礼、知、信」の精神（建学の精神）の展開の下、豊かな人間性を身に付け、ボランティア活動と環境美化活動に生きがいを見つけようとする人。〔人格教育〕
2. 自己の安定した生活を踏まえ、社会人としての正しいものの見方、考え方で様々な課題の解決を積極的に図っていきこうとする意欲のある人。〔自立教育〕
3. 旺盛な探求心を持って学問に取り組む姿勢を持ち、福祉、医療に関する専門的な知識・技能の習得を目指そうとしている人。〔教養教育〕

4. 福祉、医療に関する各種資格を取得し、逞しい実践力を持つ福祉、医療の人材になりたいという強い意志を持っている人。〔専門教育〕
5. 豊かな人間性と幅広い教養を身に付け、国際的視野で物事を判断でき、21世紀の福祉と医療の分野のリーダーを目指したいと願っている人。〔国際教育〕

それぞれの学部学科の3つのポリシーは、前述の大学の方針を受け、同時に各学部学科固有の教育目的等を考慮して作成した。大学院の教育方針も同様である。本学は、教育目的・教育理念・教育目標に基づき、各学部の専門性及びその特徴を活かし、段階的に積み上げる方式でカリキュラムを構築し、将来を見据えた教育実践をしている。

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

本学の教育研究上の使命・目的を果たすために、3学部3学科、大学院1研究科1専攻を設置している。

教育研究に関わる学内の意志決定の流れは、各種委員会・教授会の議を経て、最終的に学長が決定する事になっている（「大学組織規程」）。大学及び大学院の運営に関わる重要事項、すなわち下記事項を審議する。

社会福祉学部社会福祉学科は、社会福祉専攻（収容定員280人）と子ども専攻（収容定員160人）からなり、看護学部は、看護学科（収容定員320人）、リハビリテーション学部リハビリテーション学科は、理学療法専攻（収容定員140人）と作業療法専攻（収容定員100人）からなり、修士課程として大学院社会福祉学研究科に社会福祉経営専攻（収容定員20人）が設置されている。このほか、「研究所」として、本学の建学の精神の基盤でもある陽明学の研究を行う「陽明学研究所」が設置されており、さらに「医療福祉教育研究センター」「ボランティアセンター」「キャリアサポートセンター」「アドミッションセンター」「群馬医療福祉大学図書館」等が設置されている。

「研究所」及び「附属機関」は、大学・大学院の教育研究の目的を達成するために連携的支援を行っている。

表1-3-1は、教育研究組織についてまとめたものである。

表1-3-1 教育研究組織の規模・構成（平成29年度）

教育研究組織	大 学	社会福祉学部（収容定員：440人） 看護学部（収容定員：320人） リハビリテーション学部（収容定員：240人）
	大 学 院	社会福祉学研究科（収容定員：20名） 社会福祉経営専攻
	研 究 所	陽明学研究所 医療福祉教育研究センター
	附 属 機 関	ボランティアセンター 群馬医療福祉大学図書館
	併 設 校	群馬医療福祉大学短期大学部 群馬社会福祉専門学校 群馬医療福祉大学附属認定こども園鈴蘭幼稚園

図1-3-1に大学・大学院における教育組織の基本として、大学の学部・学科・専攻、大学院の専攻科の編成、並びに大学と大学院との連携関係を示した。本学建学の精神である儒教（孔子学）の大本の「仁」、及び「礼」を基盤として群馬医療福祉大学の教育研究体系は成り立っている。医療・社会福祉・教育事業に携わる専門職員は、専門的な知識や

技術の研究・習得に偏るのではなく、目標とする専門職が人間を対象とした実践科学であることに鑑み、当然に、それにとまなう倫理の研究・体得も不可欠である。このことから、新しい時代の医療・社会福祉事業の実践を担う指導的人材には、「専門的知識」ならびに「倫理規範」の均衡ある体得が必要であると考え、専門科目だけでなく、哲学・倫理学・道徳・論語といった科目を配置している。

社会福祉学科の中にある「社会福祉専攻」と「子ども専攻」、また、「看護学部」「リハビリテーション学部」は隣接学問領域として相補関係を持っており、緊密な連携のもとに運営されている。また、ともに、関連する学問領域として大学院は大学の専門領域を基盤として、その上位の教育研究組織となっており、「社会福祉学部」の上に「社会福祉学研究科社会福祉経営専攻」が置かれている。

図1-3-2は、大学・大学院における教育研究上の目的達成のために連携している組織について示した。「群馬医療福祉大学短期大学部」「大学附属認定こども園鈴蘭幼稚園」「群馬社会福祉専門学校」は同じ法人に属し、常に緊密な連携のもとに運営されている。たとえば、大学から専門学校への講師派遣、幼稚園での特別講義への講師派遣、また、各校の事務長・部課長レベルの定期的運営会議が実施されている。群馬医療福祉大学附属リハビリ専門学校は、大学組織の中にリハビリテーション学部を新設した関係で平成27年3月末日をもって閉校した。「陽明学研究所」は研究紀要や論集等各種出版物の発行、「医療福祉教育研究センター」は各種公開講座の開講、地域への相談窓口の設置、「ボランティアセンター」は、福祉・医療施設や地域との連携や機関紙の発行、ボランティアフォーラムの開催など、大きな役割を果たしている。

図1-3-1 大学・大学院における教育組織の基本

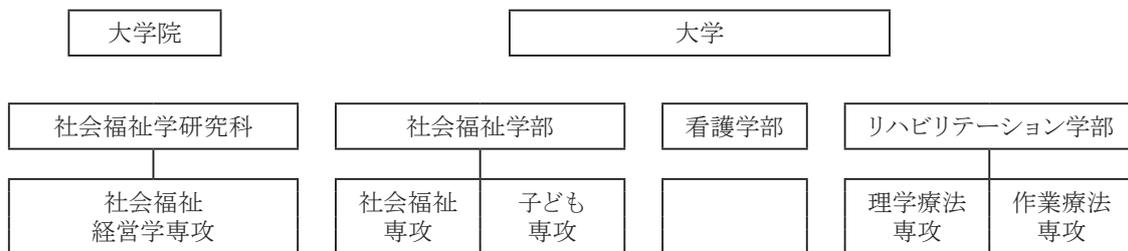
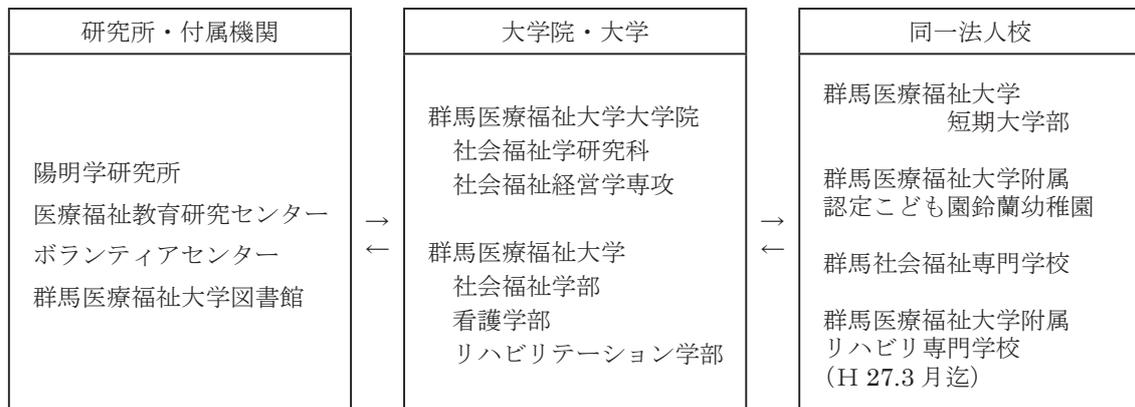


図1-3-2 大学・大学院における教育研究の目的達成のための連携組織



(3) 1－3の改善・向上方策（将来計画）

建学精神、教育理念、使命・目的は、理事長・学長が大学のオリエンテーションや説明会、各種行事等で言及し、また、大学のパンフレットをはじめとする各種印刷物、本学のホームページ等で周知しているが、これまでのいろいろな周知方法をさらに継続・発展させていくことで、学生を含む学内外への周知度を高めていく。受験生に対してはオープンキャンパスや学校説明会、入学予定者には入学前指導、新入生にはフレッシュャーズキャンプ、学生にはテキスト「咸有一徳」を使用しての基礎演習や専門演習における教育、そして保護者には保護者説明会等を通じて建学の精神、基本理念、使命・目的等の教育を継続・発展し、理解を深めさせる。学部・学科および研究科・専攻の教育改革を進める中で、建学の精神、基本理念等のさらなる実現を図ることとする。

本学の建学の精神や使命・目的の本質は変わらないが、急速に変化する社会情勢やニーズに対応できるよう、常に課題を見出し改善・向上に向けた取り組みをする。さらに、教育の資の向上、教育内容の充実を図り、将来計画の達成に向けて努力していく。

[基準1の自己評価]

本学は、教育基本法および学校教育法に則り、建学の精神『仁』教育理念『知行合一』に基づいて、基本理念、使命・目的を明確に掲げており、それらを教職員、学生に周知するとともに、さまざまな機会やホームページをはじめいろいろな媒体をとおして学外にも広く周知している。

また、社会の私学に対する期待も、変容を遂げており、こうした状況の中で、学部・学科や研究科・専攻の開設をはじめ、さまざまな取り組みを、学生の、そして社会のニーズに応えるべく努力を重ねてきた。今後も建学の精神、基本理念、使命・目的の深化と達成に向けた計画的・効果的な教育研究活動を展開していくために、教育研究活動の展開状況を常にPDCAサイクルに従って点検・改善する。

これらのことから基準1「使命・目的等」の基準は、満たしていると判断する。

基準 2. 学修と教授

2-1 学生の受入れ

《2-1の視点》

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

入学者受入方針、いわゆるアドミッションポリシーは、建学の精神・教育の理念を踏まえ、策定されている。大学ホームページ上または学生募集要項、入試ガイドに明記するほか、大学主催によるオープンキャンパス（学校見学会・一日体験入学）や高校教諭対象説明会、学外における会場ガイダンス、高等学校内ガイダンス等を通して、詳細に説明を行っている。さらに、群馬県内はもちろん、北関東・信越・東北地方を中心に年4回高校訪問を行い、進路指導主事をはじめとする高校教諭に対して、詳細に説明を行っている。【資料 2-1-1】【資料 2-1-2】【資料 2-1-3】

表 2-1-1 全学共通及び各学科・専攻のアドミッションポリシー

全学共通アドミッションポリシー
<ol style="list-style-type: none"> 1. 「仁、義、礼、知、信」の精神（建学の精神）の展開の下、豊かな人間性を身に付け、ボランティア活動と環境美化活動に生きがいを見つけようとする人。 2. 自己の安定した生活を踏まえ、社会人としての正しいものの見方、考え方で様々な課題の解決を積極的に図っていかうとする意欲のある人。 3. 旺盛な探求心を持って学問に取り組む姿勢を持ち、福祉、医療に関する専門的な知識・技能の習得を目指そうとしている人。 4. 福祉、医療に関する各種資格を取得し、逞しい実践力を持つ福祉、医療の人材になりたいという強い意志を持っている人。 5. 豊かな人間性と幅広い教養を身に付け、国際的視野で物事を判断でき、21世紀の福祉と医療の分野のリーダーを目指したいと願っている人。
社会福祉学部 社会福祉学科 社会福祉専攻
<p>心身と生活に問題を抱えている人の相談を主たる業務とし、直接利用者と向き合う仕事がしたい人に適した専攻。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 他人を大切にする優しさ、思いやり、コミュニケーション能力を持っている人。 2. 福祉、心理に関心があり、社会福祉士、精神保健福祉士の資格取得を目指そうとする人。 3. 社会福祉全般の法制度を理解し、理論と実践を身に付ける学習意欲のある人。 4. 福祉サービスの利用者への適切な援助や理想的な施設づくりを果たせる力を身に付け、社会福祉各分野におけるリーダーとして活躍し、地域社会に貢献できる人。 5. 基礎学力及び論理的思考力を備えた人。 (特に話す力、聞く力、書く力は大学での講義の基本となるため国語及び日本語能力はしっかりと身に付けておくこと。)
社会福祉学部 社会福祉学科 子ども専攻
<p>幼児、児童と直接向き合い、子どもの福祉と教育に直接関わる仕事がしたい人に適した専攻。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 子どもに関心があり、保育士、幼稚園教諭等の資格取得を目指そうとする人。 2. 子どもの教育、保育、児童福祉、児童の権利などについて積極的に学ぶ意欲のある人。 3. 保育、幼児教育を含めて社会福祉の全領域にも関心を持ち、地域の子どもの健全育成と地域福祉、家庭教育に貢献しようとする人。

<p>看護学部 看護学科</p> <p>人間愛と奉仕の精神に溢れ、生命の尊厳に対する強い気持ちを持って、他人の心身の治療、健康維持などに直接関わる仕事がしたい人に適した学科。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 看護、保健に関心があり、看護師、保健師の資格取得を目指そうとする人。 2. 看護、保健、医療について積極的な探求心をもって学ぶ意欲のある人。 3. 福祉、医療における幅広い分野の職種と連携・協働し、地域医療のみならず、国際社会における医療の発展に貢献しようとする人。 4. 基礎学力および論理的思考力を備えた人。 (特に看護学は人の心と体について学ぶ学問ですので、授業の基礎となる生物や化学をしっかりと学習していることが望ましい。)
<p>リハビリテーション学部 リハビリテーション学科 理学療法専攻</p> <p>人と関わることが好きで、人体の構造や機能に興味があり、身体に障がいのある方や障がいの発生が予測される方たちを、自らの体を積極的に動かしながら、支援する仕事がしたい人に適した専攻。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 理学療法士になりたい強い動機を持っている人。 2. 自ら進んで学ぶ姿勢を持っている人。 3. 第一に相手を思いやることができる人。 4. 多少の苦難にへこたれず、簡単には諦めない人。 5. 自分の欠点を自覚し、常に改善しようと努力する人。 6. ボランティア精神をもって、人や社会に働きかける人。
<p>リハビリテーション学部 リハビリテーション学科 作業療法専攻</p> <p>リハビリテーションを必要とする方に対し、こころとからだの治療・援助をする仕事がしたい人に適した専攻。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 自ら目標を見だし、積極的に学習する姿勢を継続できる人。 2. 行動力があり、趣味などを持ちながら生活を楽しむための工夫ができる人。 3. 「人」の身体だけでなく、心理や行動についても興味を持ち、「人」と接することが好きな人。 4. 周囲のさまざまな意見を取り入れ、現在の自分自身をより良くしようと努力できる人。

《大学院》

入学方針、いわゆるアドミッションポリシーは下記のとおりで、ホームページ、募集要項に掲載し、広く周知している。

- ① 社会福祉事業、社会福祉施設の経営者や管理者を志す人。
- ② 都道府県・市町村などで福祉行政における福祉事業経営の牽引役を担うことを志す人。
- ③ 福祉現場でリーダー的役割を担うことを志す人。
- ④ 国際的福祉感覚を有し、広くグローバルな視野に立った福祉事業の発展への寄与を志す人。
- ⑤ 社会福祉事業に関し、さらに広い視野・最新の知識及び理論的立場で高度な研究を志す人。

また大学院主催のガイダンスにおいて、詳細に説明を行っている。さらに希望者に対して、随時学内や学外において個別に説明を行っている。

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

入学者の受入れに関しては、入学試験実施本部で合議のうえ、教授会の議を経て、決定する。

本学で実施する入学試験は、一般入試（Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期）、スカラシップ（特待生）入試、大学入試センター利用型入試（Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期）、AO入試（Ⅰ期・Ⅱ期）、指定校推薦入試、一般推薦入試（Ⅰ期・Ⅱ期）、専門課程推薦入試（Ⅰ期・Ⅱ期）、同窓子女・子弟推薦入試（Ⅰ期・Ⅱ期）、社会人入試（Ⅰ期・Ⅱ期）、帰国子女入試（Ⅰ期・Ⅱ期）、編入学試験（Ⅰ期・Ⅱ期）の11種類である。一般入試Ⅰ期に関しては、本学キャンパス以外にも仙台、郡山、宇都宮、東京、新潟、長野、富山の地方会場を設けている。【資料2-1-4】

表 2-1-2 各入学試験区分の選抜方法と試験科目

入試区分	内容・選考方法・試験科目
<p>一般入試 (Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学科試験、個人面接、書類審査を総合して、可否を判定する。 Ⅰ期においては、試験日自由選択制と地方入試制度を採用。地方試験会場として、本学会場の他に仙台、郡山、宇都宮、東京、長野、新潟、富山の7会場で実施している。 ・試験科目 【社会福祉学部Ⅰ期】 必修科目の国語(現代文)と選択科目の英語Ⅰ・Ⅱ、数Ⅰ・A、日本史B、現代社会から1科目選択の2科目受験。 【社会福祉学部Ⅱ期・Ⅲ期】 必修科目の国語(現代文)と選択科目の英語Ⅰ・Ⅱ、数Ⅰ・Aから1科目選択の2科目受験。 【看護学部Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期】 必修科目の国語(現代文)と選択科目の英語Ⅰ・Ⅱ、数Ⅰ・A、生物Ⅰから1科目選択の2科目受験。 【リハビリテーション学部Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期】 必修科目の国語(現代文)と選択科目の英語Ⅰ・Ⅱ、数Ⅰ・A、生物Ⅰから1科目選択の2科目受験。
<p>スカラシップ【特待生】 入試</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学科試験、個人面接、書類審査を総合して、可否を判定する。成績上位者で人物的に優れた者に対して、授業料全額免除、授業料半額免除としている。一般入試Ⅰ期の初日に同時実施。 ・試験科目 【社会福祉学部】 必修科目の国語(現代文)と選択科目の英語Ⅰ・Ⅱ、数Ⅰ・A、日本史B、現代社会から1科目選択の2科目受験。 【看護学部】 必修科目の国語(現代文)と選択科目の英語Ⅰ・Ⅱ、数Ⅰ・A、生物Ⅰから1科目選択の2科目受験。 【リハビリテーション学部】 必修科目の国語(現代文)と選択科目の英語Ⅰ・Ⅱ、数Ⅰ・A、生物Ⅰから1科目選択の2科目受験。
<p>大学入試センター利用型 入試(Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本学独自の個別試験は課さない。 英語は100点に換算する。 選択科目について2教科・2科目以上受験した場合は高得点1科目を可否判定に使用する。 ・試験科目 【社会福祉学部Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期】 必修科目の国語(近代文以降の文章)と選択科目の英語(筆記)、日本史B、世界史B、地理B、現代社会、倫理、政治・経済、「倫理、政治・経済」、数Ⅰ、数Ⅰ・A、数Ⅱ、数Ⅱ・B、工業数理基礎、簿記・会計、情報関係基礎から1科目選択となっている。 【看護学部Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期】 必修科目の国語(近代文以降の文章)と選択科目の英語(筆記)、数Ⅰ、数Ⅰ・A、数Ⅱ、数Ⅱ・B、生物Ⅰ、化学Ⅰから1科目選択となっている。 【リハビリテーション学部Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期】 必修科目の国語(近代文以降の文章)と選択科目の英語(筆記)、数Ⅰ、数Ⅰ・A、数Ⅱ、数Ⅱ・B、生物Ⅰ、化学Ⅰから1科目選択となっている。
<p>AO入試 (Ⅰ期・Ⅱ期)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本学の教育理念を十分に理解し、入学後、模範的でリーダーシップのとれる学生、大学生活において学生生活の活性化に貢献できる学生の受け入れを行っている。 ・試験方法 【社会福祉学部Ⅰ期・Ⅱ期】 オープンキャンパス時の事前面談の際に提示された課題について取り組み、出願書類とともに課題論文を提出する。課題論文に基づいたプレゼンテーション、個人面接、書類審査を総合して可否を判定する。 【看護学部Ⅰ期】 オープンキャンパス時の事前面談の際に提示された課題について取り組み、出願書類とともに課題論文を提出する。課題論文に基づいたプレゼンテーション、個人面接、書類審査を総合して可否を判定する。 【リハビリテーション学部Ⅰ期】 オープンキャンパス時の事前面談の際に提示された課題について取り組み、出願書類とともに課題論文を提出する。課題論文に基づいたプレゼンテーション、個人面接、書類審査を総合して可否を判定する。

指定校推薦入試	<ul style="list-style-type: none"> ・本学と受験実績等において関係の深い高等学校に設けている特別枠で、高等学校長の推薦により受験を許可する入試である。評定平均値は社会福祉学部3.3以上、看護学部3.6以上、リハビリテーション学部3.6以上と定めている。個人面接、書類審査を総合して合否を判定する。
一般推薦入試 (Ⅰ期・Ⅱ期)	<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校における学業成績が優秀で、且つ、課外活動、生徒会活動等に積極的に取り組んだ生徒を高等学校長の推薦により受験を許可する入試である。評定平均値は社会福祉学部3.0以上、看護学部3.2以上、リハビリテーション学部3.2以上と定めている。小論文、個人面接、書類審査を総合して合否を判定する。
専門課程推薦入試 (Ⅰ期・Ⅱ期)	<p>【社会福祉学部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校において福祉、保育、看護等に関する科目を6単位以上修得した者を対象としている。小論文、個人面接、書類審査を総合して合否を判定する。
同窓子女・子弟推薦入試 (Ⅰ期・Ⅱ期)	<ul style="list-style-type: none"> ・本学園(大学、短期大学、専門学校)に兄弟姉妹が在籍、または卒業した者を対象としている。個人面接、書類審査を総合して合否を判定する。
社会人入試 (Ⅰ期・Ⅱ期)	<ul style="list-style-type: none"> ・入学時満23歳以上の者を対象としている。小論文、個人面接、書類審査を総合して合否を判定する。
帰国子女入試 (Ⅰ期・Ⅱ期)	<ul style="list-style-type: none"> ・日本国籍を有する者で、原則保護者の海外勤務等に伴い、外国で正規の学校教育を受けた者を対象としている。小論文、個人面接、書類審査を総合して合否を判定する。
編入学試験 (Ⅰ期・Ⅱ期)	<p>【社会福祉学部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学、短期大学、高等専門学校を卒業(または見込み)し、3年次編入を志望する者を対象としている。小論文、個人面接、書類審査を総合して合否を判定する。

大学入試センター利用型入試(Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期)以外、本学独自で実施するすべての入学試験に個人面接を課している。将来、福祉・医療従事者として命と向き合うという目的意識や必要なコミュニケーション能力を見るため、様々な角度より質問を行っている。また個人面接においては、受験生間で質問内容に大きな差異が生じないように、「面接マニュアル」を作成している。【資料2-1-5】

スカラシップ(特待生)入学試験においては、一般入試Ⅰ期の初日に同時実施することで、地方会場受験を可能としている。またAO入試・推薦入試等で早期に合格した者についても受験可能であるため、大学入学までの間、学力向上に向けてモチベーションが維持できると高等学校からも評価を得ている。2年次以降の特待生制度については、大学パンフレットに明記している。【資料2-1-6】

入試問題に関しては、本学教員に依頼し、1科目3名で作成している。また問題作成には関わっていない者が、1科目1名で校閲を行っている。【資料2-1-7】

《大学院》

大学院入学試験は、年4回実施し、小論文、個人面接、書類審査を総合して合否を判定している。また、大学を卒業していなくても、社会福祉施設・機関等における職員として、5年以上かつ900日以上現場実践を有している者の出願を認めている。

入試問題に関しては、研究科委員会の議を経て、本学教員に依頼し、作成している。

【資料2-1-8】

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

入学定員・入学者数・定員充足率は、表2-1-3のとおりである。大幅な定員超過は、学生にとって教育サービスの低下になり、本学の教育理念である少人数教育にも反する。

定員充足率では120%を超える年度はない。また一部の学科において定員を充足できない状況であるものの、大きく定員割れしている年度もないため、全体的に適切な受入れ学生数が維持されていると判断する。

表 2 - 1 - 3

学科	定員・入学者数 定員充足率	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
社会福祉学科	定員	90	90	90	90
	入学者数	95	90	87	68
	定員充足率	106%	100%	97%	76%
看護学科	定員	80	80	80	80
	入学者数	94	95	91	90
	定員充足率	118%	118%	114%	113%
リハビリテーション 学科	定員	60	60	60	60
	入学者数	69	66	67	57
	定員充足率	115%	110%	112%	95%

《大学院》

大学院においては、修士課程のみを設けている。大学院においても、学部と同様、アドミッションポリシーに則り入学者の選抜を行っている。

また、大学院における入試方式、入試日程、入試出題科目、入試業務等の基本方針については、専任の教員により構成される「研究科委員会」において検討されている。

この研究科委員会は、定期的開催される。これにより、継続的に入学希望者を増加させるための議論が行えている。この議論に基づいて、入学者募集のための広告、施設訪問といった広報活動も行っている。

定員についても、本大学院は、教育研究活動および教育指導において、その質を維持するうえで適切な数として設定されている。

(3) 2 - 1 の改善・向上方策（将来計画）

本学のアドミッションポリシーや教育方針、学生支援に関する情報等を高校訪問、ガイダンス、オープンキャンパス、本学ホームページやパンフレット等を通して周知を図ってきたが、全学部において、今後さらに受験生を獲得することは容易なことではないと予想される。そのため、Facebook や LINE 等の SNS を活用して最新の情報を提供するとともに、各分野において活躍している卒業生を積極的に本学ホームページやパンフレットで取り上げたり、オープンキャンパスの内容の改善・充実をはかっていく。さらに受験者となる高校生のみならず、職業体験が行われている中学生に対しても福祉・医療分野をより理解してもらうための出前授業を積極的に受け入れ、福祉・医療の魅力を発信していく。

また、学生受入れについては、今後もアドミッションポリシーに沿った入試制度・内容の見直しを進めるとともに、新入生に対して「入学時アンケート」を実施し、入学生の実態把握に努めていく。アドミッションポリシーについては、中央教育審議会答申「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について」（平成 26 年 12 月）の提言に沿った内容へ変更するため、現在学内委員会で検討中である。

《大学院》

大学院においては、これまでも広報活動等によりアドミッションポリシーの周知を図ってきた。この周知はさらに徹底していかなければならない。

また、定員確保についての努力も、これまで以上に継続的に徹底して行わなければならない。高等教育機関としての教育研究活動・教育指導の質を維持し向上させていくためには、その対象となる入学者の数を維持・増加させることは特に重要な要素といえるからである。そのため講演会などのイベントの内容の改善・充実をはかるとともに、資料請求のルート进行调查し、効果的な媒体による広報活動に重点をおき、広く入学者の受け入れを行っていくように努める。

この入学者数の維持・増加、さらに収容定員の管理の適正につき、研究科委員会において議論をさらに進めていく。これに留まらず学部の関連部局等との連携協力も図り、これまで以上に組織的に取り組んでいく。

2-2 教育課程及び教授方法

《2-2の視点》

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

(1) 2-2の自己判定

基準項目2-2を満たしている。

(2) 2-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

本学の教育目標は、建学の精神である「仁：真心を育て人の道を行う」を基に、教育理念としての「知行合一」を掲げ、「社会有為の人材を育成する」するために、実学の「ボランティア活動」「環境美化活動」「礼儀作法」の3つを柱と定め、その実践をもって人間力の育成に努めている。建学の精神と本学の教育理念の基に大学の教育目標が定められており、それに基づいて各学部の教育目標が設定されている。

1) 大学の教育目標

「本学は、教育基本法、学校教育法、建学の精神及び教育理念に従い、保健・医療・福祉を学術的に教授・研究し、高度な専門知識・技術と豊かな人間性を併せ備えた有能にして社会的に有為な人材を育成し、医療福祉の発展に寄与することを目的とする。」（「群馬医療福祉大学学則」第1章第1条）

2) 社会福祉学部社会福祉学科の教育目標

少子高齢社会で、ますます充実が望まれる社会福祉・保育・教育の分野において、広い見識と視野を持つ、技術的にも人間的にも優れた、より質の高い人材を輩出することを目的とする。（「群馬医療福祉大学学則」第2章第6条の2（1））

3) 看護学部看護学科の教育目標

少子高齢社会で、ますます充実が望まれる看護の分野において、優れた学識と技術と倫理的判断力を身につけ、健康と福祉と地域に主体的貢献のできる、人間性豊かな看護専門職者の育成を目的とする。（「群馬医療福祉大学学則」第2章第6条の2（2））

4) リハビリテーション学部リハビリテーション学科の教育目標

少子高齢社会で、ますます充実が望まれる医療福祉の分野において、豊かな人間性と幅広い学識経験及び医療技術を有する人材を養成し、ひとが生きる上で必要とされる心身両面の健康や生活の向上に貢献し、その生活や生き生きとした人生を支える資質を培うことを目的とする。（「群馬医療福祉大学学則」第2章第6条の2（3））

これらの「教育目標」から導かれる具体的に養成すべき人材像がディプロマポリシーであり、その目標を達成するためのカリキュラム編成上の指針がカリキュラムポリシーである。全学ディプロマポリシーを基に、本学では「全学共通科目」と、各学部のディプロマポリシー及びカリキュラムポリシーに基づく科目を配置・整理され、ホームページや「学生便覧」に明示されている。

「群馬医療福祉大学 ディプロマ・ポリシー」

群馬医療福祉大学は、「仁」を建学の精神とし「知行合一」を教育理念としている。教育目標である「質実剛健」「敬愛」「至誠」「忠恕」に基づき、以下の能力を身に付けた学生に学位を付与する。

1. 多角的視野で考察するための社会や文化、自然や環境に関する基礎的知識や技法を習得している。

<知識理解>

社会を構成する個々人の様々な行為の動機や原則は、所属する集団や環境によって異なり、現代社会においてはそれらも急速に変化している。本学では、知行合一の理念のもと、様々な社会の動向や人々の行動に関わる原理や道理に関する知識を蓄え、それらを学生個々人の知恵として発揮できる素地を陶冶する。

2. 社会の様々な事象に関する情報を分析し、他者と協力して健康で文化的な生活を営むための方法や、生活の質を高める方法を考案、実践できる。

<汎用的技能>

社会人としての生き方や社会生活の営みにおいて、他者と協力して物事を成すには「道徳」や「倫理」という行為の規範が必要である。本学では「質実剛健」を精神的支柱に備えた人間形成を目標とする。そして、専門的知識や技術の修得を前提に、自らの日常生活で起こる様々な事象を正確に捉える情報収集能力や分析能力など、より豊かな生活を実現させる能力を涵養する。

3. 学際的探求の意義を理解し主体的に学習を続け、高い倫理観と責任感をもち他者と協力して仕事や研究を進める意欲と、真心をもって研究や仕事の成果を社会に還元する態度を身に付けている。

<態度・志向性>

本学は、「仁」の精神を体現できる人材、すなわち、「敬愛」という地域社会への敬意と深い思いやりをもち、真心を具現化できる素養を持つ人材を養成する。地域社会でのより善いチームワークや感化をもたらす「至誠の人」という高い志を体現する意欲と態度を身に付けることを目標とする。したがって、学問へのあこがれ（憧憬）、知識欲、探究心、創作のよろこびを地域住民と共有し、卒業後も継続できる学生の知識への意欲や気力を養う。

4. 自らが置かれている社会や生活に関する課題について知識・技能・態度等を総合的に

活用し、その課題を主体的に解決する能力を身に付けている。

＜統合的な学習経験と創造的思考力＞

多文化・異文化共生社会の実現に向けて必要な能力とは、社会や組織、環境に関わる基本的な知識や実践の理論を身に付けた上で、倫理的規範と創造的思考に基づく具体的解決のあり方を示せる能力である。本学では、「忠恕」の教育目標のもと、自らの良心に忠実で思いやり深い人間として地域社会の振興に寄与できる行動力と創造力を養う。地域での様々な実践体験や住民との関わり、論理的思考や数量的スキルなどを駆使し自らの問いを探究する過程を通して知識・技能・態度の統合を目指す。

「群馬医療福祉大学 カリキュラム・ポリシー」

全学ディプロマ・ポリシー（以下、DP）を基に、本学では「全学共通科目」と、各学部のDP及びカリキュラム・ポリシー（CP）に基づく科目を配置する。

全学共通科目は、知行合一の教育理念のもと学生の人格陶冶と主体性形成を支柱とし、社会生活における問題解決能力と創造力、地域社会の振興に寄与できる能力を涵養することを目的とする。したがって、そのプログラム形態は実践活動、演習、講義やゼミナール形式など多岐にわたる。しかしながら、評価には「探求の過程」と「学生が何を成したか」という一貫した観点を有している。これらは、各学部の専門とする学問領域修得の素地となり、また、同時に一人の人間として統合・発展させる要素を含んでいる。そして、これらのカリキュラムの効果を高め、目標を達成するための活動として、「礼の実践」を位置づける。

(1) 本学のポリシーに基づく全学共通科目（配置例）

1) 基礎演習及び総合演習

本学の人間教育の要であり、4年間の一貫した理念に基づく共通科目である。以下の5つの全学共通プログラムを実施し、本学が掲げる4つの教育目標の到達を目指す。

- ①建学の精神と実践教育プログラム
- ②心身の健康プログラム
- ③地域貢献プログラム
- ④学習統合プログラム
- ⑤進路・資格取得プログラム

2) ボランティア活動

現場での実践活動と学内との学習過程との循環を通して、対人援助職としての態度や価値観を養う。基本的な心構えだけでなく、専門職として獲得すべき将来の目標を学生自らが認識する機会を提供するため、以下の到達目標を含む。

- ①ボランティア活動の意義を理解し、自ら計画し主体的に活動ができる。
- ②住民や施設利用者等との関わりから自らを省み、態度や思考の有り様を認識できる。
- ③実践活動を省察しチームワークやリーダーシップのあり方を理解し、自らが獲得すべき発展的な学習課題へと還元できる。

3) その他の科目

本学の建学の精神や教育目標そのものを理解する素地となり、また、社会現象の根源を問い考える基礎知識を培養すべく、哲学や道徳に関する科目を置く。専門性のみならず多角的視点から考察できる学生を育成する。さらに、社会的要請に応える多様な専門

職の連携に基づく実践能力を身に付けるため、専門職連携に関する科目を配置する。

(2) カリキュラムを支える「礼の実践」

「礼」は、社会の秩序を維持するための法律や法則、伝統的な制度や風俗、習慣などのきまりであり、日常生活におけるマナーにまで至る。そして、人が行動する時に守らなければならない作法として「礼儀」がある。

人間は、社会の中の一人として社会全体が良くなるための生活態度を持たなければならない。本学では、日常の礼儀作法としての「挨拶」と心の持ち方としての「環境美化」を、カリキュラムを支える重要な活動として位置付ける。挨拶は社会生活を円滑に進めるための日常生活に欠かせない行為であり、他者とのコミュニケーションの第一歩である。環境美化は清掃という行為を通して、他者への配慮(仁の具体的現れ)と自己研鑽に励む態度(克己)を養う機会と実践の場である。この相互に補完しあい発展的機能をもつ実践と教育との総体を、建学の精神を反映した本学の人材育成とする。

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発
I <学部共通>

本学の教育課程は次のような授業科目の区分によって編成されている。授業科目区分は各学部で名称は異なるものの、「教養科目」と「専門科目」及び「資格関係科目」に分けられ、順序立てて履修できるように、科目レベルの設定または年次配当がなされ、体系的に学習ができるように配慮している。

ディプロマポリシーの具現化を念頭に、本学の特色と独自性を確保した教育課程を編成した。教授法の工夫では、授業目的に応じて講義・演習・実習といった多様な形式をとっている。演習科目では、グループワークにおいてリーダーシップ・メンバーシップ、学生の主体性が発揮できるように、コミュニケーション能力や表現力が向上できるように発表の機会を多く設定している。またクラス担任制による少人数教育・学習指導を行っている。

a. 「教養科目」

「教養教育」は4年間を通じて人間形成の基礎を身に付けるため、大きく分類して「基礎・総合演習」「総合教養」「外国語」「健康・スポーツ」「情報処理」の5区分にわたる教科を学び、総合力を養う。上級学年にいくほど少なくなるように配置している。基礎的な知識技能や教養、医療・福祉・教育に関する基礎的な知識技能が修得できるように設定されている。また、医療・福祉・教育に関する基礎的な知識技能が修得できるよう、総合大学の特徴を活かした、社会福祉学部・看護学部・リハビリテーション学部に短期大学部の医療福祉学科を加えた3学部1学科による「チームケア入門Ⅰ・Ⅱ」と科目を設定、開講している。

b. 「専門科目」

「専門科目」は共通部分では基礎科目的な性質を持ち、1年次で身に付けた基礎的な知識を土台に、専門分野を修得する上で基礎となる内容を学ばせる。さらに、専門性を養うための分野を学ぶと同時に、実技を含め進路に沿った科目を履修し、専門知識と技術をより高める。

c. 「資格関係科目」

その他、各種資格取得に関わる科目が設定され4年間に配当されている。資格取得のための実習は原則として3年次と4年次に実施し、実習計画に基づいて指導が行われている。

各授業科目については、大学設置基準「第6章、教育課程」第20条(教育課程の編成方法)

に定められているとおり、必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成している。各授業にはシラバスが準備され、学生はシラバスを参考にして履修登録を行っている。シラバスは、共通の形式で記入され事前に必ず教務カリキュラム委員会によってチェックされる仕組みとなっている。

《大学院》

社会福祉学研究科は、自治体や社会福祉協議会などの当該地域での社会福祉経営と併せて、各種福祉事業体の起業化およびその効率的運営に関する研究・教育を行うことを目的として教育課程を編成している。社会福祉経営に関する基本的、実践的な研究を行うことができる履修体系を取り、幅広く、自治体・社会福祉施設等の福祉分野において、指導的立場に立ち、リーダーとなる人材育成・リカレント教育を目指すカリキュラム編成となっている。したがって、自治体（福祉行政）の人材養成を想定した科目、社会福祉施設の人材養成を想定した科目、そしてその両方を想定した科目のカリキュラム設定となっている。

教育課程の科目区分では、「共通基礎分野」「福祉事業経営分野」「地域福祉経営分野」「福祉援助技術専門分野」及び「論文指導」を設けた。「共通基礎分野」は社会福祉の各領域を網羅し、福祉倫理特論、社会福祉原理特論、社会福祉経営特論などを開設している。「福祉事業経営分野」は福祉事業経営特論と福祉施設経営特論に大きく区分した。「地域福祉経営分野」は地域社会のあらゆる資源を統合し、地域社会での自立に向けた効果的・効率的な支援の理論と手法を研究し、地域福祉経営特論、社会福祉行財政特論などを開設している。「福祉援助技術専門分野」は社会福祉学の探求と高度の職業人の養成課題として必要な実践方法を研究し、ソーシャルワーク特論Ⅰ、Ⅱ、ケアマネジメント特論などを開設している。

Ⅱ 《学部》

「社会福祉学部」【資料 2-2-1】

1) 「教養科目」

「教養科目」については、基礎的な知識技能や教養、福祉に関する基礎的な知識技能が修得できるように設定されている。これを基本として各専攻の各教育目的に対応した科目や資格・免許に関連した科目が設置されている。

a. 基礎・総合演習

本学の教養教育を推進する要であり、建学の精神の具現化を目指すため一般共通教育の中でも最も重要な部門と位置づけ、1年次には「基礎演習Ⅰ」、2年次には「基礎演習Ⅱ」、3年次には「総合演習Ⅰ」、4年次には「総合演習Ⅱ」を必修科目としている。

b. 総合教養

基礎教養を学ぶため、「哲学」「倫理学」「道德教育研究」を必修としている。

c. 外国語

「外国語」の柱となる英語の必修科目は、「英語Ⅰ」「英語Ⅱ」である。選択科目については、「英語Ⅲ」「英語Ⅳ」「韓国語Ⅰ」「韓国語Ⅱ」「中国語Ⅰ」「中国語Ⅱ」となっている。

d. 健康・スポーツ

「健康・スポーツ」には、「健康論」および「スポーツ及びレクリエーション実技」の2科目が必修科目として設定されている。「健康論」では主に保健分野を取り扱い生活に身近なテーマを設定している。体育実技では今後の生涯スポーツにつなげるための種目を設定

し、自分の体力・体調に応じた運動技能やレベルの習得に主眼をおいて実施している。その他、「レクリエーション活動援助法」を選択科目として設定している。

e. 情報処理

「情報処理」には「情報処理演習」を必修科目として、「福祉情報処理」を選択科目として設定されている。いずれの科目も授業は演習・実習形式で行われている。

f. その他の教養科目

本学独自の科目として、「特設科目 論語」「ボランティア活動Ⅰ～Ⅳ」を開設し、建学の精神に基づく教育を行っている。

2) 「専門科目」

a. 社会福祉専攻

社会福祉専攻の「専門科目」については、専門教育内容に応じた社会福祉系、心理学及び教員養成系の各科目が設定されており、専攻間で共通の科目については合同の授業が行われている。社会福祉専攻は社会福祉コースと福祉心理コース、学校教育コースから組織され、「専門科目」のカリキュラムを共有している。ただし、コースごとに必修科目の位置づけが異なりコースの特色に応じた履修を求めている。

社会福祉専攻社会福祉コースでは社会福祉士指定科目や「福祉心理学」「社会福祉史」「福祉事務所運営論」など 27 科目を必修とし、その他選択科目として社会福祉系科目を中心に「人間関係論」「住環境福祉論」「社会福祉法制」「国際福祉論」「介護技術Ⅰ」「介護技術Ⅱ」などを設定している。必修科目 27 科目 70 単位の外に選択科目より 12 単位以上履修することを卒業要件としている。

社会福祉専攻福祉心理コースでは「福祉心理学」「心理学研究法」「学習心理学」「発達心理学 a」「心理統計学」「認知心理学」「臨床心理学」など心理系科目 25 科目を必修とし、その他選択科目として心理・社会福祉系科目を中心に「青年心理学」「人格心理学」「発達心理学特講」「臨床心理学特講」「精神医学」「精神保健福祉論」などを設定している。必修科目 25 科目 68 単位の外に選択必修科目より 2 科目 4 単位以上、その他の選択科目より 12 単位以上履修することを卒業要件としている。

社会福祉専攻学校教育コースでは「教育心理学」「教職概論」「教育社会学」「特別活動研究」「教育方法論」「生徒指導論」「教育相談論」など教育学系科目 17 科目を必修とし、その他選択科目として教員養成、社会福祉系科目を中心に「社会科教育法」「公民科教育法」「福祉科教育法」「教職実践演習」「特別支援教育総論」「人間関係論」「社会保障」などを設定している。必修科目 17 科目 46 単位の外に選択科目より 36 単位以上履修することを卒業要件としている。

b. 子ども専攻

子ども専攻の「専門科目」については、コースごとに専門教育内容に応じた、保育系および教育系の各科目が設定されており、共通の科目については合同の授業が行われている。子ども専攻は児童福祉コースと初等教育コースから組織され、専門科目のカリキュラムを共有している。

子ども専攻児童福祉コースでは保育士資格取得を基本に「保育原理Ⅰ」「社会的養護Ⅰ・Ⅱ」「保育の心理学Ⅰ・Ⅱ」「障害児保育Ⅰ・Ⅱ」「子どもの保健Ⅰ・Ⅱ」「児童文化演習」「家庭支援論」など教育学系科目 45 科目を必修とし、その他選択科目として幼稚園教諭養成、社

会福祉系科目を中心に「教職概論」「教育社会学」「福祉行財政と福祉計画」「社会福祉史」「社会保障」「住環境福祉論」「地域子育て福祉論」などを設定している。必修科目 45 科目 84 単位の外に選択科目より 2 単位以上履修することを卒業要件としている。

子ども専攻初等教育コースでは幼稚園教諭・小学校教諭免許取得を基本に「教職概論」「教育社会学」「幼児理解」「教育方法論」「保育原理Ⅰ」「保育の心理学Ⅰ」「家庭支援論」など教育学系科目 28 科目を必修とし、その他選択科目として保育士養成科目を中心に「社会的養護Ⅰ・Ⅱ」「子どもの保健Ⅰ・Ⅱ」「子どもの食と栄養」「乳児保育Ⅰ・Ⅱ」「障害児保育Ⅰ・Ⅱ」などを設定している。必修科目 28 科目 58 単位の外に選択科目より 22 単位以上履修することを卒業要件としている。

3) 「資格関係科目」

社会福祉士、精神保健福祉士、保育士、各種教員免許及び認定心理士等、多様な資格取得に関する科目については、コースごとに履修年次及び授業期間などについて教育課程を組み、円滑な免許状取得が行えるように、1 年次から系統的に学習できる体制になっている。

「看護学部」【資料 2-2-2】

1) 「教養科目」

「教養科目」については、看護に関する基礎的な知識技能や教養、養護教諭に関する科目が修得できるように設定されており、看護学部の教育目的に対応した科目や資格・免許に関連した科目が設置されている。

a. 基礎・総合演習

本学の教養教育を推進する要であり、建学の精神の具現化を目指すため一般共通教育の中でも最も重要な部門と位置づけ、1 年次には「基礎演習Ⅰ」、2 年次には「基礎演習Ⅱ」、3 年次には「総合演習Ⅰ」、4 年次には「総合演習Ⅱ」を必修科目としている。

b. 総合教養

基礎教養を学ぶため、「哲学」「論語」「人間の心理」を必修としている。

c. 外国語

「外国語」の柱となる英語の必修科目は、「基礎英語」である。選択科目については、「医療英語」「医療英会話」「韓国語」となっている。

d. 健康・スポーツ

「健康・スポーツ」には、「スポーツ科学原理」が必修科目として設定されている。その他、「スポーツ演習」「レクリエーション活動援助法」を選択科目として設定し、生涯スポーツにつなげるための種目を設定し、自分の体力・体調に応じた運動技能やレベルの習得に主眼をおいて実施している。

e. 情報処理

「情報処理」には「情報処理演習」「統計の基礎」を必修科目として設定されている。いずれの科目も授業は演習・実習形式で行われている。

f. その他の教養科目

本学独自の科目として、「ボランティア活動と自己省察」を開設し、建学の精神に基づく教育を行っている。

2) 「専門科目」

看護学部の「専門科目」については、看護関連領域として「医学自然科学系」「社会科学系(保健医療福祉)」の各分野を設定し、看護学領域として「基礎看護学」「精神看護学」「母性看護学」「小児看護学」「成人看護学」「高齢者看護学」「在宅看護学」「公衆衛生看護学」「統合分野」の各分野が設定されている。学生全員が看護師免許取得を目指す教育課程となっており、保健師免許取得希望者、養護教諭一種免許取得者は他に指定された科目の履修を求めている。「一般教養領域」「看護関連領域」「看護学領域」の必修科目 90 科目、111 単位を修得し、「一般教養領域」(人文社会科学系・自然科学系・教育学系・外国語)と「看護関連領域」の選択科目から各 2 単位以上の計 10 単位、「看護学領域」の選択科目から 3 単位以上を修得することを卒業要件としている。

3) 「資格関係科目」

保健師免許、養護教諭一種免許の取得を希望する者は、必修科目以外に選択科目の中から指定された科目の単位を取得する。履修年次及び授業期間などについて教育課程を組み、円滑な免許状取得が行えるように、1 年次から系統的に学習できる体制になっている。

「リハビリテーション学部」【資料 2-2-3】

リハビリテーション学部の教育課程は次のような授業科目の区分によって編成されている。「基礎科目」「専門基礎科目」「専門科目」に分け、順序立てて履修できるように、科目レベルの設定または年次配当がなされ、学生が体系的に学習できるように配慮している。

1) 「基礎科目」

「基礎科目」は 4 年間を通じて人間形成の基礎を身につけるため学ぶ。「人間哲学」「医療英語Ⅰ」「ボランティア活動Ⅰ」「ボランティア活動Ⅱ」を必修としている。また、建学の精神の具現化を目指すため、1 年次に「基礎演習Ⅰ」、2 年次に「基礎演習Ⅱ」、3 年次に「総合演習Ⅰ」、4 年次に「総合演習Ⅱ」を必修科目としている。

選択科目では、「医療英語Ⅱ」「法学」「心理学」「物理学」「情報処理」が開講されている。IT 社会に対応するため、平成 25 年度より「マスメディア論」を、国際的視野を培うため平成 25 年度より「国際文化論」、平成 28 年度より「韓国語Ⅰ・Ⅱ」「中国語Ⅰ・Ⅱ」を選択科目として新たに設置した。

2) 「専門基礎科目」

「専門基礎科目」はリハビリテーションの基礎となる、身体の構造・機能や様々な疾患を学ぶため、1～2 年次に開講されている。多くの科目が必修となっているが、「保健医療福祉論」「公衆衛生学」は選択科目として設定している。

3) 「専門科目」

「専門科目」は理学療法専攻、作業療法専攻ごとに、より専門的知識を学ぶため、演習・実習が設置され、2～3 年次に多くが開講されている。

a) 理学療法専攻

理学療法専攻は、「理学療法概論」「理学療法評価学」「運動療法学」「理学療法技術論」「地域理学療法学」など 32 科目を必修科目として設定している。また、3 年次には「基礎理学療法学特論」「中枢神経障害理学療法学特論」「内部障害理学療法学特論」など 6 科目を自由科目として設定している。

b) 作業療法専攻

作業療法専攻では、「作業療法入門」「ひとと作業」「作業療法評価法」「身体機能作業療法学」「精神機能作業療法学」「発達過程作業療法学」「高齢期作業療法学」など 37 科目を必修科目として設定している。また、3 年次には「作業療法評価法特論」「作業療法技術論」「作業療法特論」など 7 科目を、4 年次には「作業療法特論Ⅲ」「作業療法特論Ⅳ」の 2 科目を、選択科目として設定している。

《大学院》

次の表は大学院における授業科目と研究指導の概要を示したものであり、研究指導の基礎としての授業科目を設置し、修了要件（36 単位）となる単位を配当している。

専攻	課程	科目履修		研究指導
		必要単位数	開設単位数	
社会福祉経営専攻	修士課程	36	52	必要な研究指導を受け修士論文の審査及び最終試験に合格

(3) 2－2 の改善・向上方策（将来計画）

平成 28 年度までに全学及び各学部の DP・CP の見直し作業を進め、29 年 2 月に全学 DP・CP を、29 年 4 月に各学部 DP・CP を新たに定めた。

社会福祉学部においては、全学及び社会福祉学部の DP を基に、「知の継承」と「知の還元」という 2 つの観点から体系的にカリキュラムを編成し、講義、演習、実習等を適切に組み合わせた授業を開講する。そのカリキュラムに基づいて、優れた知識、技術を身に付けた専門職者を育成することを計画している。地域に貢献できる専門職の養成が本学の目標であり、この目標を達成するにおいても、教員研修会等において検討を行い、より高い教育力を教員自身が持つことが求められる。さらに、特色ある教育方法の取組についても FD 活動を通して研鑽し合い、教育研究活動の活性化に結び付けていく。

看護学部においては、建学の精神・教育理念の基に、人間力の涵養として「全学共通科目」を配置し、実践の科学である「看護学」は、文部科学省・厚生労働省令「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」の規定に基づき編成する。全ての学生が看護師国家試験受験資格を、また選抜により保健師国家試験受験資格を同時に得られる教育内容で構成し、さらに保健師資格で取得可能な養護教諭二種免許状から、よりレベルの高い養護教諭一種免許状取得可能な教育課程を構成する。本学の特色を活かした人間力の育成、魅力ある大学づくり、幅広い視野や国際的な感覚を養い、学習意欲の向上に繋がる教育課程の充実を図ること、さらには学士力・看護専門力の向上を目指した教育内容の充実と教授方法の工夫、大学教育における教育内容と方法について検討している。

リハビリテーション学部においては、大学の建学精神と教育理念に基づき、医療・保健・福祉分野の一員として、社会に貢献できる人材を育成するためのカリキュラムを編成する。IT 社会に対応するため、平成 25 年度より「マスメディア論」を、国際的視野を培うため平成 25 年度より「国際文化論」、平成 28 年度より「韓国語Ⅰ・Ⅱ」「中国語Ⅰ・Ⅱ」を選択科目として新たに設置し、教養科目を充実させてきたが、さらに物事を多面的にとらえて考察できる能力を身につけるために、教養科目のさらなる充実を検討していく。専門教育では、幅広い専門医学に関する知識を学ぶとともに、人びとの豊かな生活を実現するための技能を身につける科目の充実を進める。

2-3 学修及び授業の支援

《2-3の視点》

2-3-① 教員と職員の協働並びにTA (Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

(1) 2-3の自己判定

基準項目2-3を満たしている。

(2) 2-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

新入生に対しては、入学前指導として複数回(平成29年度入学生に対しては3回)大学での導入教育を実施している。また、入学式後2日間にわたり各学部、専攻コースごとに分かれ、オリエンテーションを実施し、より具体的に学校生活の送り方や履修登録の方法等について徹底している。4月初旬から中旬にはフレッシュャーズ・キャンプを1泊2日を実施し、大学生としてその学習・研究を進める上での明確な意識や目的を持って取り組む動機付けや、大学生活を充実して送ることができるように、最初の仲間づくりやコミュニケーションづくりの良い機会としている。入学式当日には式終了後に保護者説明会を実施し、新入生とその保護者に対して、建学の精神や教育理念、教育方針、DP、CP等を説明するとともに、具体的な取得資格のことや採用試験対策、少人数クラス制・環境美化活動・ボランティア活動(※詳しくは保護者説明会時配付の「CAMPUS BOOK」で確認)等々を各担当教員から説明している。また、在学生については、入学式翌日からオリエンテーションを実施し、各学年ごとに状況にあわせたテーマを設定している。【資料2-3-1】

全学において夏期オリエンテーション(夏期休業前)、後期オリエンテーション(後期開始時)、冬期オリエンテーション(冬期休業前)、新春オリエンテーション(新年1月授業開始時)、年度末オリエンテーション(後期授業終了時)を実施し、学生生活への助言・指導を行っている。本学は平成19(2007)年度から全学年で演習制度を導入し、1~2年次を基礎演習、3~4年次を専門演習(平成29年度より総合演習と名称変更)としており、1・2年次の基礎演習では特に導入教育に力を入れている。本来のアカデミック・アドバイスに限らず、オフィスアワーとしての役割を担い、学生からの生活上の相談も受け、適切な相談窓口にリファーし、成績不振や生活上の困難を抱えた学生には必要に応じて教務課や学生課とともに相談に乗れるようになっている。クラス担任教員は、授業や研究上の質問や相談に応じたり、学生の生活上の相談窓口となっている。

TA制度については、現時点では活用していない。TA・SA制度の活用へ向けて準備中である。

自己点検評価委員会により、自己点検・自己評価の一環として「学生による授業評価アンケート」を全学的に実施している。アンケート形式で、例年前期授業終了時と後期授業終了時にそれぞれの科目の授業中に実施している。アンケート結果についてはマークシートの読み取りと集計を行い、個々の科目の評価平均と学部全体の評価平均とを比較できるレーダーチャートを作成した後、アンケートの自由記述欄に記載された学生の意見一覧とともに、各科目担当教員にアンケート結果を渡している。【資料2-3-2】

各科目の担当教員は、アンケート結果についての分析と授業に対する自己評価を行い、自らの授業改善に向けた工夫などの計画を記載した「授業改善に関する報告書」を提出している。

また、上記のアンケートとは別に「学生コメントカード」を用意し、教員が学生の理解度や授業の感想を聞くことができるようになっている。【資料2-3-3】【資料2-3-4】

(3) 2-3の改善・向上方策（将来計画）

新入生の導入教育として、アドミッションセンターを中心にした3回の事前指導と、仲間づくり・コミュニケーションづくりを目的としたフレッシュャーズ・キャンプを全学を挙げて実施することで効果が見えてきている。

該当学年を中心とし、学力不足の学生への徹底した学習支援（補習）体制を継続・定着させ、同時に遅刻防止対策等の基本的な生活習慣への指導を今後も徹底することが必要である。

クラス担任の指導内容をマニュアル化し、スキルアップを図り、よりきめ細かい学習支援を行うとともに、教務課・学生課を中心とした事務局との綿密な連携を取り、学生に対して更なる学習支援を行える体制作りを進めることが今後の課題である。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等**《2-4の視点》****2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用****(1) 2-4の自己判定**

基準項目2-4を満たしている。

(2) 2-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学卒業に関する要件の適用については、学則第41条に定めるとおり、修業年限以上在籍し、所定の授業科目および単位を修得した者について、教授会の議を経て、学長が卒業を認定している。

社会福祉学部・看護学部・リハビリテーション学部ともに、専門職者の養成を目指し、その教育課程が文部科学省及び厚生労働省令等で定められており、学年別の授業科目数の配分も適切に設定されている。年次別履修科目の上限を年間50単位とし、定期的なカリキュラム改編を通して、年次別の履修科目の適正化を図っている。【資料2-4-1】

各学部の卒業要件（単位数）は、次の通りである。

社会福祉学部（単位）

専攻 コース	社会福祉			子ども	
	社会福祉	福祉心理	学校教育	児童福祉	初等教育
基礎教養科目（必修）	34	32	34	32	36
基礎教養科目（選択）	8	8	8	6	8
専門科目（必修）	70	68	46	84	58
専門科目（選択必修）	—	4	—	—	—
専門科目（選択）	12	12	36	2	22
合計	124	124	124	124	124

看護学部（単位）

一般教養領域（必修）	18
一般教養領域（選択）	8
看護学関連領域（必修）	24
看護学関連領域（選択）	2
看護学領域（必修）	69
看護学領域（選択）	3
合計	124

リハビリテーション学部（単位）

専攻	理学療法	作業療法
基礎教養科目（必修）	10	10
基礎教養科目（選択）	4	4
専門基礎科目（必修）	44	42
専門基礎科目（選択）	—	—
専門科目（必修）	66	66
専門科目（選択）	—	2
合計	124	124

大学院

表 履修科目の上限・進級、卒業・修了要件（大学院）

大学院	修士課程 修了認定	2年以上在学し、 所定の科目につ いて30単位以 上を修得し、必 要な研究指導を 受け修士論文の 審査及び最終試 験に合格したも のを、修了者と する。	研究科	専攻	必修科目	選択科目	合計	論文	大学院 学生便覧 平成 29年度
			社会福祉 学研究科	社会福祉 経営専攻	16	14	30	6	

成績評価の方法及び結果の活用については、次のとおりである。

- 1) 成績評価（教育・学習結果の評価）
 - a. 成績評価は試験や平常の学修状況を総合して行っている。成績評価は100点満点で行い、学則第38条により、授業科目の試験の成績は、A（80点以上）・B（70点～79点）・C（60点～69点）・D（59点以下）の4種の評語をもって表し、A・B・Cを合格とし、Dを不合格とする。なお、特に優秀な者にはSをつけることができる。
 - b. 成績の表示は、次の表のとおり区分で行い、学生及び学外に対する成績証明書は評定の表示によって行う。

表 成績評価（学部）

評定	評点(100点満点)	判定	学則第38条 学生便覧 平成29年度
S	100～90点	合格	
A	89～80点		
B	79～70点		
C	69～60点		
D	59点以下	不合格	

(※「S」評価については90点以上で特に優秀と認められた場合)

- c. 成績評価を行うに当たっては、筆記試験、口頭試験、実技、レポートなど多様な方法を用いる。
d. 試験の種類には、定期試験、平常試験、追試験、再試験などを設定し、学生の成績に応じた評価の仕方を工夫している。

2) 成績評価の結果の活用

- a. クラス担任教員は、担当学生の成績評価を資料として個別指導に活用している。
b. 本学では、三者面談を実施しているが、成績結果も面談資料の一部として活用している。

《大学院》

大学院の成績評価に関しては、筆記又は口述試験、もしくは研究報告等により、担当教員が各科目の授業終了時、もしくは試験期間中に行う。その成績評価は、次の表に示すとおりである。

表 成績評価（大学院）

評定	評点(100点満点)	判定	学則第31条 大学院 学生便覧 平成29年度
S	100～90点	合格	
A	89～80点		
B	79～70点		
C	69～60点		
D	59点以下	不合格	

教養科目の特色ある工夫については、次のとおりである。

「基礎教養科目」で「基礎・専門演習」に区分される「基礎演習Ⅰ」「基礎演習Ⅱ」「総合演習Ⅰ」「総合演習Ⅱ」については、少人数クラス編成で演習形式とし、学生間及び学生と教員の間の人間的交流をはかり、人間性の涵養を行う。基礎演習の内容は大学教育に必要なとされる基本的なリテラシーの涵養と建学の精神の学習を中心に行い、総合演習では、テーマを自主的に設定し、資料収集、分析・考察等論理的な研究ができるよう多面的な教養教育を行う。大学入学後の導入教育の一環として毎年第1学年の新生を対象に、大学生活と大学教育への導入を円滑するための「フレッシュャーズ・キャンプ」を実施している。

「ボランティア活動関連科目」を卒業単位に組み込んだ必修科目として位置づけ、すべての学生が履修することを義務づけている。「ボランティア活動」は本学の建学の精神を具現化する中心的な科目として位置づけられ、奉仕の精神を感得するための体験活動の場となっている。

(3) 2－4の改善・向上方策（将来計画）

《学部》

本学では学部間の連携を図ってきたが、平成28年度に、医療・福祉・教育に関する基礎的な知識技能が修得できるよう、本学の特色・独自性を活かした、社会福祉学部・看護学部・

リハビリテーション学部に短期大学の医療福祉学科を加えた3学部1学科による「チームケア教育」を基礎演習・専門演習（平成29年度より総合演習）の中で導入し、平成29年度より「チームケア入門Ⅰ・Ⅱ」を学部間連携教育科目として設定し、開講している。

「社会福祉学部」

社会福祉学部では、取得できる資格や免許の種類が多様化しており、それに対応して学生の進路選択も専門性を求められるようになった。卒業生の完全就職を目指したキャリア教育、国家試験・採用試験対策の充実を図るとともに、豊かな人間性を育てる上で必要な教養教育の充実を図ることが求められる。

社会福祉士、精神保健福祉士、保育士、各種教諭免許等の制度改正に伴い、カリキュラムの改編を行ってきた。それを契機に「基礎教養科目」と「専門科目」に分類してきたが、学部間の統一も含め、科目分類をさらに検討していく必要がある。

建学の精神の基幹をなす「ボランティア活動」「特設科目 論語」を基礎教養科目に位置づけ、さらに本学の特色でもある少人数制授業を充実し、専門教育のみならず人間教育を深めるために、クラス担任制を導入している。

「看護学部」

平成22(2010)年4月に開設した看護学部の教育課程は、看護師及び保健師国家試験受験資格の同時取得を可能にした統合カリキュラムで、さらに資格取得に必要な単位取得として養護教諭一種免許状が取得できる教育課程を編成している。一般教養領域、看護関連領域、看護学領域の3区分で、本学卒業単位数を124単位とし、平成22年度・平成23年度入学生に適用した。平成24年度入学生からは保健師助産師看護師法指定規則の一部変更に伴い、保健師課程カリキュラムを取り入れた一部改正・整備を行ってこれに対応した。本学の建学の精神に基づき、学士力育成、看護実践能力の向上を目指し、これらの教育課程によって、人間性豊かな福祉の視点をもった看護師・保健師・養護教諭の育成を目指している。

人間性豊かで看護専門職として地域貢献できる人材育成、並びに資格取得、就職・教員採用試験対策の充実、高大連携単位互換等を検討している。アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーについては文部科学省「学士力育成」プログラムに従って検証を加え、教職員に徹底する取り組みを計画している。

「リハビリテーション学部」

平成24(2012)年4月に開設したリハビリテーション学部は、開設当初より教養科目の充実が検討事項としてあがっていた。IT社会に対応するため、平成25年度より「マスメディア論」を、国際的視野を培うため平成25年度より「国際文化論」、平成28年度より「韓国語Ⅰ・Ⅱ」「中国語Ⅰ・Ⅱ」を選択科目として新たに設置している。平成28年度からは学部間交流で社会福祉学部の科目を履修できることとし、1年生は毎週火曜日には社会福祉学部のあるキャンパスに通学し、選択の余地が大幅に向上した。

今後、学年間での科目数の差を調整することを検討している。また、リハビリテーション学部では、再試験該当者数が多いことも今後の検討事項としてあがっている。現在科目の多くは筆記試験を中心としているが、学習内容の多様化に伴い、評価方法も多様化する必要があると考えている。それに伴い、評価方法をシラバスに明記し徹底できるよう、シラバス、評価方法についてFD研修等を通じ、各教員が研鑽し合い、教育活動の活性化に結び付けていく。さらに、定期試験の内容の妥当性についても、自己点検・評価、および

FD活動において検討していく予定である。

《大学院》

大学院社会福祉学研究科については、他大学の異分野の研究科と共同研究を行い、学際的な学術研究活動を推進することを検討中である。このような学際的な学術研究を推進し、院生に積極的に参加させるために、他大学院との交流を図ることを検討したい。具体的には単位互換による研究科目の幅の拡がり等も検討していきたいと考えている。

2-5 キャリアガイダンス

《2-5の視点》

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

(1) 2-5の自己判定

基準項目2-5を満たしている。

(2) 2-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1. 建学の精神に則ったPDCAサイクルの教育支援体制

本学は建学の精神に則り、心豊かで人間愛とボランティア精神に溢れた人材を育成し、わが国の医療福祉の発展に貢献することを主目的とし、少人数教育により学生個々に対して徹底した教育を展開している。同時にキャリア教育支援は「キャリアサポートセンター」が担い、進路指導委員会及び学年等の教育組織と時には保護者との綿密な連携を採りつつ支援にあたっている。

本学では、入学時の導入教育での大学における居場所作りにはじまり、有益な学生生活を過ごすためのモチベーションの喚起・持続、課題探求能力の育成、将来への視野を獲得することまでを一貫して指導している。具体的には初年次教育（教育プログラム導入科目として「基礎演習」「ボランティア活動」等）により建学の精神に基づいた基礎的な自立の実践能力を養っている。それは、単に座学にとどまらず実際に社会に出て現場での経験を身につけることによって能力の育成が図られている。

また、3年次以降は総合的な力と問題解決能力教育の要素も講義内容に含めた「専門演習」「就職指導」等を全学必修でおこない、継続的な仕組みとしてのPlan（計画）・Do（実行）・Check（評価）・Act（改善）といったPDCAサイクルを教育の場で実践しているところである。

2. キャリアサポートセンター（就職・進学総合窓口）の体制

キャリアサポートセンターは学生が希望する就職を実現させるため、進路支援に関する基本的なことから学生一人ひとりに応じた個別的な指導までを丁寧に行い、自らを肯定的に受け止め、自ら動き、社会に貢献しようとする人材の養成・輩出に貢献している。そのためにキャリアサポートセンターは、大学と社会の架け橋となり、社会との接続を維持向上させていくことで、大学の存在感を向上させていく一翼を担っている。

(ア) キャリアサポートセンターのはたらき

年間計画に基づいて進路希望調査、進路意識調査、求人票の開示、「就職指導」、面接指導等を実施している。【資料2-5-1】【資料2-5-2】【資料2-5-3】【資料2-5-4】

『進路意識調査』を3年次1月に実施し、『進路希望調査』は4年の4月に実施することで、調査の結果から全員の希望を把握しクラスアドバイザーと共有することで個別の進路指導に役立てている。

求人票は、キャリアサポートセンターにおいて職種別にファイルを作成して開示するとともに、学内就職システムを随時更新し、自宅のパソコンでもスマートフォンからも最新の情報を学生がそれぞれ必要な時に自由に求人票を閲覧できる体制を整えている。

『社会福祉学部』

センター長及びセンター員は、基本的に社会福祉学部および短期大学の所在地である「前橋キャンパス」2号館3階「キャリアサポートセンター」に常駐している。

主な日常業務は、年間計画に基づいて求人票及び資料の管理、大学院や助産専攻科の募集要項整理、就職説明会の案内、施設等関係者の来訪者対応、本学主催就職ガイダンス企画・運営、進路希望調査及び進路内定状況の集計、採用試験時の就職指導や模擬面接等であり、学生個々に応じた支援を随時行っている。センター長及び社会福祉学部のセンター員は、直接社会福祉学部生の進路相談や就職指導に携わるとともに、他の学部を含めた大学全体への指示・連携の要となって大学全体のキャリア指導を企画し、実施・運営している。

『看護学部』

看護学部におけるキャリアサポートセンターの主なはたらきは、社会福祉学部同様であるが、養護教諭採用試験支援や医療系の就職先開拓等に力を入れている。また、卒業生に対しても、本学ホームページ上で就職採用情報を提供し、転職等の支援も行っている。(ホームページに掲載)

就職説明会を年2回開催(3年・4年)し、病院や施設の方々やそこで勤務している既卒生から就職に関する情報を得る機会を設けている(ホームページに掲載)。

『リハビリテーション学部』

平成28年度からキャリアサポートセンター職員が常駐し、進路指導委員会とクラスアドバイザーと連携を図り、就職に関する情報(データ編表2-10、表2-11)や相談、また就職試験に向けての取り組み(求人票の見方・履歴書作成・面接・試験への対策・就職試験報告書の作成・就職内定報告書の作成)を実施している(データ編表2-9)。また、求人票は、学生がいつでも閲覧できるようにファイルを作成し開示している。

就職説明会を年2回開催(3年・4年)し、病院や施設の方々やそこで勤務している既卒生から就職に関する情報を得る機会を設けている(ホームページに掲載)。

3. 就職状況

就職状況はデータ編表2-10の通りである。例年ほぼ100%の就職率を達成し、可能な限り学生の希望に沿った、社会人としての出発点を確保している。

『社会福祉学部』

社会福祉専門職の求人は、年々増加の一途をたどり在学生数に対し十分な求人数がある。多くの学生が、大学で学んだことを生かす福祉専門職に就いている。明確な目標を持って活動している学生が多く、着実に地域の福祉分野に人材を輩出できている。ただ、近年就職するという意識を強く持てないまま就職活動期に入らざるを得ない学生がおり、クラスアドバイザーとの連携を常に図りつつ、全学教職員が問題を共有しながら、指導の道筋を探る努力を継続している。

『看護学部』

学生の卒業後の進路は、ほとんどが看護師への道を選択しているが、十分な求人数があるため、自分の特性に合った施設選択ができています。また、近年では保健師や養護教諭と

いった進路選択もみられるようになった。さらに、養護教諭専修免許状や助産師国家資格などの更なる資格取得を目指して進学する学生も見られる。こうした状況に対応すべく、看護師資格を持ったセンター員が藤岡キャンパスに常駐し、各教員と連携しながら指導に当たる体制を強化している。

『リハビリテーション学部』

ほとんどの学生が病院や福祉施設に内定が決まっている。現状での求人数は学生数以上の求人があり、選べる状況にある。学生の多くが求人票を利用し、病院（急性期・回復期）や施設（老人保健施設など）の事前の説明会に参加し、そのまま就職試験を受け就職にいたっている。しかし、平成28年度は就職試験に落ちる学生も出てきたため、今後の対策強化案を検討中である。その他、実習先となった病院や施設へ就職した学生もいる。また、進学を希望する学生も1名出て、大学院への進学が決まった。

4. その他

教育課程内外を通じての社会的・職業的自立を支援する取り組みについては「基礎演習Ⅰ・Ⅱ（1年次～2年次）」、「総合演習Ⅰ・Ⅱ（3年次～4年次）」、「ボランティア活動Ⅰ・Ⅱ（1年次～2年次）」及び「就職指導（4年次）」を必修として実施し学生の支援をしている。

就職支援における基本方針は学生一人ひとりが建学の精神やボランティア活動を踏まえた中で、実社会において自分の力を存分に発揮できる『適職』を見つけ、自己実現の方向性・生き方を明確にし、就職を位置づけるような指導を行うことがその一つである。また、学生自らが社会に貢献できる能力を高めるために、大学生活をより深化するよう徹底をはかり、人間にとって職業が重要であることを踏まえ「職業に就くことを志す→職業を見つける→必要な訓練を行う→職業に適応していく」という自らの資質を向上させ、社会的自立を図るために必要な能力を、教育課程に応じて培うことができるよう個人の一連の過程全体を支援している。

「フレッシュャーズキャンプ」

本学入学後、新入生全体で本学の全教育の導入編及び初年度教育の一環として1泊2日の研修を行う。その研修の場を利用し「自分の将来」について考え、ディスカッション等を行うことで、大学生活のみならず卒業後も含めた豊かな人生をデザインし、目標を明確にすることを目的としている。

「ボランティア活動Ⅰ・Ⅱ」

ボランティア活動については、態度・価値観、技能、知識（理論）がバランス良く学習されることが重要と考え、学内における机上の研究（知識）、ボランティア活動（精神・心構え）、実習（演習・技術）というサイクルを通じて、医療・福祉の人材を育成することが求められている。この「ボランティア活動Ⅰ・Ⅱ」は学内だけで学ぶことのできない実際の対人援助の方法を現場（施設等）で学び、福祉に関わることへの心構えや援助職の求められる基本的なコミュニケーション技能や様々なスキル等、また人の心の機微『人間愛』を身につけ、将来の自己実現に向けた学生個々の自立的実践能力をつけることを目的としている。

福祉施設・医療機関への就職活動は年度後半に活発化する傾向にあるが、近年は卒業と同時に「即戦力」が求められている。そのために日常的にボランティアで経験を積むことでそのニーズに応えるとともに、就業後のミスマッチを防いでいる。

「環境美化活動」

日常生活において、身近な環境を整えることは日常生活における基本であり、福祉・医療

の原点であるともいえる。(学生便覧 P23～24) 本学においての環境美化活動は単なる清掃作業ではなく、様々な事柄を身につけるための教育として実践している。環境美化活動を通して社会性と思いやりの心、医療従事者として必要なスキルを身に付けることができる。

「チームケア教育」

大学全体の取り組みとして、他学部、他専攻合同でチームケアに必要な他職種の職業像について学ぶ機会を設けている。

「就職指導と支援内容」

1 学年から 4 学年までの年間計画が作成されており、その計画に基づき学生の自己の適性について理解を深め、望ましい職業観、社会人としての心構えや基本的なマナーを身につけさせ計画的に指導を実施し、就職に対する意識の高揚を図っている。

小規模である利点を生かし、就職担当者は学生一人ひとりの顔と名前及び就職等の希望を把握し、人間関係を保ち、日常的に学生に声をかけ個人指導を適宜行っている。また、学生からの相談にはすぐに対応し、早急な問題解決に努めている。

現状では各部とも、在籍学生数に対する求人件数・求人数とも充分であるが、学生たちの指導においては学校求人だけに頼ることなく、自らの活動によって就職先を確保することを第一にしており、親身なサポートを心がけている。

キャリア教育とは、「望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育」である。本学の学生はその多くが医療福祉専門職、相談援助業務及び教員等を目指して目標を持って入学してくる。事実、就職内定先の約 9 割が社会福祉関連の職業である(社会福祉学部)。また、ほぼ全員が看護職、リハビリテーション専門職である(看護学部、リハビリテーション学部)。また、学生たちは本学のカリキュラムに沿って学び、上記のキャリア教育の定義に則った学びをしている。特に本学の特色の一つである「ボランティア活動」は、社会福祉施設等のボランティア活動のみならず、被災地支援や公共機関主催のスポーツイベントなどでのボランティア活動を行い、実社会に触れ、一般のボランティア活動よりも高度な学びを深化させる機会を得るとともに、社会人として働くための心構えやスキルを身に付け、在学期間中に自らの自己実現とキャリアデザインを考え、専攻や将来のキャリアに関連した就業体験を積極的に積む機会を学生たちに提示し、将来設計を練り直す機会を得ることを目的としている。

(3) 2－5 の改善・向上方策(将来計画)

全体的に就職の実績は順調に推移しているが、いくつか近年目立ってきた課題に的確に対処できるよう、以下のような項目に対して対処できるように計画中である。

『社会福祉学部』

- ◇職業観が希薄な学生に安易な選択をさせることのないよう、また、ミスマッチによる早期離職を防ぐために、ボランティアを含めた就職に対する意識の高揚、動機付け等を充実させていく。また、学生にとって満足度の高い進路選択につながるような支援をしていく。
- ◇自立性、社会性、人間性に優れ、社会に貢献しうる「必要とされる人材」の育成に努めるべく、「個別対応」に重点を置き教育に取り組む。
- ◇本学は、社会福祉・医療領域の専門職を養成する大学である。多くの学生は専門職を志し入学してきている。しかし、半ば途中でその志が薄れ、全く目標を見失い、入学時とは違った領域へ安易に方向転換をしてしまう学生に対して、その原因を見極め、方策を

講じなければならない。そういった学生に対し学生理解を深め、個別相談等を効果的に実施し目が開けるよう支援の方策を検討する。

『看護学部』

◇卒業後の就職に関わる選択肢については、ほぼ看護師・保健師・養護教諭となるが、養護教諭選択者の動機づけを低学年より高め、教員採用試験に向けての準備を早期に進められるように支援する。

『リハビリテーション学部』

◇留学をはじめグローバル化に向けた体制を整える。

◇進学希望の学生に対してのサポートシステム作りを行っていく。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

《2-6の視点》

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

(1) 2-6の自己判定

基準項目2-6を満たしている。

(2) 2-6の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

「授業改善のための学生アンケート」による授業評価とそのフィードバック

(ア) 「授業改善のための学生アンケート」による授業評価

「授業改善のための学生アンケート」は、平成19(2007)年度より、大学(社会福祉学部)、短期大学部において全学的に実施し、授業改善の資料として活用してきた。看護学部においては、学部開設当初の平成22(2010)年度から、またリハビリテーション学部では、開設の平成24(2012)年度から実施をし、以後継続して実施している。

アンケート用紙については平成24年度に一新し、質問項目の見直しや自由記述欄の設定など学生の授業に対する意見や態度を汲み取りやすいものへと改善を図ってきた。平成28年度後期からは、さらに具体的な授業改善の方向性を教員側が汲み取りやすい形にするため、改善に関する評価観点を明確にした新たなアンケート用紙を作成し、実施をした。平成29年度のFD・SD活動の中でさらに内容を分析し、改善を図る予定となっている。【資料2-6-1】また、実施に関しても教員の不当な関与が生じないように実施手順について共通理解を図った。【資料2-6-2】【資料2-6-3】【資料2-6-4】

(イ) 「授業改善のための学生アンケート」による授業評価のフィードバック

アンケートは、全学共通のマークシート用紙を使用し、前期・後期の各講義の最終講義時に全科目について実施している。ただし、看護学部の実習科目に関してはその特性を踏まえ、各領域別看護学実習終了時に行っている。各学部内のFD・SD委員会もしくは自己点検委員会の担当者がマークシートの読み取りと集計を行い、個々の科目の評価平均と学部全体の評価平均とを比較できるレーダーチャートを作成した後、アンケートの自由記述欄に記載された学生の意見一覧とともに、各科目担当教員にアンケート結果を渡している。

各科目の担当教員は、アンケート結果についての分析と授業に対する自己評価を行い、自らの授業改善に向けた工夫などの計画を記載した「授業改善に関する報告書」を提出している。

また前後期それぞれに、学部ごとのアンケート集計結果が作成されるが、それらは教授会・

学部会議等で報告されている。さらに平成 28 年度においては「FD・SD 研修」時に各教員が自分のアンケート結果を持参し、グループワークを通して授業改善について話し合う機会を設けるなど、全学をあげて授業改善に向けた努力が継続されている。【資料 2-6-5】【資料 2-6-2】
「教員による授業評価アンケート」と「学生コメントカード」による授業評価とそのフィードバック

(ア) 授業の公開と「教員による授業評価アンケート」の実施

平成 28 年度より、新たに教員相互の授業評価を行っている（前期一回、選択された一時間分の授業を評価）。授業担当者は事前に当該授業の授業案を作成し、他の教員が授業参観する際の資料としている。参観した教員は、新たに作成された「教員による授業評価アンケート」の項目にしたがい授業を評価し、評価結果が各授業担当者へフィードバックされ、授業改善に役立てられている。【資料 2-6-6】【資料 2-6-7】【資料 2-6-8】

平成 29 年度後期からは、授業公開期間を一週間から二週間など長期間にし、全教員が相互に様々な授業を参観し、授業改善の視点を得る機会を広げる方向で検討している。

(イ) 「学生コメントカード」による授業評価とそのフィードバック

「学生コメントカード」は授業の各回において実施される、履修学生の意見を聞くために配布されるカードである。平成 23 年度より、カードを使用できる授業に関しては原則的に全学・全授業時に使用をし、授業改善の貴重な資料として活用をしている。授業担当教員は収集したカードをもとに、学生に何が伝わり何が伝わらなかったか、また授業に関してどのような態度で学生が臨み、全体的にどのような感想を抱いているかなどを把握し、次回以降の授業改善につなげる努力をしている。

「学生コメントカード」は、基本的に全学共通様式を用いているが、一部では一枚のカードに 15 回ないし 30 回分のコメントを書き加えられる方式の「シャトルカード」形式のものを使用している。平成 28 年度後期からは、一部修正をした従来の「コメントカード」形式、「シャトルカード」形式、「web」形式のいずれかを使用することとなり、平成 28 年度 FD・SD 研修会において利用方法等を研修した。またその中では、量的な面だけでなく、質的に内容の濃いコメントが学生から出てくるような授業のあり方についても検討した。なお、看護学部における看護学実習の達成状況については、実習施設報告会において教員から実習病院等へ開示し意見交換を行うことで、実習に関する教育の質を高める努力を行っている。【資料 2-6-9】

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

まず「授業改善のための学生アンケート」であるが、平成 28 年度後期より内容を改めて実施した。主な改善点としては、質問項目を 5 つの評価観点（「事前準備」、「授業運営」、「アクティブラーニング」、「授業・学習成果」、「授業の評価」）で整理し、授業改善のためにどこを改善すればよいか、それぞれの課題が浮かび上がるような内容としたことにある。実施結果を整理した上で、具体的な授業改善のポイントがよりつかみやすくなるように、毎年改善を図っていきたい。

授業公開については、平成 29 年度後期より全教員が各自の授業を公開できるように公開期間を長期間（1～2 週間）に設定し、教員相互による授業参観と授業評価ができるように検討している。また、すでに平成 28 年度の公開授業で使用した「教員による授業評価アンケート」では、質問項目を 4 つの評価観点（「事前準備」、「授業運営」、「アクティブラーニング」、「授業・学習成果」）で整理し、教員として経験のある者が授業参観をした際に、授業改善のポイントを指摘しやすくなるような内容とした。今後は職員もこれに参加をし、教職員さらに学生とも協働で改善を図れる仕組みを構築していく予定である。

また、平成 29 年度からは「学生コメントカード」と上記の二つの評価を軸に、FD・SD 研修でさらに授業改善のためのワークを実施するなど、恒常的な改善サイクルを確立し、毎年授業の質が実際に上がることが確認できるよう、全学を挙げて努力をしていく。

各種資格取得状況については、学部・専攻・コースごとに履修状況を把握して個別に資格取得状況がわかるようになっているが、クラスアドバイザー制度を活用し、個別のアドバイスをしながら、確実な資格取得を促している。今後の課題としては、各資格取得のための試験対策の充実を図ることはもちろんであるが、ある資格に関連する授業相互の関連性を担当者間で共有し、授業間の相乗作用を高めていくための活動の検討などが考えられる。教務・カリキュラム委員会と FD・SD 委員会が連携をしながら、授業の成果が資格取得面でも表れるようにしていきたい。

就職先へのアンケートや就職状況調査については、キャリアサポートセンターを中心に適宜行われている。専門職を目指す者がほとんどであるため、9月からの教授会にて、キャリアサポートセンター長より毎月1回、詳細なデータによる報告がなされている。得られた情報をもとに、就職や資格取得に関連する授業における工夫の必要が認められるような場合は、関係する授業担当教員にも情報を提供し、授業の工夫につなげるように努力をしているが、今後はより組織的に連携できるように、全学的な体制を整備していきたい。

すでに学生の意識調査については、定期的には行われていない点について反省があり、平成 29 年度より新たな総合的なアンケートなどの調査ができるよう、IR 室などを中心に検討を重ねており、総合的なアンケートを学生委員会中心に実施したところであり、分析結果を平成 29 年度の FD・SD 研修等で共有し、授業改善につなげていく予定である。今後は定期的に学生の満足度調査などを実施し、授業や学生生活の改善に向けた取り組みの資料を定期的に収集するシステムを確立していきたい。なお、学生の卒業時にあわせて、就職とそこに至る学生生活の状態、学習環境、取得資格などを総合的に調査するアンケートをキャリアサポートセンターが中心となって、社会福祉学部と短期大学部において平成 27 年度に試験的に実施し、平成 28 年度の FD 研修時に報告をした。【資料 2-6-10】【資料 2-6-11】これまでのところ、平成 26 年度以前の社会福祉学部及び短期大学部卒業生全体に対してと、同学部平成 27 年度卒業生を対象にした調査をし、授業の改善につながる資料収集を行なった。平成 28 年度から全学部を対象を広げ、キャリアサポートセンターを中心に調査を実施したところであり、その結果の分析を進めているところである。

以上のように、授業の改善を目的とした多様な取り組みが重なり合い、実際の学習到達度があがり、学生の授業への満足度や理解度、資格取得率や就職状況が向上していくよう、全学全教職員が一体となって、継続的な授業改善への取り組みを進めていきたい。

2-7 学生サービス

《2-7の視点》

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

(1) 2-7の自己判定

基準項目 2-7 を満たしている。

(2) 2-7の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-7-① 学生生活の安定のための支援

本学の学生サービス、厚生補導のための基本体制は、教授会の下に設置された学生委員会（含留学生委員会）を中心として、教学部学生課・保健室・学生相談室等と連携しながら、学生生活がより安全で豊かになるよう各種のサービスを企画立案し、具体的な業務展開を行っている。

学生課では、学生生活を支援する各種の業務を積極的かつ円滑に遂行している。具体的には、クラス担任を通じて生活環境票を作成・管理し、学生と教員との橋渡し役を務めている。学生との窓口個別相談対応や経済的支援、健康診断等健康にかかわること、アルバイト情報の告知、昌賢寮管理人との連携、学生駐車場の管理指導、スクールバスの運営管理、保険、課外活動に関する事など学生生活に関するあらゆる面をサポートしている。これらの学生支援については「学生便覧」やオリエンテーション等で周知徹底している。また、時には保護者と連絡を取り合い対処することもある。【資料 2-7-1】【資料 2-7-2】

学生に対する経済的支援策として、大学独自の成績優秀者に対する特待生制度を実施している。本学の特待生については、一般入学試験で実施するスカラシップ入学試験において優秀な成績を修めた者より選出される特待生と、2年次以降の成績上位者より選出される特待生とがある。【資料 2-7-3】

日本学生支援機構の奨学金については、募集説明会・申請指導・候補者決定について学生課で取りまとめている。家計急変等、緊急に奨学金が必要な場合にも随時対応しており地方自治体・民間団体等による奨学金制度、病院提携奨学金制度も紹介している。なお奨学金制度とは別に国の教育ローンをはじめ、金融機関等との提携による学費ローンも紹介している。【資料 2-7-4】【資料 2-7-5】

公認学生サークル等には1人以上の顧問教員を置き、課外活動の活性化を図るために、その経費の一部を後援会の理解のもとで援助している。また、ボランティア活動への参加等の学生の自主的な活動に対して、その経費の一部を援助している。【資料 2-7-6】

看護学部では病院でのボランティア活動を希望する学生が多いため、実習基幹病院である藤岡総合病院と連携し、院内デイサービス（スマイルサロン）での活動ができるよう体制を整備した。【資料 2-7-7】

本学では学生課と学生委員会が窓口となって、保健室・学生相談室・心理カウンセラー・個人研究室等と連携を図りながら、健康相談、心的支援、学生相談等を実施している。4月に全学生に健康診断を実施し、健康診断の結果については、各学生に結果を配布し、再検査を要する学生には医療機関で受診し検査結果を提出するよう指導している。また担当教員が、群馬県内保健管理担当者会議に参加し定期的に県内大学との情報交換、共有を行なっている。

学生相談においては、定期的に面接対応する体制が整備されている。4月・5月に相談者数が多い傾向にあり、学年別にみる相談内容の特徴・傾向として1年生は大学生活・新生活への適応、友人関係、居場所、2年生は特定の友人関係について、3年生は人間関係（苦手な人との折り合い方）、自分の性格、4年生は進路・実習のこと、自己適性等についての悩みが多く、他には学業、精神疾患等についての悩みや不安を相談するケースも見られる。生活相談は、事務局学生課に直接持ち込まれるが、教員の研究室に持ち込まれるケースも多く、学生委員会とも連携し、随時対応している。（データ編表 2-12）

編入生については、担当者を置き、相談・指導を行なっている。【資料 2-7-8】

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

学生の意見を直接汲み上げるシステムとしては、学生生活満足度調査を行なっている。また、「授業改善のための学生アンケート」の中での自由記述欄に記されていることもある。大学行事等実施の際には、レポート・アンケートを実施し、意見聴取をしている。また、いつでも担任、事務局等に相談できる体制を整え、学生個々の要望に応えられるよう対応している。【資料 2-7-9】

ポータルサイトによる学生に対する情報発信も行っており、課外活動の様子や学内イベント等を告知することにより、学生の帰属意識が高まり、愛校心醸成の一助となればと期待している。

小規模であることから、学生との距離が近く、比較的話しやすい雰囲気が作り出されていることから学生課等の事務局窓口における要望の聴取も比較的多い。またクラス担任や授業担当者へ要望があがり、学生課や学生委員会等につながり検討する場合もある。具体例としては次のような事例があげられる。

- ・社会福祉学部の民間駐車場でのごみ捨ての状況について学生の側からの指摘があり、学生委員会につながり、注意喚起につながった。
- ・エアコンは集中管理で不便であったところを個別の状況を加味して利用できるようにした。
- ・国家試験用の勉強部屋を設置し、その後二部屋を増やした。
- ・後援会にはかり、電子レンジを学生ホールに設置した。
- ・学生駐車場とスクールバスの料金の改定をおこなった。
- ・学生寮の行事に対する費用の支援を行なうようにした。
- ・ピアノレッスン室の利用をしやすくした。
- ・社会福祉学部 1 号館トイレを改修。全て洋式にし、洗浄便座とした。
- ・社会福祉学部 1 号館学生ホールと図書館の照明を LED 化した。

リハビリテーション学部では、平成 28 年度より 1 年生が火曜日のみ前橋キャンパスで選択科目の授業を受けられるようにし、個々の学生のロッカー・下足入れを用意し、スクールバス・駐車場が利用できるようにした。

(3) 2-7 の改善・向上方策（将来計画）

学生の要望にできる限り迅速に対応できるよう、より良い体制を整えたい。空き教室の利用、PC 室・LL 教室等の利用時間の延長等は、改善を行なったが、更に利用状況等を検討し、より利用しやすい環境を整えたい。

学生相談やカウンセリング実施に関しては、入学者がますます多様化する中で、心的支援の必要な学生、また誰もが生き生きと学生生活を送れるよう、安心して相談できるような雰囲気作りや学生との信頼関係の構築をさらに進めるようにしたい。

サークル活動等の課外活動においては、活動時間の延長がその課題の 1 つであったが、いまだ大きな改善につながっておらず、引き続き検討したい。サークル棟の建設については、現在、後援会での積み立てが継続中である。

保健室は、看護師や養護教諭の資格を持った教員が対応しているが、専任の責任者を置く方向で進められている。

リハビリテーション学部の 1 年生が、前橋キャンパスで授業を受ける際にスクールバスの運行を行なっているが、本数等での改善要望があがっており、検討する予定である。

上記の対策については、学生委員会・学生課を中心に進めていく。

2-8 教員の配置・職能開発等

≪2-8の視点≫

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD (Faculty Development) をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

(1) 2-8の自己判定

基準項目2-8を満たしている。

(2) 2-8の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

本学の教員組織は、表2-8-1「大学の教員配置」のとおり専任教員数は87人で、大学設置基準に定める必要専任教員数59人を上回る教員を配置し、各学部学科においてもそれぞれ基準を満たし、教員組織のより一層の充実を図っている。各学部学科とも専門職養成を目的としているため、4年間に医療・福祉・教育分野の基礎から専門に至るまで、教育、研究、資格取得、そして各専門領域を幅広く支える教育を行うための教員を配置している。大学院の教員組織は、各研究科・専攻において大学院設置基準に定める必要専任教員数を満たしている。

表2-8-1 大学の教員配置(単位 人)

区分	学部・研究科	学科	入学定員 (編入学)	収容定員	設置基準上 専任教員数	現員 合計	教員構成			
							教授	准教授	講師	助教
大学	社会福祉学部	社会福祉学科	90 (40)	440	16	39	17	7	7	8
	看護学部	看護学科	80	320	12	29	7	4	7	11
	リハビリテーション学部	リハビリテーション学部	60	240	16	19	9	2	3	5
大学全体の収容定員に 応じ定める専任教員数			—	—	15	—	—	—	—	—
大学合計			230 (40)	1000	59	87	33	13	17	24

大学院	社会福祉学 研究科	社会福祉 経営専攻	10	20	5	6	6	0	0	0
-----	--------------	--------------	----	----	---	---	---	---	---	---

※平成29年5月現在の数値

平成29年における各学部の非常勤講師依存率は、社会福祉学部が50.6%、看護学部が69.5%、リハビリテーション学部44.1%であり、学部合計では、58.2%である。

教員組織の職種別構成は、表2-8-2のとおりであり、社会福祉学部が、教授43.6%、准教授17.9%、講師17.9%、助教20.6%で、看護学部が、教授24.1%、准教授13.9%、講師24.1%、助教37.9%で、リハビリテーション学部が、教授47.4%、准教授10.5%、講師15.8%、助教26.3%であり、学部合計では、教授37.9%、准教授15.0%、講師19.5%、助教27.6%である。

男女別構成は、表2-8-3のとおりであり、社会福祉学部が、男性教員74.4%、女性

教員 25.6%で、看護学部が、男性教員 6.9%、女性教員 93.1%で、リハビリテーション学部が、男性教員 84.2%、女性教員 15.8%であり、学部合計では、男性教員 54.0%、女性教員 46.0%である。これを職種別に男女比をみると、教授 69.7 : 30.3、准教授 53.8 : 46.2、講師 41.2 : 58.8、助教 37.5 : 62.5 である。

また、年齢構成は、表 2-8-4 のとおり、社会福祉学部が 70 歳台以上 28.2%、60 歳台 23.1%、50 歳台 12.9%、40 歳台 17.9%、30 歳台以下 17.9%で、看護学部が 70 歳台以上 0.0%、60 歳台 21.2%、50 歳台 36.4%、40 歳台 24.2%、30 歳台以下 18.2%で、リハビリテーション学部が 70 歳台以上 10.5%、60 歳台 0.0%、50 歳台 21.1%、40 歳台 36.8%、30 歳台以下 31.6%であり、学部合計では、70 歳台以上 14.3%、60 歳台 17.6%、50 歳台 23.1%、40 歳台 24.2%、30 歳台以下 20.9%となっている。

教員の専門分野は、3 学部からなる各学部の専門性と特色を生かすとともに、各学部等の教育研究目的に対応して、実務者教員を含めた幅広い学術専門領域の教員を採用している。

表 2-8-2 教員組織（専任教員）の職種別構成

	教授	准教授	講師	助教
社会福祉学部	43.6%	17.9%	17.9%	20.6%
看護学部	24.1%	13.9%	24.1%	37.9%
リハビリテーション学部	47.4%	10.5%	15.8%	26.3%
合計	37.9%	15.0%	19.5%	27.6%

表 2-8-3 男女別構成

	男	女
社会福祉学部	74.4%	25.6%
看護学部	6.9%	93.1%
リハビリテーション学部	84.2%	15.8%
合計	54.0%	46.0%

表 2-8-4 年齢構成

	70 歳以上	60 歳～ 69 歳	50 歳～ 59 歳	40 歳～ 49 歳	39 歳以下
社会福祉学部	28.2%	23.1%	12.9%	17.9%	17.9%
看護学部	0.0%	21.2%	36.4%	24.2%	18.2%
リハビリテーション学部	10.5%	0.0%	21.1%	36.8%	31.6%
合計	14.3%	17.6%	23.1%	24.2%	20.9%

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

1) 教員の採用・昇任等

教員の任用・昇任に関する方針については、「群馬医療福祉大学教育職員任用規程」と「群馬医療福祉大学教育職員資格基準に関する規程」の 2 つの規程が整備されている。審査対象の項目としては「建学の精神の理解または実践、人格、学歴、職歴、教授能力、教

育実績及び研究実績、学会及び社会における活動」（「群馬医療福祉大学教育職員資格基準に関する規程」第2条）が挙げられており、それらを「基準」に照らして審査を実施する。

「基準」は教授、准教授、講師、助教の選考基準を定める規程であり、教授の資格については、学位以外の基準の1つに「大学において3年以上の准教授の経歴があり、かつ教育研究上の業績があると認められる者」（「群馬医療福祉大学教育職員資格基準に関する規程」第3条第5号）がある。

これに加えて、理事長名で陽明学研究所から出されている冊子「伝統の建学精神」があり、この使命・目的の履行状況も当然のことながら、実質的に人事審査の対象項目に入れている。

その「使命・目的」とは、「私学の教育理念を踏まえて、学問の裾野を広げ、様々な角度から物事を見ることができる能力、自主的、総合的に考えて、的確に判断する能力、豊かな人間性を養い、自分の知識、人生を社会との関係の中で位置づけることのできる人材を育てる」ことにあり、この使命・目的を実現するための資質を有する教員であることが必要とされる。

さらに、「教育力の向上に努め、良質の教育サービス提供に徹する」ことにより学生が持つ能力を「最大限に伸ばし」、そして学生に「満足感をもたらす」という「教育人としての責務」、また、本学園及び大学の「教育目的・目標の理解・堅持に努め、その達成に貢献するように尽力する」とした大学人としての素養も求めることとなる。

以上のように、教員の任用・昇任の方針の明示については、2つの規程と建学の精神の理解と遵守の3基準から成る。

教員の採用・昇任については、「群馬医療福祉大学教授会規程」「群馬医療福祉大学教育職員任用規程」「群馬医療福祉大学教育職員資格基準に関する規程」に基づき、実施される。昇任人事については、「群馬医療福祉大学教育職員任用規程」の「群馬医療福祉大学教員昇任人事の手続きマニュアル」に沿って実施されている。教員の選考に当たっては、学長及び大学教授会・教員会規程第2条に規定する教授会・教員会の中から学長が委嘱する委員3名に、学部長、事務局長、総務部長、IR室長、事務長を加え、教員候補者選考委員会を組織し、教員候補者の選考を行う。学長は教員候補者選考委員会の審議経過について、教授会・教員会の意見を聞き選考し、理事会に提出し、理事長が任用を決定する。なお、教員選考基準の概要は、表2-8-5のとおりである。

表2-8-5 教員の選考基準の概要

教員の 選考基準	教員の資格	教授	博士の学位を有し、教育上の経験又は識見をもっている者
			公刊された著書、論文、報告等により教育上の業績が前号の者に準ずると認められる者
			芸術上の優れた業績があると認められる者及び実的な技術の習得を主とする分野にあつては実的な技術に秀で教育の経歴のある者
			大学において、教授の経歴のある者及び大学設置・学校法人審議会の資格認定を受けた者
			大学において、3年以上の准教授の経歴があり、かつ教育研究上の業績があると認められる者
			短期大学または高等専門学校において教授の経歴があり、教育研究上の業績があると認められる者

教員の 選考基準	教員の資格	教授	研究所・試験所・病院等に3年以上在職し、研究上業績があると認められる者
			特定の分野について、特に優れた知識及び経験を有し、教育研究上能力があると認められる者
		准教授	教授となることのできる者
			大学において、准教授の経歴のある者、及び大学設置・学校法人審議会の資格認定を受けた者
			短期大学または高等専門学校において准教授の経歴があり、教育研究上の業績があると認められる者
			大学において、3年以上の専任講師、若しくはこれに準ずる研究員としての経歴があり、かつ公刊された著書、論文、報告等により教育研究上の業績があると認められる者
			権威ある研究所・試験所等において、大学の学部の卒業者は5年以上、短期大学の卒業者は8年以上、研究員、技術員等の経歴を有し、担当しようとする学科等の関連のある研究業績、及び教育上の識見があると認められる者
			特定の分野について、特に優れた知識及び経験を有し、教育研究上能力があると認められる者
		専任講師	教授または准教授となることのできる者
			大学において、専任講師の経歴を有する者及び他大学または大学設置・学校法人審議会の資格認定を受けた者
			修士の学位を有する者及び大学卒業後3年以上の助教の経歴があり、かつ教育研究上の成果を認められる者
			特定の分野について教育上の能力があると認められる者
		助教	学士又は修士の称号を有する者でかつ教育研究上の成果を認められる者
			前号の者に準ずる能力があると認められる者

本学は、医療・福祉・教育分野の総合的な学問領域を標榜しているために、学部にはさまざまな専門領域と経験をもつ教員が必要であり、また現にそのような教員が所属している。そこで審査については教育研究業績の評価に偏ることなく、教育力、委員会等の大学運営、社会活動等を公正に評価している。

学生による授業評価については、平成14(2002)年度より検討が開始され、平成16(2004)年度に「自己点検評価委員会」が発足し規程が施行された。その後授業評価体制が整備され、平成19(2007)年度より非常勤講師を含めた全教員の「学生による授業評価アンケート」の実施が定着している。実施は前・後期とも期末に行っている。【資料2-8-1】

構成・分析についても改良が重ねられ、現在では「授業運営について」「授業のわかりやすさについて」「学習成果について」「授業の難易度と進度について」の5側面から項目が設けられ、学生の実情を踏まえて評価を行えるよう配慮されている。

アンケート結果についてはマークシートの読み取りと集計を行い、個々の科目の評価平均と学部全体の評価平均とを比較できるレーダーチャートを作成した後、アンケートの自由記述欄に記載された学生の意見一覧とともに、各科目担当教員にアンケート結果を渡している。

各科目の担当教員は、アンケート結果についての分析と授業に対する自己評価を行い、自らの授業改善に向けた工夫などの計画を記載した「授業改善に関する報告書」を提出している。【資料2-8-2】

教員相互の授業評価については、年に一回、保護者を対象とした公開授業を行っており、

教員も相互に参観している。評価は参観者のアンケート回答によるもので、委員会で回収後、各教員へ無記名で還元され、参観者は授業のあるべき姿について考え、公開者は自己内省及び授業改善へ反映していく目的で行われている。【資料 2-8-3】

また、教員研究発表会を年に一回実施している。本学のように多領域にわたる教員が在籍する場合、相互の研究内容を知る上で教員研究発表会の占める役割は大きい。毎年、それぞれの研究に対する活発な討論が行われている。【資料 2-8-4】

「FD 委員会」は、本学の建学の精神と全学 FD 及び学部の教育目的に基づき、教育内容・方法の改善と研究活動の充実を図ることにより、本学全体の総合的な教育力の向上を目指し、実践力を養うことを目的として設置された。

活動の主要プログラムとその具体的実施状況は、

- ①定例の FD 研修の企画・運営・実施・報告
- ②授業改善活動の検討、各種アンケート実施
- ③授業評価アンケートの内容・運用の見直し
- ④コメントカードの様式、運用の見直し
- ⑤教員による授業参観の実施
- ⑥学外における FD 研修会への参加
- ⑦教員研究発表会の実施

などである。

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

各学部は、本学の教育目的を達成し、人の心を思いやる実践的な学びを通して人間力を養うために以下の 4 つの特色をもって教育課程を設定している。

①少人数教育

学生一人一人に対してきめ細かな教育・指導を行い、学生の希望の実現に向けて教職員が全面的なバックアップを行っている。各学部・学年にクラスを設定し、担当教員（クラスアドバイザー）を配置し学生指導を行っている。また、クラス単位で 1・2 年次には基礎演習 I・II、3・4 年次には総合演習 I・II（平成 28 年度までは専門演習 I・II）という演習を開講し、きめの細かい指導を行っている。

②環境美化活動

人間が人間らしく生活することを考えるとともに「積極性」や「協調性」を養うために、清掃活動を教育の一環として行っている。毎日の美化活動を通じて、コミュニケーション能力を養い、他の学生・教職員と連携し、業務を遂行するための協調性・積極性・リーダーシップ能力を高めていく。本学では学生・教職員分け隔てなく利用者という立場で美化活動を行っている。

③挨拶の励行・礼儀を重んじる

挨拶や礼儀はコミュニケーションの第一歩であり、対人援助が中心である福祉の業務は相手を、尊厳をもった人間として愛情と信頼をもち相対することが求められる。挨拶とは、その人の心が相手に伝わる最初の行為として重要なものと位置づけている。本学では毎日の生活の中で挨拶・礼儀作法に力を入れた教育に取り組んでいる。

④ボランティア活動の必修

本学では 1・2 年生を対象に人間性の涵養と学習の一環として「ボランティア活動」を卒業単位に組み込んだ必修科目として位置づけている。継続的な人間性の涵養と学習が行

えるように教育課程を配慮している。

上記の教育方針が教育課程に取り組み、適切に教育課程の編成方針が設定されている。授業科目は各学部で名称は異なるものの、「教養教育」と「専門教育」に分けられ、順序立てて履修できるように、科目レベルの設定または年次配当がなされ、体系的に学習ができるように配慮している。

「教養教育」は4年間を通じて人間形成の基礎を身に付けるため、大きく分類して「基礎・総合演習」「総合教養」「外国語」「健康・スポーツ」「情報処理」の5区分にわたる教科を学び、総合力を養う。上級学年にいくほど少なくなるように配置している。基礎的な知識技能や教養、医療・福祉・教育に関する基礎的な知識技能が修得できるように設定されている。

a. 基礎・総合演習

本学の教養教育を推進する要であり、建学の精神の具現化を目指すため一般共通教育の中でも最も重要な部門と位置づけ、1年次には「基礎演習Ⅰ」、2年次には「基礎演習Ⅱ」、3年次には「総合演習Ⅰ」、4年次には「総合演習Ⅱ」を必修科目としている。また「ボランティア活動Ⅰ・Ⅱ」も必修科目としている。

b. 総合教養

基礎教養を学ぶため、「哲学」「倫理学」「心理学」「社会学」「道德教育」「法学」「教育学」等を学んでいる。

c. 外国語

「外国語」の柱となる英語を必修科目とし、選択科目として「韓国語(全学部)」「中国語(社会福祉学部とリハビリテーション学部)」を設置している。

d. 健康・スポーツ

「健康・体育」には、「講義科目」および「演習科目」を設置している。その他、「レクリエーション活動援助法」を選択科目として設置している。

e. 情報処理

各学部で「情報処理」科目を設定し、いずれの科目も授業は演習・実習形式で行われている。

f. その他

医療・福祉・教育に関する基礎的な知識技能が修得できるよう、総合大学の特徴を活かした、社会福祉学部・看護学部・リハビリテーション学部と短期大学部の医療福祉学科を加えた3学部1学科による「チームケア入門Ⅰ・Ⅱ」と科目を設定、開講している。

(3) 2－8の改善・向上方策（将来計画）

各学部において、教育目的および教育課程に即した教員は、確保できている。ただし、教員配置に関しては、大学全体では安定しているものの、男女比・年齢構成等で学部によってかなり大きな差があるので、各学部の教育内容を十分考慮し、今後調整を行いたい。

教員の採用、昇格は、全学的な基本方針を踏まえて各学部で基準を定め、全体として適正な運用を行っている。FD活動の一環として「学生による授業評価」「教員による授業自己評価」を行い、あわせて授業を公開している。また、多様なFD活動を積極的に推進、支援しており、教員の資質・能力向上に努めている。今後は、評価点検を行いつつ、FDプログラムを全学で推し進め、一層の教育研究内容の充実および教員力の向上を目指す。

教養教育実施のための体制は、各学部の特徴にあわせて整備されているが、連携をはかる

ために、「チームケア入門Ⅰ・Ⅱ」の柱にして、各学部間で調整して学部間交流を進めたいと考えている。今後とも、各授業科目の内容と教育方法の一層の充実・発展を目指したい。

2-9 教育環境の整備

＜2-9の視点＞

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-9の自己判定

基準項目2-9を満たしている。

(2) 2-9の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学の前橋キャンパス（社会福祉学部）は、前橋市の川曲町に位置する。田園の面影を残した周辺には、大学や高校・中学校・小学校が点在する文教地区である。JR高崎駅よりスクールバスで20分、JR新前橋駅より路線バスで15分、JR両毛線・上越線井野駅より徒歩25分である。車通学者のための駐車場も完備している。なお、徒歩5分のところにグラウンドを所有している。

藤岡キャンパス（看護学部）は、藤岡市藤岡に位置する。周辺は閑静な住宅地区である。JR八高線群馬藤岡駅より徒歩5分であり、近くには公立藤岡総合病院がある。車通学者のための駐車場も完備している。

本町キャンパス（リハビリテーション学部）は、前橋市の中心街である本町に位置し、市の公共施設である「前橋プラザ元気21」の6階7階をキャンパスとしている。JR前橋駅、上毛電鉄中央前橋駅より徒歩10分である。近隣の市営駐車場を優先的に契約できるようになっている。中心街であるため日常生活に必要なものは、ほぼ全て調達できる状況である。

本学の校地・校舎面積と大学設置基準上必要な面積は表2-9-1のとおりである。また、校舎の概要は表2-9-2、運動場の概要は2-9-3のとおりである。

表2-9-1 校地・校舎面積 大学設置基準との比較

＜前橋キャンパス＞

校地面積	設置基準校地面積	校舎面積	設置基準校舎面積
21,340.39 m ²	5,640 m ²	9,694.75 m ²	4,214.75 m ²

＜藤岡キャンパス＞

校地面積	設置基準校地面積	校舎面積	設置基準校舎面積
26,222.00 m ²	3,200 m ²	7,671.59 m ²	4,561.20 m ²

＜本町キャンパス＞

校地面積	設置基準校地面積	校舎面積	設置基準校舎面積
5,235.98 m ²	2,400 m ²	5,235.98 m ²	4,859.40 m ²

表 2 - 9 - 2 校舎等概要

所在	建物名称	延べ床面積	地上 (階)	地下 (階)	主要施設
前橋 キャン パス	一号館	1,476.74 m ²	4		大学院・大学・短大共用 (事務室・図書館・学生食堂・他)
	一号館	2,871.71 m ²	4		短大専用(講義室・実習室・他)
	二号館	556.29 m ²	5		大学院専用(講義室・研究室・他)
	二号館	3,439.29 m ²	5		大学専用(中講義室・実習室・他)
	二号館	1,154.09 m ²	5		大学院・大学・短大共用(事務室・演習室・会議室・他)
	体育館	594.55 m ²	1		体育館
	アリーナ	2,113.00 m ²	2		体育館
藤岡 キャン パス	一号館	2,747.34 m ²	3		大学専用(講義室・研究室)
	二号館	3,557.17 m ²	3		大学専用(講義室・実習室・図書館・学生食堂)
	三号館	1,367.08 m ²	2		大学専用(事務室・会議室・演習室・他)
	体育館	2,215.00 m ²	2		体育館
本町 キャン パス	前橋プラザ 元気 21 6階	2,617.99 m ²			大学専用 (講義室・研究室・図書室・事務室・実習室・他)
	前橋プラザ 元気 21 7階	2,617.99 m ²			大学専用(講義室・実習室・研究室・他)
長野県	研修所	3,505.52 m ²	3		研修所

表 2 - 9 - 3 運動場の概要

所在	区分	面積	備考
前橋市川曲町新保境 99-1 他 4 筆	グラウンド	8,723.00 m ²	

主要施設の概要は以下のとおりである。

○図書館

図書館は、前橋キャンパス(本館)および藤岡キャンパス(藤岡分館)・本町キャンパス(前橋プラザ分館)にそれぞれ設置されている。

本館の開館時間は 8:30～21:30 である。図書館総面積は 362.97 m² であり、この専用スペースに、閲覧席、視聴覚スペース、PC スペース、総合カウンター、書架、雑誌架、新聞架、キャレル、パーテーション、複写スペース、手荷物収納ロッカーなどが設置されている。書架はすべて開架式である。閲覧席数は 88 席であり、AV ブース席(PC 検索用を兼ねる)は 12 席である。

藤岡分館の開館時間は 9:00～17:00 である。図書館総面積は 302.48 m² であり、この専用スペースに、閲覧席、視聴覚スペース、PC スペース、総合カウンター、書架、雑誌架、新聞架、キャレルなどが設置されている。書架はすべて開架式である。閲覧席数は 56 席であり、AV ブース席(PC 検索用を兼ねる)は 6 席である。

前橋プラザ分館の開館時間は 9:00～17:00 である。図書館総面積は 306.98 m² であり、

この専用スペースに、閲覧席、視聴覚スペース、PCスペース、総合カウンター、書架、雑誌架、キャレルなどが設置されている。書架はすべて開架式である。閲覧席数は92席であり、AVブース席（PC検索用を兼ねる）は6席である。

蔵書数は、図書50,128冊、雑誌276タイトル、視聴覚資料947点であり、それぞれ日本十進分類法（NDC：9版）に基づき、主題別に配架されている。

図書・学術雑誌の整備については、学生および教員からのニーズを集約するため、年1回の購入希望図書調査を実施している。また、各専門図書の充実を図るために、個別のヒアリング調査も随時実施している。【資料2-9-1】【資料2-9-2】

図書館資料は同一の図書館システム（情報館v7）でデータは管理されており、3キャンパスの資料を共同で利用できる環境を整えている。またOPACにアクセスすることで、学外からも目的に合わせた複雑な条件検索も可能となっている。

電子資料も充実しており、データベース7種、電子ジャーナル11種、オンライン百科事典2種、電子書籍436冊が図書館HPから簡単にアクセスできるようになっている。

電子資料の利用環境の整備にも力を入れており、学内の無線LAN環境も整備されつつある。契約している各種電子資料については、図書館およびPC教室以外からのアクセスも可能となっており、一部の電子資料においては学外からのアクセスも可能であり、充実した学術情報の提供サービスを行っている。

図書館相互協力（現物貸借・文献複写）についても積極的に取り組んでおり、専門分野以外の幅広い資料を提供するための環境も整えられている。国立情報学研究所が提供するCiNii以外に群馬県内図書館横断検索にも参加しており、県内の巡回車（毎週木曜日）を利用した相互貸借は特に盛んである。【資料2-9-3】

図書館の職員は、専任職員（司書有資格者）が4人（本館2人、藤岡分館1人、前橋プラザ分館1人）常駐している。職員は群馬県大学図書館協議会および群馬県図書館協会が開催する年2回の研修会に参加することにより、日々情報収集とスキルアップを図り利用者サービスに反映させている。

新入生を対象とした年度始めのオリエンテーション時に図書館利用説明を行うほか、情報リテラシー教育の一環として、全学年を対象に教員からの依頼に応じてレベル別の論文・レポート執筆のための情報検索指導も随時対応している。【資料2-9-4】

○体育館

前橋キャンパス北側に体育館（主にバレーボール・バドミントン等）を設置し、東側には昌賢アリーナ（主にバスケットボール2面・フットサル・障害者バスケット利用可能、また中2階では卓球4面）など、あらゆる種目に対応が出来る体育施設を設けている。本学から徒歩5分のグラウンドでは野球・サッカー等が利用できる。

藤岡キャンパスには、バスケットボール、バレーボール、バドミントン等が利用できる体育館を設置している。

○情報サービス施設

本学の情報サービス施設については、施設管理課が管理運営を行っている。現在のクライアントマシンは387台で、その内訳は研究用136台・教育用200台・事務用51台である。教育用クライアントマシン1台における学生数は4.94人である。授業や自習に利用できるコンピュータ室は定員48名、20名、45名が各1室、またLL教室としても

使用可能な定員は 42 名の教室が 1 室設置している。

○学生寮（昌賢寮）

昌賢寮は徒歩 10 分という通学に至便のところに位置している。敷地面積は 2,121.43 m²、建物面積 684 m²の鉄筋 3 階建（2 棟）で、総部屋数は 60 室である。空調設備、給湯設備、インターネット等の設備が整っている。寮の年間行事としては、入寮式・新入生歓迎会（4 月）、新入生歓迎バーベキュー（5 月）、親睦旅行（ディズニーランド等）、クリスマス会（12 月）などを実施しており、寮監のもとに快適で充実した寮生活を送っている。【資料 2-9-5】

○陽明学研究所

陽明学研究所は、「陽明学を中心に日本儒教に関する研究を行い、わが国精神文化および地域社会の福祉とともに幼児教育の発展に貢献する」ことを目的として平成 11 年（1991）年に設立した。企業経営トップセミナーへの出講や公開講座等を通じて陽明思想の啓蒙活動を実施している。また、研究成果としては、『成有一徳：昌賢学園の全人教育』（鈴木利定監修・中田勝著）、『注解・書き下し 論語 全文〈付・原文〉』（鈴木利定監修・中田勝著）、『儒教哲学の研究』（鈴木利定著）『伝統の建学精神』（鈴木利定著）などを出版している。【資料 2-9-6】

○医療・福祉・教育研究センター

医療・福祉・教育研究センターは、当初、「福祉研究センター」として平成 14（2002）年に開設した。その後、平成 20（2008）年に規程を改正し、その目的を「建学の精神及び理念に基づき、今日の少子高齢社会において生ずる種々の問題に対して研究・調査及び情報提供を中心とした具体的な対応を図ることを主眼とし、学内における学生の教育及び助言・指導に役立てると共に地域に開かれた大学として地域貢献することを目的とする。」に改め、相談・支援活動、公開講座の開講等を主な事業として実践してきた。加えて平成 22 年 4 月 1 日に「看護学部」を藤岡市に開学したことに伴い、同センターの機能を見直し、新たに看護及び教育を採り入れることとし、名称を「医療・福祉・教育研究センター」に改称した。また、平成 24 年 4 月 1 日に「リハビリテーション学部」を開学したことに伴い、リハビリ分野もそこに加えられた。合わせて目的はそのまま継承し、従来実施していた三分野の相談に、看護・教育及びリハビリを採り入れたことに見合う三分野の相談を追加した。【資料 2-9-7】

○ボランティアセンター

ボランティアセンターは平成 14（2004）年 6 月に設置した。その目的は「本学の建学の精神に立脚したボランティア活動の基本理念及び目標に沿って学内においては、学生たちがボランティア活動を通して福祉活動の基盤となるその精神（福祉の心）を育み、且つ将来ボランティア活動のリーダーになるための必要な支援・援助を行う。

そのために学内では、学生一人ひとりが主体的に幅広くボランティア活動が体験できるように支援・援助する。さらに学外では、県・市町村社会福祉協議会のボランティアセンターや NPO をはじめとする地域の民間団体とも連携した活動を行う。また、これらを達成するためと地域社会に貢献するため、必要な調査・研究も行う。これらを通し福祉にかかわる視野を国内及び国際的にも広げ、真の福祉人材養成に資することを目的とする。」としている。センターにはセンター長、副センター長を置き、専属の職員（コーディネーター）を 3 名配属している。機器類は PC5 台、プリンター 1 台、専用電話（FAX）1 台、事務机 5 台、面談用机 5 台、椅子 11 脚、書架 3 台を設置している。ボランティアセンターの主な事業としては、各種ボランティア活動のコーディネートと支援、ボランティアフォーラムの開催等を実施している。また、「ボランティア活動 I・

Ⅱ(必修)、「ボランティア活動Ⅲ(選択)」の支援も行っている。【資料 2-9-8】

施設設備の維持運営は、施設管理課がその責任を担っている。施設管理課は、教員や各課と連携して改修や改善の要望に基づき施設の維持管理に努めている。また、電気設備、給排水・衛生設備、空調設備、消防設備、エレベーターその他等については、法定検査・点検、補修整備を実施している。防火設備については、関係機関の指導に基づき改善等の計画を実施し、施設設備の維持管理に努めている。リハビリテーション学部については、複合施設のため、ビルの管理会社が維持管理を行っている。【資料 2-9-9】

前橋キャンパスの校舎施設は、平成 8 (1996) 年に新築したもの(1号館)とその後平成 14 (2002) 年に建設したもの(2号館)である。昌賢アリーナ(新体育館)は平成 17 (2005) 年に落成。従って、建物自体はすべて比較的新しいものであり、耐震強度、アスベスト問題等の安全性、快適性が確保された教育環境を整えている。また、障害者用トイレは1号館、2号館、昌賢アリーナ1階に設置し、スロープは2号館、昌賢アリーナには竣工時より設置し、1号館は計画を推し進めている。エレベーターについては2号館のみの設置である。今後更なるバリアフリー化計画を推し進めていく。

藤岡キャンパスの校舎施設は、旧群馬県立藤岡女子高校を群馬県より藤岡市が譲り受け、藤岡市と本学の間で賃貸契約を締結した上で平成 22 年に耐震補強工事、オール電化工事を含む全面改修工事を行い、耐震性能・安全性を確保している。1号館、2号館は3階建、3号館は2階建であり、その3棟を1階と2階の連絡通路で結んでいる。体育館は従来のものである。バリアフリーに関しては、正面玄関・学生玄関・連絡通路・体育館にスロープを設置、多機能トイレ(障害者)、エレベーターは2号館に設置している。

本町キャンパスは、前橋市所有の複合施設「前橋プラザ元気 21」の6階・7階に設置している。開設は、平成 24 年度であるが、建物自体は平成 20 年度に新たに増改築したものであり、環境面・防災面等万全な体制をとっている。

講義・演習室は、6人程度から300人程度収容できるものが併せて60室あり、AV機器等を設置している。3学部を遠隔映像システムで結んでおり、公開講座や公開授業(保護者向)等で活用している。大学院においては、5つの講義室を用意している。【資料 2-9-10】

(3) 2-9の改善・向上方策(将来計画)

医療・福祉・教育分野の総合的な教育研究環境の整備を図られることになっている。

社会福祉学部の移動式スロープについては固定式スロープを設置予定である。今後のバリアフリー計画は企画調整室と総務部が連携して策定する。

また、PC、エアコンの入れ替え(前橋キャンパス1号館)、全館洋式トイレに改修が済み、照明器具のLED化については図書館及び学生食堂(前橋キャンパス1号館)が済み、今後他の教室のLED化も計画的に進めていく予定である。

学生サークル活動の盛んな取り組みに対応して部室等の建設も予定している。

[基準 2 の自己評価]

学生の受け入れについては、アドミッションポリシーを大学ホームページや学生募集要

項等に明記するほか、オープンキャンパスや学外ガイダンス等で、詳細に説明している。11種類の入学試験を実施し、センター利用型入試以外の入試に個人面接を課し、人物を重視している。一般入試においては地方会場を設けて受験の利便性を高めている。

教育課程及び教授方法については、本学の教育課程はディプロマポリシーの具現化を念頭に、本学の特色と独自性を確保した編成となっている。教授法の工夫では、授業目的に応じて講義・演習・実習といった多様な形式をとり、またクラス担任制による少人数教育・学習指導を行っている。

学修及び授業の支援については、新入生には、3回の入学前指導を実施、入学後には2日間のオリエンテーションのほか、1泊2日のフレッシュャーズ・キャンプを実施し、学習・研究を進める上での動機付けや、仲間づくりやコミュニケーションづくりの良い機会としている。1～2年次の基礎演習、3～4年次の総合演習では、オフィスアワーとしての役割も担い、クラス担任教員は、授業や研究上の質問や相談に応じたり、学生の生活上の相談窓口となっている。授業では「学生コメントカード」を用意し、教員が学生の理解度や授業の感想を聞くことができるようになっている。

単位認定、卒業・修了認定等については、学則にもとづき、厳正に行っている。

キャリア教育支援は「キャリアサポートセンター」が担い、進路指導委員会や時には保護者との綿密な連携を採りつつ支援にあたっている。3年次以降は総合的な力と問題解決能力教育の要素も講義内容に含めた「総合演習」「就職指導」等を全学必修でおこない、継続的な仕組みとしてのPDCAサイクルを教育の場で実践しているところである。

教育目標の達成状況の評価とフィードバックについては、全学的に「授業評価アンケート」を実施し、結果は個々の科目の評価平均と学部全体の評価平均とを比較できるレーダーチャートを作成した後、アンケートの自由記述欄に記載された学生の意見一覧とともに、各科目担当教員に伝えている。教員は、結果についての分析と授業に対する自己評価を行い、「授業改善に関する報告書」を提出している。

学生サービスについては、授業評価アンケート等様々な機会を捉えて学生の要望を吸い上げているが、平成28年度より「学生満足度調査」を実施し、調査結果から得られた教育内容の特徴を分析することで、教育の質を客観的に保証するとともに、さらなる教育改善の方策を見出すこととしている。

教員の配置・職能開発等については、設置基準に定める必要専任教員数を満たしているが、学部間で差のある男女比や年齢構成等には改善の余地があり、改善が必要と考えている。

教育環境の整備については、教育研究目的を達成するために必要な校地・校舎、施設設備が適切に整備され、安全性・快適性が確保された環境を整えている。

以上のことから、基準2を満たしていると判断する。

基準 3. 経営・管理と財務

3-1 経営の規律と誠実性

《3-1の視点》

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

(1) 3-1の自己判定

基準項目3-1を満たしている。

(2) 3-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

本学の経営的な誠実性を示す目的は、「学校法人昌賢学園寄附行為」や「群馬医療福祉大学学則」等に定められ、建学の精神として、「忠」「孝」「信」「愛」に基づく「精神の修業」を掲げている。

さらに「仁」「義」「礼」「智」の精神の下、豊かな人間性の育成を教育理念とし、深い人間性と幅広い教養を身につけ、国際的視野で物事を判断でき、21世紀の社会福祉をリードしてゆく人材の育成を実現することである。この方針に沿って理事会のもとに法人本部、大学事務局等の組織が配置され、教育組織と連携して業務の推進に当たっている。

さらに具体的に進めるために、平成24年12月に「群馬医療福祉大学 中長期計画」中期期間（平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間）を策定し、教職員に配布した。【資料3-1-1】【資料3-1-2】【資料3-1-3】【資料3-1-4】【資料3-1-5】【資料3-1-6】【資料3-1-7】【資料3-1-8】

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

「群馬医療福祉大学 中長期計画」において、

1. 教育に関する目標を達成するための措置
2. 研究に関する目標を達成するための措置
3. 地域貢献に関する目標を達成するための措置
4. 国際交流に関する目標を達成するための措置
5. 事務等の効率化、合理化に関する目標を達成するための措置
6. 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置
7. 自己点検、評価及び情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

以上の7項目を掲げて各項目の進捗状況をチェックする。毎年4月に年度初めの会で教職員全員が集合して組織、担任、中長期計画、達成するための項目説明と経過確認等を行っている。【資料3-1-9】

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

関係法令で遵守すべき事項については、適宜規程で定めている。前回の認証評価で指摘

指導された法令や学内諸規程の違反行為を防止する目的の「公益通報に関する規定の整備」については、新規作成して平成 25 年 4 月から施行し、平成 28 年 9 月 1 日一部改定施行している。【資料 3-1-10】

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

前回の認証評価で指摘指導された「公益通報に関する規定の整備」については、新規作成して平成 25 年 4 月から施行し平成 28 年 9 月 1 日一部改定施行している。

環境保全については、本部「施設管理課」が各キャンパスの施設管理係を指示指導して、キャンパスの環境管理、整備、法定検査、防災訓練を行っている。

人権、安全面を保護管理するために「就業規則」「事務組織およびその運営に関する規則」「ハラスメントの防止等に関する規程」「安全衛生・ハラスメント防止委員会規程」「研究倫理規程」「研究活動不正行為防止規程」「研究倫理審査会規程」「研究倫理・公的資金運営委員会規程」を制定し、適正に管理運営されている。

危機管理体制は、災害が発生した場合の人的、物的被害の軽減を図る目的で「危機管理規程」を制定し、平成 29 年 2 月 1 日一部改定施行して自衛防災組織が編成されている。

また、火災・水害・地震等の事故に対処した「緊急対応マニュアル」を平成 29 年 1 月 1 日に策定し、緊急連絡網や安全管理、災害時行動等を定めている。

学生の学外でのトラブル（悪徳商法・架空請求等）は、学生課で注意を呼び掛けるとともに学生課が窓口となり、対処処置を講じている。また、新入生に対しては、入学時の新入生フレッシュャーズキャンプやオリエンテーションで特に注意を喚起しているほか、4 月に群馬県警察より講師をお呼びして防犯講話を行っている。

学生・教職員に対するハラスメントを防止する意味で大学ホームページ上の情報公開に【基本情報公開】として、「ハラスメントガイドライン」ハラスメント防止委員会が作成したリーフレットを公開して、ハラスメントの意味・相談の流れ・ハラスメントの定義（種類）・ハラスメント相談窓口を紹介している。

学内警備体制については、夜間と休日については、学外機関に委託して実施している。入校チェックは、朝について職員が正門で対応し、監視カメラを設置してモニター記録を残している。【資料 3-1-11】【資料 3-1-12】【資料 3-1-13】【資料 3-1-14】【資料 3-1-15】【資料 3-1-16】【資料 3-1-17】【資料 3-1-18】【資料 3-1-19】【資料 3-1-20】【資料 3-1-21】【資料 3-1-22】

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

教育情報につきましては、【学長あいさつ・理念】【組織・沿革】【組織・教職員数・学生数など】【財務状況】【ハラスメントガイドライン】【認証評価】【研究倫理】の大項目として大学ホームページ上に公表している。

中でも教育情報として【組織・教職員数・学生数など】の項目内に「大学の教育研究上の目的に関すること」「教育研究上の基本組織に関すること」「教員組織、教員数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること」「入学者に関する受け入れ方針（アドミッションポリシー等）、入学者数、入学者推移、収容定員、定員充足率、在学者数、社会人学生・留学生数の状況」「退学者数及び退学者率・除籍者及び除籍者数」「学位授与の方針（ディプロマポリシー）、学位記授与数、卒業・修了者数、進学者数、就職者数、進学・就職の状況」「教育課程の内容・方法の方針（カリキュラムポリシー）、授業科目、授業の方法と内容、授業概要（コースガイド）やシラバス（授業計画）の概要」「必要単位数や所得で

きる学位など、学習成果への評価、卒業・修了認定の基準」「校地、校舎等の施設、その他学生の教育研究環境に関すること」「授業料、入学金、宿舎などの費用に関すること」「学生の修学、進路選択、心身の健康に関すること」「社会貢献等の概要に関すること」「教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 による情報公開」として公表している。

財務情報として【財務情報】の項目内に平成 22 年度から情報公表し、「事業報告書」「法人の概要」「資金収支計算書」「活動区分資金収支計算書」「事業活動収支計算書」事業活動収支計算書関係比率」「貸借対照表」「貸借対照表 注記」「資金収支の状況」「事業活動収支の状況」「貸借対照表関係比率」「監査報告書」として利害関係人並びに一般国民へ詳細に公表している。

認証評価の情報について、「財団法人 日本高等教育評価機構による認証評価結果について」として認証評価の定義と平成 22 年度受審した「自己評価報告書・本編」を公表し、平成 22 年度から 25 年度の自己点検評価報告書を作成して公開している。

学生や教職員の研究について、倫理規範や不正行為防止、研究倫理、科学研究費の取扱、についての各規程を教職員サイトや学生便覧で公表し、外部サイト「文部科学省：研究活動における不正行為への対応等」を紹介している。

上記の内容が web サイト上（ホームページ上）に細かく公表されている。

【資料 3-1-23】【資料 3-1-24】【資料 3-1-25】【資料 3-1-26】

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

大学グループとして、法令遵守管理の徹底を根本に捉え関係法令に基づいて学園内及び大学内の規程・基準・マニュアルの整備について、慣行や単なる運用で行ってきたものを時代にあった明文化したものに改定し業務を適切に実行したい。

また、昨今の地震や水害などの自然災害も多く発生している中、危機管理規程の更なる改正と危機管理体制を地元自治体との連携のもと組織的に行うことを中期計画に盛り込んでいる。

3-2 理事会の機能

《3-2 の視点》

3-2-1 ① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

学校法人昌賢学園の理事は、8 名であるが、外部から学識経験者として 3 名、さらに大学、短期大学部、専門学校から選出され偏りなく「学校法人昌賢学園寄附行為」及び「役員を選任等に関する規則」に基づき任命構成されている。

勤務形態は、理事 8 名の内 4 名は、常勤であり日々理事の立場から業務に当たり規律を管理している。

理事長は、大学学長として教学に関する事項を掌握し、事務局長ともども常任の理事として大学の管理運営に当たっており、監事は 2 名とも外部から選出され教員経験者と企業の経営者である。

学園の理事会は、「学校法人昌賢学園 理事会運営規則（平成 10 年 12 月 19 日施行、平成 28 年 9 月 1 日一部改定）」に則り、年 2 回（3 月、5 月）を定例理事会として、必要

に応じて4回以上は臨時的に開催している。(1) 予算・決算 (2) 長期借入金状況 (3) 基本財産の取得や処分 (4) 事業計画 (5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄 (6) 合併や解散 (7) 寄附金募集 (8) 学部や学科の増設 (9) 学費の改定 (10) 学則変更他について法人における重要な事項を審議している。理事会の開催数は、平成26年度は5回、平成27年度は4回、平成28年度は4回、監事の業務は、寄附行為第15条に規定されているが、理事会には出席し、評議員会については、出席可能な時は出席しており、法人の業務・財産の状況について理事長が四半期毎に報告している。

平成28年4月にIR室を設置し、理事会・評議員会の補佐的役割を担い、各分析情報公開資料の理事会及び評議員会への提出や、意見調整、議事の準備、議事録の作成と管理等を行うことも業務内容として規定され行っている。【資料3-2-1】【資料3-2-2】【資料3-2-3】【資料3-2-4】【資料3-2-5】【資料3-2-6】【資料3-2-7】

(3) 3-2の改善・向上方策（将来計画）

私立大学として建学の精神に基づき運営することが主たる目的であり、高等教育機関の立場から学位の質が担保された教育研究を推進して行くことが求められる。今後、理事会と教育現場並びに組織的な管理部門が協同して機動的に邁進して行くことであり、組織内の監査室やIR室との連携を強化して現場の情報収集に力を入れて行く。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

《3-3の視点》

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

(1) 3-3の自己判定

基準項目3-3を満たしている。

(2) 3-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

大学では、学長の下に社会福祉学部長、看護学部長、リハビリテーション学部長、大学院では、研究科長、教授会・教員会、各委員会、経営本部事務局においては、総務部長、IR室長、総務課長、企画調整室長、教育支援センター長、エクステンションセンター長、医療福祉教育研究センター長、アドミッションセンター長、キャリアサポートセンター長、ボランティアセンター長、図書館長、施設管理課長、資格試験・教職試験対策センター等で組織し管理運営体制が構築されている。

各学部キャンパスの管理事務体制は、事務長、学生課長（係）、教務課長（係）、施設管理課長（係）、総務係、等で構成し管理している。

教授会・教員会は、教授会・教員会規程（平成22年4月1日施行、平成28年9月1日改定）の定めるとおり月1回以上（ほぼ月2回程度）開催され、学長からの指示伝達、提案議題、報告事項、について上申され、学長の求めに応じて意見を聴取している。各事務長・部長会議は月1回、事務局会議は月1回、各課毎の3キャンパス合同会議は2カ月に1回程度、委員会の上部組織である部会は3カ月に1回程度、定例会議を開催し、管理運営上の諸問題について学長指示を受けて協議している。

事務組織運営に関する規則（平成8年4月1日施行、平成28年9月1日までに5回の

一部改定)にて職務分掌を見直し確定させ、職務権限規定及び職権限一覧表(平成28年9月1日施行)稟議決裁規程(平成元年4月1日施行、平成28年9月1日までに2回の一部改正)にて意思決定の権限を明確に示している。

【資料3-3-1】【資料3-3-2】【資料3-3-3】【資料3-3-4】【資料3-3-5】

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

学長は、理事会決定事項を推進するために学則により大学運営を総括し業務執行に関し全責任を負っている。学長自ら企画運営会議・学部会議、学年主任会議、等の各会議に出席して指示を発令したり、意見を徴収したりしている。グループ各校の1年生半期15コマの授業「哲学」について全て授業担当して学生から直接意見を聞いている。

(3) 3-3の改善・向上方策(将来計画)

全学部の情報を収集して共有し、危惧する点や問題点等について検討する「事務長・部課長会議」を毎月1回行い、全て学長へ報告して指示を得て執行している。この「事務長・部課長会議」への議事提案や相談対応するしくみづくりが必要であり、今後、IR室、企画調整室を中心とした本部体制を強化して行くことが肝要である。【資料3-3-6】【資料3-3-7】

3-4 コミュニケーションとガバナンス

≪3-4の視点≫

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

(1) 3-4の自己判定

基準項目3-4を満たしている。

(2) 3-4の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

理事長と学長が同一人物で兼務しており、法人の理事会・評議員会・教授会教員会・学部会議・各種検討部会・各委員会・将来構想を検討する「企画会議」等の会議に出席しており、将来構想の企画会議は、各担当部署(教員及び事務職員)から学長が選抜して会議に参加させ、学部学科改編や新たな組織作りの検討を行っている。よって、法人運営部門と教学の管理部門が一体的に検討論議しており、意志疎通や意思決定について執行されている。【資料3-4-1】

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

大学の情報や課題等は、理事長兼務の学長が理事会や各会議で直接伝達しており、各委員会等の会議上で課題をチェックして意見交換を図っている。

監事については、「学校法人昌賢学園寄附行為」及び「役員を選任等に関する規則」に基づき任命構成されている。監査時に監査現場に同席したり、学生に直接聞いて参考になっている。会計年度終了後に経営本部より直接決算書類について聴取している。

監事は、理事会や評議員の各会議にほぼ毎回出席している。その結果、年間を通して法人の業務や財務状況のチェックを行って精通した上で、会計年度決算月には、寄附行為第15条

3 項の「法人の業務及び財務の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 ヶ月以内に理事会及び評議員会に提出すること。」を行うべく第 35 条に基づく計算書類（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書等）の説明を聴取している。その結果も含めて、監査報告書を作成し、理事会と評議員会において報告している。

評議員については、「寄附行為第 19 条から 25 条」及び「評議員の選任等に関する規則」で明確に規定されている。5 月と 3 月が定例評議員会となっているが、臨時に理事長が招集して行っている。5 月の評議員会は、前年度事業報告、前年度決算報告、監事の監査報告、等が行われている。3 月の評議員会は、当該年度補正予算、翌年度事業計画、翌年度予算計画、等の意見を求めている。

平成 26 年度は 5 回、平成 27 年度は 4 回、平成 28 年度は 4 回、開催されている。

【資料 3-4-2】【資料 3-4-3】【資料 3-4-4】【資料 3-4-5】【資料 3-4-6】

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

教職員からの提案事項については、各委員会や管理運営組織の会議等で議論し、合意された意見として上層部に上申され学長指示で運営されている。経営に関する事や法令で決議の必要な事項については、評議員会や理事会決議にて決裁承認後に実行している。

【資料 3-4-7】【資料 3-4-8】

(3) 3-4 の改善・向上方策（将来計画）

理事長と学長が同一人物で兼務することにより、経営部門と教学部門との関係がスムーズ且つ密接な連携が行われ、効率の良い迅速な対応が行われている。しかし、理事長兼学長の業務について、対外的な私立短期大学協会の役員や各種団体の役員会議等で多忙を極めている面もあり今後負担増とならないように権限規程等の改正改善により権限移譲を図れるようにすることも必要である。

3-5 業務執行体制の機能性

《3-5 の視点》

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

(1) 3-5 の自己判定

基準項目 3-5 を満たしている。

(2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

学校法人昌賢学園の事務組織は、資料 3-1-4 「組織図」に示すとおり、法人事務局、大学・短期大学部事務局、大学院事務局、社会福祉専門学校事務室、幼稚園事務室が設置され、必要な職員が配置されている。各種委員会活動では、教員と職員が合同で組織を構築しており、教職協働体制が執られている。理事会・教授会教員会等の決定事項・伝達事項は、事務長を議長とする事務長・部課長会議、事務局会議において各職員に周知されることとなっている。

大学の事務組織は、組織規定によりその体制を定め、各部署の所管業務は「事務組織およびその運営に関する規定」に定められている。

効果的な執行体制として、「稟議決裁規程」「職務権限規程（職務権限一覧）」にて業務の責任部署と関係部署との連携を規程として明文化している。【資料 3-5-1】【資料 3-5-2】【資料 3-5-3】

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

大学事務局の職員の採用・昇任・異動の方針は、学長・事務局長・事務長・総務部長で協議された事項に基づき、各部署の業務量・職員の年齢バランス等を勘案しながら実施されている。人事異動は4月に実施される。

教員の採用については、「教育職員任用規程」「教育職員資格基準」の規定・基準により職員の採用に関する規程としては、「職員任用規程」「就業規則」等の規程に則り実施されている。

昇任については、「教育職員任用規程」「教育職員資格基準」「職員任用規程」の規定により、当人の能力を勘案して各選考委員会で検討し、学長が教授会・教員会の意見を聞いて、理事会へ上申し承認を受けて理事長が決定している。

異動については、特に規程の定めはないが、各職員の経験年数、職務遂行能力等を勘案して事務長・部課長会議で検討し、理事長が決定している。

【資料 3-5-4】【資料 3-5-5】【資料 3-5-6】【資料 3-5-7】【資料 3-5-8】

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

本学における事務職員の研修は、「FD・SD・他研修規程」の規定に基づき、年間を通じてOJTを中心に実施しているが、年3回のFD・SD研修会を行っている。また、私立大学協会で実施されている教務事務・学生生活指導・就職・経理・図書館司書等担当者レベルの研修会や管理者研修会にも職員を参加させ、報告書の提出と発表の機会を設けて可能な限り全教職員へ伝達している。

その他、各機関（文部科学省、私学事業団、日本学生支援機構等）の研修会にも必要に応じて積極的に参加している。学内における職員全体を対象とするFD・SD研修は、年度ごとに研修テーマを定め、10月上旬（夏季休業明け）、11～12月、1～2月の3回実施することとしている。平成28年は、9月7日・8日・14日、平成29年は、1月6日、2月25日、4月1日に実施している。【資料 3-5-9】【資料 3-5-10】【資料 3-5-11】【資料 3-5-12】【資料 3-5-13】【資料 3-5-14】

(3) 3-5の改善・向上方策（将来計画）

人事考課基準の策定を早急に行い、業務の分散と効率運営を目指して職員のスキルアップを図る。カリキュラムの多様化、学生の質の多様化、補助金事務の増大など教育研究支援に関わる業務は、増加の一途を辿っているが、増員は見込めず、各職員のスキルアップが急務となっている。専門性の高さのみならず、オールマイティに事務局の業務をこなせる事務職員の育成・補充を検討する必要性に迫られている。業務の見直しや人事異動を行うことに伴い、組織の統廃合も検討していく方針である。

3-6 財務基盤と収支

≪ 3-6の視点 ≫

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 3-6の自己判定

基準項目3-6を満たしている。

(2) 3-6の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本学園は、平成22年看護学部を藤岡市に新設し、平成24年にリハビリテーション学部を新設して福祉系の単科大学から福祉医療系の3学部体制となった。

平成24年度リハビリテーション学部新設準備と同時に中期計画「財務4カ年計画」を策定し、長期ビジョン実現のため基礎基盤を構築した。リハビリテーション学部新設は、大学附属リハビリ専門学校（定員80名（1学年、4年制））を廃校して大学設置するものであり、リハビリテーション学部新設の定員60名（1学年）は、社会福祉学部の定員を60名（1学年）を減員して設置したものであります。よって、グループ全体では、定員80名（1学年、4年制）を減らしたことになります。

しかし、大学附属リハビリテーション専門学校の充足率は、65%であり、改組転換後のシュミレーション上で同等収益となるので実施した。

財務内容をより強化するため、次の項目を目標と設定し、効率良い運営を目指す。

①人件費率 55% ②教育研究費 25% ③印刷製本費 5% ④広報費 5%

上記の財務費用割合を到達させ、消費収支計算における帰属収支差額比率10%をキープする。

尚、借入れについて、新規学部学科新設以外を行わない。

前回、指摘のあった「科学研究費補助金などの外部資金の取得に期待する。」とのことでしたので例年、科研費の研修会を開催して採択を望んでいる。

また、「個人研究費制度実施基準」を平成28年10月一部改定施行し、個人研究費を申請する条件として、日本学術振興会や国及び地方公共団体並びに各種財団等への応募（毎年1件以上）や継続研究を行うこととする旨の項目を追加して学部資金の獲得を推進するように指導徹底している。【資料3-6-1】【資料3-6-2】【資料3-6-3】

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

大学部門の平成28年度（2017）における収入の主なものは、授業料等の学生納付金収入14億5,654万円、手数料収入1,457万円、寄付金492万円、国からの補助金6,947万円、付随事業収入4,559万円、雑収入2,349万円で合計16億1,460万円である。

支出の部では、人件費8億1,522万円、教育研究経費2億7,071万円、管理経費1億2,787万円、合計12億1,399万円、となっており、その差額は、4億128万円であった。

法人全体の前年度繰越支払資金は、15億736万円、施設設備拡充引当預金組入3億円、次期繰越支払資金13億9,543万円となった。例年教育研究目的達成するための必要資金は、ほぼ確保されており、収入と支出バランスを考慮した運営が確保されている。【資料3-6-4】

(3) 3-6の改善・向上方策（将来計画）

平成22年（2010）4月から看護学部を新設し、業容を拡大した。施設・設備の新設や人員の増加など収入と支出のバランスが崩れたが、平成26年3月完成年度を迎えるまで、法人全体では、常に収支プラスを保って来た。平成24年（2012）4月から社会福祉学部の定員と編入枠の定員を減少させ、60名の定員としてリハビリテーション学部を新設し、大学附属リハビリ専門学校を募集停止にし、改組転換を図る。専門学校当時は、定員割れが目立っていたが、

大学化を図り競争倍率が出て募集定員を超過した。平成 28 年 3 月完成年度を迎えた。

今後は、医療系のカリキュラムを主体とする大学も需要と供給のバランスも崩れると予想されることと、平成 29 年 4 月から長野県の学校法人長野学園が運営する長野大学が公立大学法人に改組されることや岩手県で 2 大学、福島県で私立大学としては初の看護学部が新規開設されるなど、近県での競争が激化されるため、各学部体制について、付加価値を付けた大学教育機関として転換する必要がある。

3-7 会計

《3-7の視点》

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 3-7の自己判定

基準項目 3-7 を満たしている。

(2) 3-7の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-7-① 会計処理の適正な実施

財務に関する会計処理は当法人経理規程及び資産運用規程並びに事務組織およびその運営に関する規定により学校法人会計基準に基づき会計処理を行い、財務計算に関する書類を作成している。さらに中長期の財務計画を法人事務局が各部門部署毎の主要な計画を下に各部門・部署の意向を集約し、向こう 5 年計画に反映させ毎年見直しを行い、年度毎の事業計画・予算案が策定されている。毎年度の事業計画と予算決定は理事会での事業計画の編成方針を受けて、法人事務局が部門並びに部署毎の事業計画並びに予算案を集約し、学長の承認を経て、予算原案を作成して 3 月の評議員会、理事会へ上程され決定される。

尚、年度の事業計画に基づいた予算が執行される場合は、科目及び金額により各部署より物品購入（発注等）の伺いが起案稟議され、稟議決裁規程及び職務権限規程による権限者「各部課長・学長（理事長）」の決裁を得て、総務課において発注、契約、支払が行われる。補正予算も評議員会、理事会で審議し、承認を得て同様に実行されている。

会計年度終了後、2ヶ月以内に決算は監事の財政監査、理事会の承認、評議員会を経て決定され、公認会計士により会計監査を受け、会計年度終了後 2 カ月以内に資産登記を行っている。【資料 3-7-1】【資料 3-7-2】【資料 3-7-3】

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

監事の財産状況の監査はほぼ四半期毎に予算執行状況並びに財産債務の説明を理事長より受け、さらに公認会計士の会計監査実施時期（中間、決算時期）には会計士から説明報告を受けながら金融機関残高証明・貸借対照表・財産目録・（資金消費収支計算書）・固定資産台帳、証憑類等の財政監査を同時に連携して行っている。また、理事の業務執行状況の監査は各理事会には必ず出席し、各理事会の前に理事長より事業計画・業務報告の説明を受け、予算執行状況及び財産・債務の確認等を行い、決算時には監事監査の監査報告書を作成して理事会に報告を行っている。【資料 3-7-4】【資料 3-7-5】

(3) 3-7の改善・向上方策（将来計画）

近年の厳しい学校運営に対応するには、現状を十分に分析把握して学生により多くの的確な研究資源を如何に効果的に配分できるかを明確にし、反映した長期・中期計画を策定

している。また、今後の不安定な経済情勢をしっかりと見据えて学校経営を強固で健全なものにして安定的な財政基盤の確保を重視したものとしたい。

【基準3の自己評価】

本学においては、関係法令と寄附行為や学園・大学の諸規程や基準等によって管理運営が図られている。

平成22年に看護学部、平成24年にリハビリテーション学部を新設し、安定的な学生確保を保って参りましたが、今後の少子化や近県での大学学部新設などで現在より極端に厳しくなる見込みである中、教育研究活動を永続的に進めていくために組織力の強化や経営分析の強化、将来構想や将来設計を強化して行くことが重要である。そのためにも管理運営組織の見直しを行い、新設されたIR室と企画調整室を経営本部直轄として経営本部体制と教学部門体制の改編を行い各部門の権限の見直しを図りました。IR室と企画調整室が中心となり、中長期計画を立案し、計画に沿った事業の実施、実施内容の分析と評価、改善と見込み、というPDCAサイクルを各事業に周知させ「経営本部会議」「企画会議」を行い改善方法を検討している。組織倫理の規程を策定し、危機管理体制を意識して危機管理規程及び緊急対応マニュアルや情報システム関連規程(4規程)並びに安全衛生管理規程を周知徹底し、全教職員が使命・目的実現のため継続的な管理を行っています。

科学研究費を含む学部資金導入について、「個人研究費制度実施基準」の見直しや研修会(FD・SD研修)を行い積極的な取り組みをバックアップしています。職員の研修(FD・SD研修)については、ハラスメント防止研修や新人教職員研修などを行って、教員と職員の垣根をなくし、学生の安心安全な環境を維持するために情報等の共有化を図っています。

財務会計処理について、新会計基準に則り会計ソフトの入れ替えや処理研修などを行い、適合しています。

以上の状況から、基準3の基準は満たしていると判断します。

【資料3-7-6】【資料3-7-7】【資料3-7-8】【資料3-7-9】【資料3-7-10】【資料3-7-11】【資料3-7-12】【資料3-7-13】【資料3-7-14】【資料3-7-15】【資料3-7-16】【資料3-7-17】

基準 4. 自己点検・評価

4-1 自己点検・評価の適切性

《4-1の視点》

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

(1) 4-1の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

群馬医療福祉大学は、学術研究の進展の基盤となる創造的教育を促進し、その成果の多角的な応用を目指す高度な教育機関として適切な水準を維持・向上させると同時に、大学の教育理念・目的の実現に向けて活力に満ちた個性的な教育研究を展開し、自己点検・評価を実施している。「群馬医療福祉大学学則」第1条では「本学は、教育基本法、建学の精神及び教育理念に従い、保健・医療・福祉を学術的に教授・研究し、高度な専門知識・技術と豊かな人間性を併せ備えた有能にして社会的に有為な人材を育成し、医療福祉の発展に寄与することを目的とする」と表現し明示している。

以上の大学の使命・目的に即して、本学では、自主的・自律的な自己点検・評価を行うべく、学則第4条「本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする」と規定し、実行している。学則第5条では、「前条（第4条）の点検及び評価に関する事項は別に定める」とし、自己点検・評価委員会規程に基づき、自己点検・評価を独自に実施している。なお、日常の自己点検・評価については、各委員会や各部署の会議の中で適宜行なっている。【資料 4-1-1】【資料 4-1-2】

本学の自己点検・評価体制は、本学学則（第4条・第5条）に基づき、自己点検・評価委員会として行われている。本学の自己点検・評価委員会規程は平成22（2010）年4月より施行され、第3条で「本学及び学校法人昌賢学園の教職員の中から学長が使命した委員で組織する」と規定し、学部長等の役職者を含めた委員会構成員による組織として恒常的に自己点検・評価活動を実施している。具体的には毎年、委員会活動計画を立案し、年度末には活動報告をまとめ、書面で学長に報告している。その点検・評価の結果については、学長指示により単年度実績結果を基とし、各委員会毎に出された反省点や意見を次年度の活動予定を作成し、各学部（学部長）の責任において改善に反映させており、群馬医療福祉大学の自己点検・評価が円滑に行える体制を構築している。さらに自己点検・評価結果が大学の運営及び教育研究活動に反映され、より望ましい方向へと改革・改善されるように常に心がけている。平成28年度にはIR室が設置され、自己点検・評価体制を強化した。【資料 4-1-2】【資料 4-1-3】【資料 4-1-4】【資料 4-1-5】

自己点検・評価活動の周期については、おおむね4年に1度を目安にしてきたが、規程の改定を行ない、「自己点検・評価報告書」の作成と公表を実施する周期を「3年ごと」にすることを「自己点検・評価委員会規程」第8条2項に明文化すると共に、第10条自己点検・評価の公表及び第11条自己点検評価の活用について実行している。【資料 4-1-2】

(3) 4-1の改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価活動については「公表」という観点からの誠実性の確保が必要である。本学では、真の実効性、誠実性を保つ自己点検・評価活動の実施を「3年ごと」と明示した。自己点検・評価委員会規程に基づき、その周期ごとに自己点検・評価活動の実施を本学の使命・目的を常に認識し、確実にやっていく予定である。

また、学生による授業評価は、学生自身の自己点検や自己評価として機能するものでもある。学生と教員の両者にとってバランスの取れた授業評価となるように努めていく。

日常の具体的な各領域の自己点検・評価項目については、現在検討中である。全体がより良く機能するよう使いやすいチェックシートを作成し、改善に生かせるよう努力する。

4-2 自己点検・評価の誠実性

《4-2の視点》

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

(1) 4-2の自己判定

基準項目4-2を満たしている。

(2) 4-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学の自己点検・評価委員会が中心となり、日本高等教育評価機構の大学評価基準を参考に自己点検・評価活動を行ってきた。報告書の作成では本学の規程を念頭において作業を行っている。自己点検・評価の根拠となる資料については学内各部署で集積・保管をしている。これらの資料および新たなデータ等に基づいて報告書の作成にあたっている。また、エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価を行うために、本学で独自の調査や関連基礎データ及び資料を収集・整理し分析・検討してきた。例えば「授業改善のための学生アンケート」調査では、「授業内容」、「教員の授業運営」、「自身の受講態度」の3側面からの項目を設け、項目ごとに5段階の数量的な評価で実施している。アンケート結果は授業改善に役立つよう集計結果を授業担当の教員へフィードバックしている。アンケート結果は得点分布および平均得点に基づいた分析をし、授業改善を深めることに役立っている。

自己点検・評価の結果については、報告書の発行およびホームページでの公表を行っている。平成17（2005）年8月に最初の「自己点検・評価報告書（平成14年度～16年度）」を発行、第2回目は平成21年12月に平成17年度～20年度分を発行した。平成22年10月最初の認証評価を受け、大学評価基準を満たされていると評価された。その後、平成22年度～25年度の報告書を発行した。また、学内においても結果を公表している。

【資料4-2-1】【資料4-2-2】【資料4-2-3】【資料4-2-4】

(3) 4-2の改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表については、すでに実施できているが、学内共有の点では、担当している部分のみに意識が向けられてしまう傾向があるため、関連する部署のみならず大学全体としてとらえることのできる研修に努めていく。エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価については、データ収集、分析、その反映について、自己点検・評価委員会の努力を続けていく。

4-3 自己点検・評価の有効性

≪4-3の視点≫

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のためのPDCAサイクルの仕組みの確立と機能性

(1) 4-3の自己判定

基準項目4-3を満たしている。

(2) 4-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学の自己点検・評価活動の根拠は、大学学則第4条の「本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。」である。

「自己点検・評価委員会」は、学長、学部長、事務長等の管理職及び教職員（各部門の代表者）で構成された本学では比較的大規模な委員会組織である。本委員会に学長、管理職が参加していることで、教職員の自己点検・評価の結果に関する意見をつぶさに聞き、迅速に大学運営に反映する仕組みを持っている。

次に運営的な側面であるが、大学運営そのものをP(Plan) D(Do) C(Check) A(Action)サイクルに置き換えると、Pは年度初めに確認される「事業計画」であり、Dはそれぞれの計画を実施・実行となる。Cは各学部単位で自己点検・評価を行い、それを委員会に持ち寄ってP(Plan) D(Do) C(Check) A(Action)全体の自己点検・評価が行われる仕組みである。

そこでの改善策・向上方策がAとなり、それが次なるP(事業計画)になり、仕組みの確立と機能性は確保されている。そのエビデンスになるのが、今回の自己点検・評価活動に反映されている点である。

さらに、PDCAサイクルについては、大学組織としての各種委員会活動及び教育研究活動（授業計画・実施・評価・改善→次年度授業計画）等で活用している。一例を挙げると、「授業改善のための学生アンケート」では、次のようにPDCAサイクルを捉えることができる。シラバスは「Plan」、授業実践は「Do」、授業評価アンケートは学生側の「Check」、授業担当者が書く授業改善に関する報告書の第1項目「学生アンケート結果についての分析と自己評価」は教員側の「Check」、第2項目「授業改善についての計画や工夫」は教員側の「Action」にあたる。

また、教育力・研究力向上を目的として毎年FD・SD研修会、教員研究発表会を企画・開催し、教職員のPDCAサイクルに対する周知を図り積極的な教育研究活動に役立てるなど、PDCAサイクルのさらなる充実を図ることができる仕組みとなっている。

【資料4-3-1】【資料4-3-2】【資料4-3-3】

(3) 4-3の改善・向上方策（将来計画）

現在、教育研究活動のPDCAサイクルでは、各年度（教科目では前期・後期）単位となっているが、今後は中長期計画をPとして、複数年度にまたがるPDCAサイクルを確立することが必要である。また、日常の小さなPDCAサイクルを丁寧に積み重ねることが、大きなPDCAサイクルを充実させるものとする。委員会活動の報告書においても1年を振り返って、改善事項の検討が行われているため、それが有効に機能するよう改善していく。

[基準 4 の自己評価]

自己点検・評価委員会の規程に基づき自己点検及び評価を行っている。委員会組織は、各組織の管理職が入った組織であり、迅速に大学運営に直結する組織でもある。委員会活動計画を立て実施後の年度末に報告書を作成し学長に報告している。その単年度実施結果を基として各委員会毎に出された意見を反省改善に向け次年度の活動計画を作成し学長へ提出している。

授業改善のための学生アンケートや学生満足度調査を実施し、分析後に教職員やホームページの公開情報に記載して、学生・地域住民等にも分かりやすく公開している。

PDCA サイクル手法により、委員会活動は、次年度に活かされており組織全体の強みを生かし、弱みを改善することに繋がっております。今後、自己点検・評価について、常に「情報分析」「情報の公開」「改善策立案」「実行」「情報収集」を重ね、マーケティングリサーチを含めた多分析を積み重ねて行く事と学部学科内容が競合しない近隣他大学との連携を行い、相互の組織運営に寄与する仕組みづくりを行いたいと考えます。

以上の状況から、基準 4 の基準は満たしていると判断します。

IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域社会における知的財産と人的・物的資源の提供

A-1 地域社会との連携方針

《A-1の視点》

A-1-① 地域連携・地域貢献に関する方針の明確化

(1) A-1の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学では建学の精神として、「忠」「孝」「信」「愛」に基づく「精神の修養」を掲げ、教育に臨んできた。今後も建学の精神のもと、教育目標達成のため、さらに優れた知識、技術、そしておもいやりの心を有した人材を輩出し、社会に貢献したいと考えている。

創立以来ボランティア活動に力を入れ、学生たちに実地で「建学の精神」に掲げる「仁」の体得を心がけ、ボランティア活動を地域で従事するように指導している。今の「自分」がいるのは地域の人々の有形無形の支援のお陰であり、社会人となってから地域とともに生きることを自覚させるためである。今ではこの精神が地域の方々、特に施設や市町村の行事に本学の学生は欠かせぬ存在となりつつある。

このように長年にわたって地域との関係を深める努力を地道に重ねており、学生の教育や研究という面だけでなく、地域との関係は密接である。本学が行う地域貢献には、教員による個々の活動、教職員・学生の組織的活動・施設設備の活用など多種多様なものがある。本学の所在地である前橋市、藤岡市との連携も進んでおり、知的財産、人的資源さらには物的資源の提供など多分野にわたって取組まれている。

地域連携の使命・目的に関しては、学部学科ごとの目的（学則第6条の2）に「少子高齢社会で、ますます充実が望まれる社会福祉・保育・教育の分野において、広い知識と視野を持つ、技術的にも人間的にも優れた、より質の高い人材を輩出すること」「少子高齢社会で、ますます充実が望まれる看護の分野において、優れた学識と技術と倫理的判断力を身につけ、健康と福祉と地域に主体的貢献のできる、人間性豊かな看護専門職者の育成」「少子高齢社会で、ますます充実が望まれる医療福祉の分野において、豊かな人間性と幅広い学識経験及び医療技術を有する人材を養成し、ひとが生きる上で必要とされる心身両面の健康や生活の向上に貢献し、その生活や生き生きとした人生を支える資質を培う」と明記している。【資料 A-1-1】

また、本学のエクステンションセンター規程（第3条）においては、「産学連携、高大連携、地域連携に関すること」「公開講座、卒後教育、社会人の学び直し、介護技術講習その他生涯学習に関すること」をミッションとして掲げている。【資料 A-1-2】

上記のように、本学の使命・目的には教育活動を通じて地域や社会に貢献することが明記されている。

そして、地域連携・地域貢献のそれぞれの活動の実績を把握するため、全学調査・情報収集を行い、平成26年度末に「平成25.26年度地域貢献活動報告書」を平成28年度末に「平成27.28年度地域貢献活動報告書」を刊行し、全教職員に配布して地域貢献活動の情報共有を行った。なお、この報告書には地域貢献の方針や協定を締結している自治体名

等を掲載して、教職員への周知を図っている。また、この報告書は群馬県、前橋市、藤岡市、生涯学習センター、公民館、前橋・藤岡商工会議所、群馬県内高等学校、依頼のあった機関・施設等に発送し、学外への周知にも努めている。【資料 A-1-3】

また、本学では文部科学省・日本私立学校振興・共済事業団の共同で実施された私立大学等総合改革支援事業「タイプ2 特色を発揮し、地域の発展を重層的に支える大学づくり」に採択された。これまでの地域における生涯学習や高齢者教室、子育て支援等の取組が評価されたものである。大学教育の質的転換や、特色を発揮して地域の発展を重層的に支える大学づくり、産業界と国内外の大学等と連携した教育研究など、私立大学等が組織的・体系的に取り組む大学改革の基盤充実に努めるものである。

本学が目指す人材育成と地域密着型の実学教育の実現を目指していくには、地域と大学が協働して学生を教育する必要がある。そして大学は、自校の学生の教育を通して、健全なあり方を自ら求める地域風土を率先して形成していかなければならない。

本学が、地域に望まれる人材養成と地域密着型の生涯学習（知的財産）の提供とを二大方針としている所以がここにある。

(3) A-1の改善・向上方策（将来計画）

今後とも、上記の方針に基づいて地域社会との連携協力、地域社会への貢献を推進していく。今後の方策として大学の目的として学則の中に「地域に貢献する大学」を明記する。そのための具体的な行動計画として地域との連携、公開講座の充実、人材育成と研究活動を通じた地域貢献、地域活性化に寄与するような事業の展開を視野に入れ実施していく。また地域の課題を把握し、地域のニーズに沿った大学のシーズを提供していく方策等も検討するとともに学生の主体的な活動に発展するよう期待したい。

A-2 地域連携、地域貢献の具体性と人的資源の提供

《A-2の視点》

A-2-① 生涯学習への貢献

A-2-② 自治体や団体との連携と人的資源の提供

A-2-③ 教育機関との連携

(1) A-2の自己判定

基準項目 A-2 を満たしている。

(2) A-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

地域連携、地域貢献の具体性と人的資源の提供についての点検評価については、以下に3つの評価視点を立て、視点ごとに具体的な連携活動、地域貢献活動を記述して点検・評価する。

A-2-①生涯学習への貢献

近年は社会・経済が急激に変化しており、その変化に対応していくために幅広い年齢の人々が学ぶことへの意欲が高まっている。地域の人と人との結びつきを大切にし、助け合いや支え合いの精神で、誰かのために何かをしたいと考え活動する人々が増えていることから、知的財産を地域へ還元していきながら、地域社会へ貢献できる人材育成に積極的に関わっていくことをビジョンとして掲げている。

1) 公開講座の実施（主催事業）

本学では大学の所有する知的財産の社会貢献として、毎年、公開講座を開催している。

この公開講座は、高齢社会を迎えているわが国の現状を顧み、生涯学習の視点から地域の人々に気楽に楽しくそして学び続けることの意義を再発見してもらうために開講している。

医療・福祉・教育研究センターが企画しエクステンションセンターと連携し実務を運営している。平成 26 (2014) 年度から平成 28 (2016) 年度まで毎年 7 講座を開講している。

【資料 A-1-3】 【資料 A-2-1】

平成 26 (2014) 年度～平成 28 (2016) 年度は以下のとおり各学部の教員を中心による講座を開講した。【表 A-2-1】

平成 26 年度公開講座 【表 A-2-1】

回	開催日	タイトル	参加人数	講師
1	10月31日(金)	50代から始まる初老期うつ病をどう受け止めるか	80名	社会福祉学部 助教 木下 一雄
2	11月4日(火)	訪問看護について	65名	看護学部 副学部長 樋口 キエ子
3	11月7日(金)	認知症についての正しい理解	105名	リハビリテーション学部 准教授 山口 智晴
4	11月11日(火)	自然治癒力を高める健康法を手に入れよう	92名	看護学部 教授 倉島 幸子
5	11月15日(土)	十年介護～母の車椅子を押して～	254名	外部講師 フリーアナウンサー 町 亞星
6	11月18日(火)	介護保険制度と有料老人ホーム	76名	介護福祉学科 学科長 白井 幸久
7	11月22日(土)	日々楽しく生活していくために	67名	社会福祉学部 教授 小出 省司

平成 27 年度公開講座 【表 A-2-1】

回	開催日	タイトル	参加人数	講師
1	10月27日(火)	ロコモティブ症候群について	79名	リハビリテーション学部 教授 小島 俊文
2	10月30日(金)	儒学と道徳	63名	看護学部 学部長 塚本 忠男
3	11月6日(金)	高齢者施設の理解	66名	医療福祉学科 助教 矢嶋 栄司
4	11月10日(火)	日本の伝統文様で生活に美を -アクセサリー製作と知的おしゃれの楽しみ-	44名	社会福祉学部 教授 山岸 裕美子
5	11月14日(土)	世界各地の医療的支援の活動状況について	350名	国境なき医師団(医師)
6	11月17日(火)	中高年女性の健康と病気の予防について	49名	看護学部 准教授 島田 壽美子
7	11月21日(土)	故事成語から見る論語	48名	社会福祉学部 助教 岡野 康幸

平成 28 年度公開講座 【表 A-2-1】

回	開催日	タイトル	参加人数	講師
1	10月25日(火)	加齢に伴う体の変化について	89名	リハビリテーション学部 講師 梶田 敦子
2	10月28日(金)	大学生ボランティアによる地域活性化の取り組み	54名	看護学部 講師 丸岡 紀子
3	11月1日(火)	介護サービスの選び方	79名	医療福祉学科 教授 土屋 昭雄
4	11月4日(金)	感染症対策 これまでとこれから ～麻疹・風疹に視点を当てて～	66名	看護学部 教授 豊島 幸子
5	11月8日(火)	日本の伝統文様で生活に美を ～アクセサリー製作と知的おしゃれの楽しみ～ (第2弾:古典文学意匠をテーマとして)	33名	社会福祉学部 教授 山岸 裕美子
6	11月8日(火)	昌賢祭 特別講演 「人を育てる ～オリンピック選手育成の現場から～」	350名	元オリンピック ノルディック複合選手、 現北野建設スキー部監督 荻原 健司
7	11月19日(土)	東洋思想の原理原則による人間性の美しい条件	40名	理事長・学長 鈴木 利定

2) 論語の学堂

本事業は本学の歴史及び建学の精神に基づき、平成24年3月から開始した事業である。本学の淵源は宝徳元年(1949)に遠祖長尾昌賢が学問所を開設したのに始まり、世世漢学の教授を以て地域教育に貢献してきた。

古来、漢学と呼び習わされている学問の中心にあるのが四書・五経と総称される中国の古典であり、就中日本では古代より論語が重んじられてきた。そして本学は論語の「仁」を建学の精神とし、学生へ全人教育を行っている。医療・福祉は特に人と人との関係構築が重視される分野であり、人間関係を築く上で最も大事なのが他者を己の如く感じる心、要するにそれが「仁」である。医療及び福祉と論語は決して無関係ではない。

この論語の精神、つまり「仁」を広く社会に還元するために、万を期して平成24年より講座として開始し、現在会員数15名である。【資料 A-1-3】【資料 A-2-2】【表 A-2-2】

平成 26 年度 論語の学堂 【表 A-2-2】

回	開催日	タイトル	参加者	講師
1	5月12日	「孔子と死 -死を知らないのは孔子か子路か?」	15名	社会福祉学部 助教 岡野 康幸
2	5月19日	『論語』と『史記』 -伯夷列伝から見えるもの-	15名	社会福祉学部 助教 岡野 康幸
3	5月26日	『言志四録』に学ぶ処世の道 -日本人の佳き心の原点を探る-	15名	元県総務部長 唐澤 太一
4	6月2日	「己の欲せざる所人に施すなかれ -聖書との比較において-	15名	社会福祉学部 教授 大塚 左一郎
5	6月9日	『論語』と政治	186名	外部講師 前橋市長 山本 龍
6	6月19日	「論語の受容とその深層Ⅱ -〈道〉の思想をめぐって」	16名	本学名誉教授 中里 昌之(麦外)
7	6月23日	「論語の素読実践①・②」	18名	外部講師(全日本家族『論語』の会・漢文学窓『里仁』主幸) 須藤 明美

8	7月7日	「論語の教え人の道 -確かな居場所と幸運な命確保-	12名	社会福祉学部 教授 市川 忠夫
9	7月14日	「論語に学ぶ -論語は美しい言葉で知恵の宝庫」	182名	外部講師(子ども論語塾 主宰) 安岡 定子
10	7月28日	「頼山陽若年時の論語解釈」	16名	法政大学兼任講師 濱野 靖一郎
11	8月4日	「『三字経』の初学教育」	17名	本学学長 学堂長 鈴木 利定
12	10月27日	「楽しく読む『論語』・自分らしく読む『論語』」	10名	全日本家族『論語』の会・ 漢文学窓『里仁』主宰 須藤 明美
13	11月10日	「『論語』の受容とその深層 -行乞の〈道〉をめぐる-」	18名	本学名誉教授 中里 昌之(麦外)
14	11月17日	「『論語』に現れる“利”の諸相」	17名	社会福祉学部 助教 岡野 康幸
15	12月1日	「論語と渋沢栄一」	16名	元高崎東高等学校長 上野 臣吾
16	12月8日	「書と論語その五・六」	8名	看護学部長 塚本 忠男
17	1月19日	「論語の受容とその深層その4」	18名	本学名誉教授 中里 昌之(麦外)
18	1月26日	「大田錦城『九経談』にみる論語解釈」	12名	社会福祉学部 助教 岡野 康幸
19	2月2日	「江戸の論語熱-徳川家康と『論語』」	15名	法政大学兼任講師 濱野 靖一郎
20	2月9日	「為政篇講義-「孝」を中心に-」	12名	社会福祉学部 助教 岡野 康幸
21	2月16日	「経学事始」	19名	学長・学堂長 鈴木 利定

平成26年度「論語の学堂」21講座

平成27年度 論語の学堂 【表A-2-2】

回	開催日	タイトル	参加者	講師
1	5月18日	「孔子と幼馴染 -原壤を主題に-」	16名	社会福祉学部 助教 岡野 康幸
2	5月25日	「仁者は人を憎むのか -里仁篇第三章・四章釈義」	12名	社会福祉学部 助教 岡野 康幸
3	6月1日	「渋沢栄一にとっての『論語』」	11名	元高崎東高等学校長 上野 臣吾
4	6月8日	「孔子と身体障害者 -古代中国者の障害者の一様態」	9名	社会福祉学部 助教 岡野 康幸
5	6月15日	「『論語』の受容とその深層 -〈落剥〉と〈漂白〉の美意識-」	19名	本学名誉教授 中里 昌之(麦外)
6	6月22日	「書と論語その七」	8名	看護学部長 塚本 忠男
7	6月29日	「論語の素読実践・下村湖人『論語物語』に学ぶ」	12名	全日本家族『論語』の会・ 漢文学窓『里仁』主宰 須藤 明美
8	7月6日	「書と論語その八」	13名	看護学部長 塚本 忠男
9	7月13日	「江戸期に出版された論語」	11名	法政大学兼任講師 濱野 靖一郎

10	7月27日	「孔子の経世済民を中心として」	16名	学長・学堂長 鈴木 利定
11	10月5日	「論語における志士」	12名	社会福祉学部 助教 岡野 康幸
12	10月19日	「論語における富貴と貧賤」	10名	社会福祉学部 助教 岡野 康幸
13	10月26日	「孔子の嘆き」	9名	社会福祉学部 助教 岡野 康幸
14	11月2日	「『論語』の語句を素読しながらたどる 学び」	13名	全日本家族『論語』の会・ 漢文学窓『里仁』主宰 須藤 明美
15	11月9日	「書と論語その九」	8名	看護学部長 塚本 忠男
16	11月16日	「孔子と曾點」	9名	社会福祉学部 助教 岡野 康幸
17	11月30日	「書と論語その十」	8名	看護学部長 塚本 忠男
18	12月7日	「孔子様の好み」	12名	法政大学兼任講師 濱野 靖一郎
19	12月14日	「渋沢論語の魅力」	12名	元高崎東高等学校長 上野 臣吾
20	1月25日	「論語を現代に置き換えて考える」	23名	一般財団法人中斎塾 フォーラム塾長 深澤 賢治
21	2月8日	「孔子の処世観」	15名	学長・学堂長 鈴木 利定

平成27年度「論語の学堂」講座

平成28年度 論語の学堂 【表A-2-2】

回	開催日	タイトル	参加者	講師
1	5月9日	「大学章句序を読む -論語をよりよく理解するためにI-」	12名	社会福祉学部 助教 岡野 康幸
2	5月16日	「『論語』の受容とその深層 -近世思想の内部構造-」	18名	本学名誉教授 中里 麦外
3	5月23日	「『大学章句』を読む -論語をよりよく理解するためにII-」	10名	社会福祉学部 助教 岡野 康幸
4	5月30日	「『論語』は渋沢を如何に鍛えたか」	10名	元高崎東高等学校長 上野 臣吾
5	6月6日	「朱子学への違和感 -伊藤仁斎『論語古義』-」	11名	法政大学兼任講師 濱野 靖一郎
6	6月13日	「熟語を通じて『論語』を楽しむ」	11名	全日本家族『論語』の会・ 漢文学窓『里仁』主宰 須藤 明美
7	6月20日	「『大学章句』を読む -論語をよりよく理解するためにIII-」	11名	社会福祉学部 助教 岡野 康幸
8	6月27日	「『大学章句』を読む -論語をよりよく理解するためにIV-」	12名	社会福祉学部 助教 岡野 康幸
9	7月4日	「書と論語その十一」	10名	看護学部長 塚本 忠男
10	7月11日	「『大学章句』を読む -論語をよりよく理解するためにV-」	12名	社会福祉学部 助教 岡野 康幸
11	7月25日	「狂狷の人」	11名	社会福祉学部 助教 岡野 康幸

12	10月17日	「どのように『論語』を読むか -朱子の読み方-」	14名	社会福祉学部 助教 岡野 康幸
13	10月24日	「『論語』の受容とその深層 -新しい美の伝統をめぐる-」	17名	本学名誉教授 中里 麦外
14	10月31日	「一貫の道 -孔子をつらぬく精神-」	11名	社会福祉学部 助教 岡野 康幸
15	11月7日	「閑谷学校のあいうえお論語を読む」	15名	全日本家族『論語』の会・ 漢文学窓『里仁』主宰 須藤 明美
16	11月14日	「論語を原文で読む試み -漢文入門その1-」	11名	社会福祉学部 助教 岡野 康幸
17	11月21日	「論語を原文で読む試み -漢文入門その2-」	11名	社会福祉学部 助教 岡野 康幸
18	11月28日	「論語を原文で読む試み -漢文入門その3-」	11名	社会福祉学部 助教 岡野 康幸
19	12月5日	「論語における『詩』 -そのレトリックとしての活用-」	13名	法政大学兼任講師 濱野 靖一郎
20	12月12日	「論語を原文で読む試み -漢文入門その4-」	12名	社会福祉学部 助教 岡野 康幸
	12月19日	「論語を原文で読む試み -漢文入門その5-」	12名	社会福祉学部 助教 岡野 康幸
	1月16日	「書と論語その十二・十三」	7名	看護学部長 塚本 忠男
	1月23日	「書と論語その十二・十三」	7名	看護学部長 塚本 忠男
	1月30日	「里仁篇釈義」	13名	社会福祉学部 助教 岡野 康幸
	2月16日	「論語のよさを再認識するために」	15名	学長・学堂長 鈴木 利定

平成28年度「論語の学堂」講座

3) 高齢者教室

今の日本は、5人に1人が65歳以上の高齢者といわれているが、「健康で元気に生活したい!」と誰もが考えている。“介護はある日突然、あなたの家にやってきます”をテーマに前橋東公民館と連携し高齢者教室を毎年実施している。高齢者と地域のふれあいの輪を結び、お互い学びあうとともに、こころ豊かな生活（健康・仲間づくり等）づくりを目的としている。【資料 A-1-3】 【資料 A-2-3】 【表 A-2-3】

高齢者教室【表 A-2-3】

日時	場所	テーマ	参加者	担当
平成26年 9月17日(水)	群馬医療福祉大学	「寝たきりを防ぐ介助のコツII」	30名	助教 矢嶋 栄司 辻 志帆
平成27年 7月9日(木)	前橋市東公民館	「老老介護と介護保険サービス」	248名	教授 片桐 幸司
平成27年 9月9日(水)	群馬医療福祉大学	「食事に関する介護のコツ」	30名	助教 矢嶋 栄司 辻 志帆
平成28年 8月30日(火)	前橋市東公民館	日常生活でできる生活術 ～血圧管理のコツ～	82名	助教 松崎 圭子
平成28年 9月9日(金)	群馬医療福祉大学	認知症にならないための予防策	30名	助教 清水久二雄

4) 福祉用具専門員講習会

本講習会は、指定居宅サービスとしての福祉用具貸与事業において、必要な知識・技能を有する者の育成を図ることを目的に実施している。

平成 26(2014) 年度～平成 28(2016) 年度については【資料 A-1-3】【資料 A-2-4】のとおりである。

平成 26 (2014) 年度

第 1 回 平成 26 (2014) 年 9 月 6 日・7 日・14 日・15 日・20 日・23 日 参加者 40 名

第 2 回 平成 27 (2015) 年 2 月 12 日・13 日・16 日・17 日・18 日・19 日 参加者 52 名

平成 27 (2015) 年度

第 1 回 平成 27 (2015) 年 9 月 5 日・6 日・12 日・13 日・19 日・20 日・27 日 参加者 40 名

第 2 回 平成 28 (2016) 年 2 月 15 日・16 日・17 日・18 日・19 日・20 日・22 日 参加者 36 名

平成 28 (2016) 年度

第 1 回 平成 28 (2016) 年 9 月 3 日・4 日・10 日・11 日・17 日・18 日 参加者 40 名

5) リハビリテーション研修会 【資料 A-1-3】【資料 A-2-5】

平成 26 年度

平成 26 年度：11 月 8 日（土）に、群馬医療福祉大学リハビリテーション学部の 101 並びに 102 教室において開催された。参加者は 160 名であった。講演 1 は、善衆会病院理事長ならびに病院長である、木村雅史先生に「膝のスポーツ外傷」をご講演いただいた。講演 2 は、秋田大学大学院 医学系研究科 医学専攻 機能展開医学系 整形外科学講座教授である島田洋一先生に、「リハビリテーションにおける先端医用工学の臨床応用」についてご講演いただいた。本研修会は前橋工科大学と群馬医療福祉大学の共同プロジェクトの 1 つである。

平成 27 年度

平成 27 年 11 月 28 日（土）前橋新適塾第 3 回ミーティングが、前橋さくらホテルにて盛大に開催された。参加者は 250 名であった。前橋工科大学ならびに群馬医療福祉大学の学生、研究者および教職員で埋め尽くされた。プログラムは、講演 1 として慶應義塾大学 医学部 リハビリテーション医学教室の辻 哲也先生に「がんリハビリテーション～周術期から緩和ケア主体の時期まで」を、講演 2 では東京医科歯科大学大学院 医歯学総合研究科 川渕 孝一先生に「超高齢社会における医療・介護の在り方 ～医療・介護の質向上と効率化の同時達成を目指して」ご講演をいただいた。

A-2-②自治体や団体との連携と人的資源の提供

本学は自治体や団体との協力・交流を進めるため、キャンパスが所在する前橋市や藤岡市と積極的に関わり事業を推進している。また人的資源として多くの学生をボランティア活動として参加させ、マンパワーを提供している。自治体や団体との連携活動の主なものは以下のとおりである。

1) 前橋市との連携

前橋市とは地域活性化及び地域貢献活動の一環として 7 月に行われる前橋七夕まつりにおいて子ども広場と健康広場のイベント開催し、子どもからお年寄りまでの市民の方々に大変喜んでいただいている。前橋まつりでは教職員 800 名が「だんべえ踊り」に参加し祭りを盛り上げている。その他、前橋商工会議所が主催するまちなかキャンパスでは、本学の持っている知的財産を地域へ還元することを目的とし、地域の方々が気軽に参加できるような講座を開講している。本学はまちなかキャンパスを通じて、地域の皆様をつなぐ架け橋として、長年培ってきた教育と研究を土台に、地域のニーズに応えられる大学としてその役割を果たしたいと願っている。そして、前述した活動をより発展させるため、平成 28 年 7 月に前橋市及び前橋市教育委員会

と包括協定を締結した。資源や研究成果などの交流を進め、文化、教育、学術などの分野で連携し、協力することを目的としている。

この協定締結により本学の研究成果などの交流、そして一層発展的な連携・協力が全学的に展開できる体制が整ったと言える。【資料 A-1-3】【資料 A-2-6】

【前橋まつり】

前橋市の活性化と地域文化の伝承、そして地域貢献活動の一環として学園をあげて毎年前橋まつりに参加している。本学園の幼稚園 専門学校 大学の教職員 800 名が参加。【資料 A-1-3】

【前橋シティマラソン 前橋ヒルクライム】

前橋シティマラソン・前橋ヒルクライムは前橋市主催のスポーツイベントである。本学では「前橋シティマラソン・前橋ヒルクライムボランティア大会運営補助」として 2 年生 120 名が参加。受付や資料準備、完走賞の発行、ゼッケンを手渡すなどし、地域の参加者の方々と交流する機会となった。【資料 A-1-3】

【前橋七夕まつり】

前橋中心市街地にて行われる『前橋七夕まつり』のイベントに参加。前橋プラザ元気 21 の 1 階にぎわいホールでは、群馬医療福祉大学リハビリテーション学部の学生が「群馬リハフェスタ」及び「健康広場」を、中央通り商店街中央広場では、群馬医療福祉大学子ども専攻の学生が、「子ども広場」を開催。小さな子供からお年寄りまで様々な方々との交流活動を行い、地域貢献の一躍を担った。【資料 A-1-3】

【東公民館家庭教育学級連携事業】

本学では前橋市東公民館と連携して「子育てについてのコツや困ったときの対処法」について学ぶ学習会を毎年開催している。本学の教員が講師として様々なことを実践し、日ごろ思っていること悩んでいることなどについて情報の交換ができる機会を提供した。【資料 A-2-7】【表 A-2-4】

平成 26 年度 もっと！すくすくおやこスクール 【表 A-2-4】

回	日程	学習テーマ・学習内容	講師（敬称略）
1	12/12 (金)	はじめまして！ 開級式 元気一杯！親子でふれあい遊び	群馬医療福祉大学 講師 田中 輝幸
☆ 2	12/18 (木)	子育て虎の巻 こんなときは？ 事故・ケガ・病気、身近に潜む危険とその防止	群馬医療福祉大学 教授 西山 智春
3	1/13 (火)	親子で楽しく運動あそび リフレッシュ！心と体の健康づくり	群馬医療福祉大学 准教授 田口 敦彦
☆ 4	1/20 (火)	運動が感情を育てる！ 子育てのヒント！	群馬医療福祉大学 教授 北爪 浩美
☆ 5	1/27 (火)	子育てについて「私の感じていること」を話してみよう	群馬医療福祉大学 准教授 塚越 康子

☆印は本学 4 年生のボランティア学生託児付き

平成 27 年度 もっと！すくすくおやこスクール 【表 A-2-4】

回	月日	学習内容	講師（敬称略）
1	11/30 (月)	はじめまして！開級式 親子でふれあい遊び♪	群馬医療福祉大学 講師 田中 輝幸
☆ 2	12/7 (月)	こんなときは？ケガ・病気、身近に潜む危険とその防止	群馬医療福祉大学 教授 西山 智春
☆ 3	12/14 (月)	子育てについて「私の感じていること」を話してみよう	群馬医療福祉大学 准教授 塚越 康子
☆ 4	1/12 (火)	気持ちほっこり！子育てのヒント ママはほっそり！遊びのヒント	群馬医療福祉大学 教授 北爪 浩美

平成 28 年度 もっと！すくすくおやこスクール 【表 A-2-4】

回	月日	学習内容	講師 (敬称略)
1	11/28 (月)	はじめまして!開級式 親子でふれあい遊びと絵本	群馬医療福祉大学 講師 田中 輝幸
2 ☆	12/5 (月)	子育てについて「私のかんじていること」を話してみよう	群馬医療福祉大学 准教授 塚越 康子
3 ☆	12/12 (月)	こんなときは?ケガ・病気、身近に潜む危険とその 防止	群馬医療福祉大学 教授 西山 智春
	1/16 (月)	親子でリズム遊び	群馬医療福祉大学 助教 矢島 崇裕
4 ☆	1/23 (月)	気持ちほっこり!子育てのヒント ママはほっそり!遊びのヒント	群馬医療福祉大学 教授 北爪 浩美

【まちなかキャンパス】

前橋商工会議所が主催するまちなかキャンパスでは、平成 23 年度から本学の持っている知的財産を地域へ還元することを目的とし、前橋商工会議所と連携して実施している。以下は平成 26 年度の取り組みである。【資料 A-2-8】【表 A-2-5】

平成 26 年度 前橋商工会議所連携事業 まちなかキャンパス 【表 A-2-5】

NO.	日程	テーマ	希望人数	所属	講師名
1	6月12日	からだへの気づきとリラックス体操	25名	社会福祉学部	櫻井 秀雄
2	6月24日	転倒の危険性を測ってみよう!	26名	リハビリテーション学部	小島 俊文
3	7月1日	特別支援教育とは	8名	社会福祉学部	足立 勤一
4	7月3日	よく分かる関節の機能障害～肩関節編 (五十肩とは何なのか)	24名	リハビリテーション学部	三浦 雅文
5	7月7日	子どもの発達と祖父母の関わり	15名	リハビリテーション学部	北爪 浩美
6	7月15日	親としての自分の成長と子どもの成長を 考える	2組	社会福祉学部	塚越 康子
7	8月7日	来年のすぎ花粉症対策	8名	リハビリテーション学部	栗原 卓也
8	8月27日	ことばの障害をかかえる子どもや大人を 支える 家族の力・地域の力～	8名	社会福祉学部	真下 潔 鈴木 淳
9	8月28日	炎症から見る病気 その5 肩こり	6名	リハビリテーション学部	栗原 卓也
10	9月1日	ボランティア活動の勧め	5名	社会福祉学部	足立 勤一
11	9月3日	腹式呼吸によるダイエット・声力講座	15名	社会福祉学部	島村 武男
12	9月10日	ことばの障害をかかえる子どもや大人を 支える 家族の力・地域の力～	4名	社会福祉学部	真下 潔 鈴木 淳
13	9月12日	リフレッシュ!心と体の健康づくり ～生き生き楽しいレクリエーション活動～	15名	社会福祉学部	田口 敦彦
14	9月24日	ことばの障害をかかえる子どもや大人を 支える 家族の力・地域の力～	4名	社会福祉学部	真下 潔 鈴木 淳
15	11月22日	「その“うつ”、良いうつ?悪いうつ?” ～うつの理解とこころの健康づくり～	19名	社会福祉学部	大島 由之
16	12月8日	首から上の体操をしてみましょう	22名	リハビリテーション学部	倅田 敦子
17	12月15日	力の入りやすい手の使い方～生活の中で 手に力が入らずに困っていませんか?～	26名	リハビリテーション学部	牛込 祐樹
18	12月18日	心の世界から見る人生の振り返り方 ～生涯発達心理学から見た自分づくり～	13名	社会福祉学部	橋本 広信

19	1月15日	アンチエイジングⅠ	17名	リハビリテーション学部	柴 ひとみ
20	1月20日	「健康で楽しく生きるために」 (医療・介護の現場から～)	27名	看護学部	平形 和久
21	1月22日	正しいストレッチングについて	26名	リハビリテーション学部	新谷 益巳
22	1月23日	ひとは作業をすることで元気になれる ～自分の作業について深く考えてみる～	17名	リハビリテーション学部	阿部 真也
23	1月23日	インターネットで腎臓を守る方法やコツ を学ぼう。	15名	看護学部	清水美和子
24	2月5日	炎症から見る病気 その6 肘の痛み	11名	リハビリテーション学部	学部長 栗原 卓也
25	2月6日	アンチエイジングⅡ	19名	リハビリテーション学部	柴 ひとみ
26	2月12日	健康寿命の延伸～適切な運動量と運動強度の考え方	40名	リハビリテーション学部	多田 菊代
27	2月26日	自分史づくり	7名	リハビリテーション学部	高坂 駿
28	3月5日	花粉症対策あれこれ (新しい治療法-舌下免疫療法)	14名	リハビリテーション学部	学部長 栗原 卓也
29	3月6日	腰痛予防の介助法 ～ボディメカニクス～	23名	介護福祉学科	矢嶋 栄司 辻 志保

合計 29 講座 参加者述べ 463 名

平成 27 年度 前橋商工会議所連携事業 まちなかキャンパス【表 A-2-5】

NO.	日程	テーマ	人数	所属	講師名
1	6月9日	記憶のエイジング ～人はなぜ「あれ」 が思い出せなくなるのだろう～	25名	社会福祉学部	島内 晶
2	6月15日	こころの健康～「怒り」ってなんだろう？～	23名	社会福祉学部	今井 雅巳
3	7月8日	腹式呼吸によるダイエット	10名	社会福祉学部	島村 武男
4	7月13日	ラジオ体操で若返り	28名	リハビリテーション学部	柴 ひとみ
5	7月16日	健康寿命の延伸 ～適切な運動量と 運動強度の考え方～	15名	リハビリテーション学部	多田 菊代
6	7月21日	子育てハッピー講座 ～祖父母世代に 期待される子育て支援～	8名	社会福祉学部	川端奈津子
7	7月23日	よく分かる関節の構造と痛みの原因 ～基礎的な学習で適切な対処をしましょう～	33名	リハビリテーション学部	三浦 雅文
8	7月24日	関節に負担をかけない日常生活動作の工夫	22名	リハビリテーション学部	多田 菊代
9	7月30日	炎症から見る病気 その7 手の痛み	18名	リハビリテーション学部	学部長 栗原 卓也
10	8月5日	正しいストレッチングをやりましょう	24名	リハビリテーション学部	新谷 益巳
11	8月10日	“年だからね～を考える” 運動と加齢について	18名	リハビリテーション学部	横山 雅人
12	8月17日	理学療法士の仕事体験(小中学生対象)	9名	リハビリテーション学部	柴 ひとみ
13	8月17日	イタリアの女性医師マリア・モンテッソー リの人生からの忠告	10名	社会福祉学部	江島 正子
14	8月19日	前橋人のための自分史づくり講座	8名	リハビリテーション学部	高坂 駿
15	8月20日	成長期に生じやすいケガや機能障害 ～子どもたちの健康を守りましょう～	3名	リハビリテーション学部	三浦 雅文
16	9月1日	炎症から見る病気 その7 足の痛み	18名	リハビリテーション学部	学部長 栗原 卓也
17	11月18日	不器用な子・落ち着かない子・こどもの発達	22名	リハビリテーション学部	北爪 浩美
18	12月3日	姿勢と動作の基本を知り、正しい運動をしよう	25名	リハビリテーション学部	悴田 敦子

19	12月4日	正しい車椅子・杖の選び方と使い方	9名	リハビリテーション学部	小島 俊文
20	12月10日	【ラジオ体操第2】で若返り	21名	リハビリテーション学部	柴 ひとみ
21	12月11日	地域防災を考える～あなたの地域は大丈夫?～	12名	看護学部	平形 和久
22	12月17日	家族に気持ちを伝える法 ～任意後見と遺言の制度～	7名	社会福祉学部	森田 隆夫
23	1月21日	【まぼろしのラジオ体操3】で若返り	26名	リハビリテーション学部	柴 ひとみ
24	2月15日	イタリアの女性医師マリア・モンテッソーリの人生からの忠告(2)	14名	社会福祉学部	江島 正子
25	2月18日	花粉症 はじまる	12名	リハビリテーション学部	栗原 卓也
26	2月25日	「ロコモ」って知っていますか? その1 骨粗鬆症	22名	リハビリテーション学部	栗原 卓也
27	3月1日	「遊んで脳トレ」～ギターで手遊び・歌遊び～	4名	社会福祉学部	田中 輝幸
28	3月10日	「ロコモ」って知っていますか? その2 変形性膝関節症	25名	リハビリテーション学部	栗原 卓也
29	3月11日	「嬉しく生きる」ー子どもとのかかわりからー	6名	社会福祉学部	吉澤 幸

平成28年度 前橋商工会議所連携事業 まちなかキャンパス【表A-2-5】

NO.	日程	テーマ	人数	所属	講師名
1	7月20日	声力講座「腹式呼吸によるダイエット」	16名	社会福祉学部	島村 武男
2	7月25日	高齢者が楽しく学ぶ「レクレーション」 ＜記憶力を高めます＞	11名	リハビリテーション学部	古田 常人
3	7月25日	まぼろしのラジオ体操第3とは!?	10名	リハビリテーション学部	柴 ひとみ
4	7月25日	貧困問題について考える	8名	社会福祉学部	白石 憲一
5	8月1日	『姿勢から健康を語る』 自分の体を知っていますか?	25名	リハビリテーション学部	多田 菊代
6	8月4日	からだのふしぎ	5名	リハビリテーション学部	柴 ひとみ
7	8月5日	永井荷風と中国文化	10名	社会福祉学部	岡野 康幸
8	8月9日	“年だからね～を考える” 運動と加齢から	19名	リハビリテーション学部	横山 雅人
9	8月15日	イタリア女性医師「マリア・モンテッソーリ」 からの忠告	6名	社会福祉学部	江島 正子
10	9月5日	「社会福祉を視る」 どんな視点・こんな視点	9名	社会福祉学部	松永 尚樹
11	9月14日	声力講座「腹式呼吸によるダイエット」	18名	社会福祉学部	島村 武男
12	9月16日	からだへの気づきとリラックス運動	22名	リハビリテーション学部	櫻井 秀雄
13	9月20日	ナイチンゲールの看護	6名	看護学部	菅沼 澄江
14	9月21日	転ばぬ先の杖を使わないために	23名	リハビリテーション学部	悴田 敦子

合計14講座 参加者述べ188名

2) 前橋市社会福祉協議会との連携

地域全体の活力の低下や地域コミュニティの減退が課題となっていることから、地域全体で支え合う仕組みの開発を目指すことを目的に前橋市社会福祉協議会と協定を締結した。

協定締結を機に、連携事項等を明確にし、迅速・円滑な連携状況及び課題の把握・整理のもと、的確な改善が期待できる。具体的には、福祉教育・福祉人材育成の一環として、社会福祉専門職を目指す学生に求められる姿勢、態度、援助技術を身につける実地教育の場の提供を今後も継続的にお願いし、さらには地域福祉実践に深い経験と学識を有する職員を大学に派遣し、地域福祉に関連した講義を行い、地域福祉を担う優れた人材の育成に

努めていく。

また、研究成果について積極的に地域に還元し、福祉のまちづくりを推進するために連携した研究課題に取り組んでいくものである。【資料 A-1-3】【資料 A-2-9】

3) 藤岡市との連携

これまで本学は藤岡市や藤岡青年会議所が主催する藤岡まつりや藤岡フェスタなどのイベントに社会貢献活動として多くの学生を派遣している。また藤岡市教育委員会とは、市民のニーズの高い健康・医療・福祉に関する出張講座を継続的に行っている。

このような活動を通じて直接市民の方々と交流を進め、藤岡市が抱える問題や課題を確認し、より実践的な活動を目指し地域づくりを行っていくことがねらいである。

藤岡市において本学は唯一の高等教育機関であり、市民の高度な専門知識や技術習得のため、その役割は非常に大きいものであると考える。そして、前述した活動をより発展させるため、平成 28 年 7 月に藤岡市及び藤岡市教育委員会と包括協定を締結した。資源や研究成果などの交流を進め、文化、教育、学術などの分野で連携し、協力することを目的としている。

この協定締結により本学の研究成果などの交流、そして一層発展的な連携・協力が全学的に展開できる体制が整ったと言える。【資料 A-1-3】【資料 A-2-10】

【平成 26. 27. 28 年度 藤岡市教育委員会連携生涯学習講座】 【資料 A-1-3】 【表 A-2-6】

回	開催日	タイトル	参加人数	講師
平成 26 年度				
1	5 月 20 日 (火)	藤岡市介護高齢課 認知症介護の基礎知識を学ぶ	20 名	介護福祉学科 片桐 幸司
2	6 月 24 日 (火)	鬼石公民館 ID ストレッチ	15 名	リハビリテーション学部 新谷 益己
3	3 月 16 日 (月)	鬼石公民館 ID ストレッチ	15 名	リハビリテーション学部 新谷 益己
4	1 月 28 日 (水)	藤岡市介護高齢課 介護予防サポーター フォローアップ研修	30 名	リハビリテーション学部 柴 ひとみ
5	3 月 7 日 (土)	神流公民館 自分の体を知ろう	20 名	リハビリテーション学部 講師 多田 菊代
6	3 月 16 日 (月)	藤岡市教育委員会 認知症の正しい理解と接し方	20 名	リハビリテーション学部 山口 智晴
7	3 月 16 日 (月)	鬼石公民館 ゆるりトレーニング講座 2 上半身		リハビリテーション学部 新谷 益己
平成 27 年度				
1	7 月 28 日	藤岡市鬼石公民館 ゆるりトレーニングのちから	15 名	リハビリテーション学部 新谷 益己
2	8 月 8 日	藤岡市神流公民館 自分のからだを知ろう・呼吸のしくみを知ろう	20 名	リハビリテーション学部 講師 多田 菊代
3	12 月 8 日	藤岡市鬼石公民館 ゆるりトレーニング入門	15 名	リハビリテーション学部 新谷 益己
平成 28 年度				
1	8 月 7 日	家庭の中にも危険がいっぱい ～転倒・転落・誤嚥を防ごう～	20 名	短期大学部 松崎 圭子
2	2 月 24 日	リラクゼーション技法	6 名	看護学部 鶴田 晴美

【藤岡市民活動フェスティバル】

藤岡市教育委員会主催の市民活動フェスティバル「ボランティアっていいな!!」に毎年参加。学生手作りの「臓器はどこだ!? 模型コーナー」を出展。楽しみながら人体の構造が学べるとあって、大人から子どもまで、多くの方にご参加をいただいた。

また、看護学部を中心とした学園の紹介、看護学部のボランティア活動の様子をまとめたパネルを展示し、地域の方と交流する良い機会となり、非常に有意義な時間となった。【資料 A-1-3】

【藤岡フェスタ】

藤岡市、藤岡青年会議所、藤岡商工会議所などが主催の藤岡フェスタにおいて、地域住民との交流や地域活性化を目的に看護学部生 100 名がスタッフとして参加している。本学では藤岡市の連携の下、看護学部の紹介ポスターの展示を行ったり、ステージ発表にて会場を盛り上げている。【資料 A-1-3】

【藤岡まつり】

藤岡まつりに看護学部の学生毎年 200 名が参加し、市民とともに祭りを盛り上げている。諏訪神社の「宮神輿」に男子学生を中心に参加、2 日目は「ダンス FUJIOKA ウ〜ハッ!」 「ソーラン節」に女子学生を中心に参加。

祭りを通じてたくさんの藤岡市民の方と交流を深められた。【資料 A-1-3】

【藤岡健康福祉祭】

藤岡市健康福祉祭に看護学部の 3 年生が参加。地域保健活動の実際、他参加団体の活動や連携の様子、藤岡市民の方の健康への関心等について理解を深めるとともに、藤岡地域における看護職の役割について理解を深めた。

学生たちは地域の皆様と積極的に交流を図り、メモを取りながら健康問題への関心を深め、健康づくりの状況について理解した。【資料 A-1-3】

【藤岡市 60 周年記念情報誌作成】

この情報誌は、藤岡市企画課・藤岡青年会議所と本学が協力し、従来の行政が作成発行するものではなく、大学生の感性・視点を取り入れた、飲食店の情報を発信しようとするものであり、本学 1.2 年生が編集委員に任命され作成をした。【資料 A-1-3】

【世界遺産 高山社での地域貢献活動】

本学が所在する藤岡市は「富岡製糸場と絹産業遺産群」の構成資産のひとつである高山社跡が世界遺産に登録されたことにより、本学ではこの世界遺産・高山社において藤岡市と連携し高山社跡において、本学学部の特色を活かした活動を展開し藤岡市の発展、地域活性化に貢献している。

学生は事前に高山社跡に関する基礎知識を学び、学生案内人として見学者をお出迎えしたり、駐車場のごみ広い等の活動をしたりしている。さらに看護学部生は学びの特色を活かし、健康チェック・血圧測定を行い、参加者の健康を気遣いながら交流を図っている。【資料 A-1-3】

【障がい者スポーツ大会】

藤岡市障がい者スポーツ大会が藤岡キャンパスのグラウンドで開催され、看護学部 1 年生がボランティアとして大会運営に参加している。【資料 A-1-3】

【神流町 おくたの元気隊】

奥多野地域は、典型的な中山間地域で、若者離れ等による過疎化・高齢化が深刻化して

おり、地域内にはいわゆる限界集落が拡大している。そこで、多野藤岡地域唯一の大学である群馬医療福祉大学看護学部から学生を募り「おくとたのげんき隊」として高齢化集落を学生が訪問し、地域の方々と交流を深めることのほか、町の各種保健福祉事業にも参加し、地域の更なる活性化を図っている。

過疎化と高齢化が深刻な奥多野地域に、世代間交流を生み出すことを目的とし、高齢者サロンや地域の行事に参加、企画を行っている。【資料 A-1-3】【資料 A-2-11】

A-2-③教育機関との連携

1) 教育委員会との連携協定

平成 28 年 6 月に前橋市教育委員会、藤岡市教育委員会と地域のニーズに応じた人材を育成するとともに、市内の学校及び地域における教育の充実・発展に寄与することを目的に、相互の密接な連携・協力に関する協定を締結した。

本学の特色を生かし、これまで以上に広範囲で専門性の高い連携が可能となり、市内の学校教育・文化・スポーツ等で活躍できる人材の育成に関する様々な事業展開が円滑に進むことが期待でき、教育連携及び合同研修会の開催、高大連携事業の拡大、中・高校生のキャリア形成等新たな事業を展開する。【資料 A-1-3】【資料 A-2-12】

2) 高大連携の取り組み

本学は、「地域に開かれた大学」を目指しており、その取り組みの一つとして地域の高等学校との連携を進めており、県内 28 校と協定契約をしている。主な活動として出張講座、大学の施設見学の受け入れ、学生の派遣、教育及び研究活動についての相互の教員間の情報交換及び交流、大学が実施する授業の受講と単位認定等がある。ここでは前述した単位認定制度について記載する。【資料 A-1-3】

【ソーシャルワーク入門 単位認定講座】

平成 24 年度より高大連事業の一環として「ソーシャルワーク入門」全 15 講座を開講した。高校時代に本学が実施する高大連携授業科目を履修することにより、社会福祉に関する内容を理解することができ、進路の選択に役立つこと、及び高校生活の充実、学習意欲の一層の向上に寄与することを目的としている。

なお、この高大連携授業により修得した単位は、本学に入学した場合は本学で修得した単位として認定することとしている。

この高大連携授業の内容は「ソーシャルワーク入門」をテーマとし介護、社会福祉、子ども分野について学び、理解を深めていく。このように高校と大学が連携することにより、高校では対応できない分野の学習や実習が可能となることから、高校生の学習機会を拡大し、さらには高校における多様な教育課程の編成にもつながり、高校の教育活動充実に資することもできると考えている。

28 年度からは高校の強い要望により、全学的に高大連携講座を展開することとし、看護、リハビリ分野について学べる科目を設定した。

今後も本学では「地域に開かれた大学」を目指し、教育研究面で一層の地域貢献ができるように努めていく。【資料 A-1-3】【資料 A-2-13】【表 A-2-7】

平成 24 年度～平成 27 年度 講義科目：ソーシャルワーク入門 2 単位【表 A-2-7】

回	内容
第 1 回	オリエンテーション 自己紹介ほか
第 2 回	医療保険制度と病院・診療所の基本的理解（講義）
第 3 回	診療情報と診療報酬算定の基本的理解（実技）
第 4 回	介護を必要とする人の基本的理解（講義）
第 5 回	生活支援技術① 介護の知識と技術（講義）
第 6 回	生活支援技術② 介護の知識と技術（実技）
第 7 回	介護保険制度と介護保険施設の基本的理解（講義）
第 8 回	介護施設の基本的理解（施設見学）
第 9 回	介護施設の基本的理解（施設見学振り返り）
第 10 回	社会福祉の基本～定義・資格・専門職の役割～ 基本的なコミュニケーション技法（講義及び演習）
第 11 回	福祉と心理学（講義及び演習）
第 12 回	ノーマライゼーションと特別支援教育（講義）
第 13 回	保育者の専門性と保育技術について（講義・演習）
第 14 回	児童福祉の専門職と保育技術（講義）（施設見学）
第 15 回	児童虐待について（講義）
第 16 回	テスト

平成 28 年度～講義科目：医療福祉教育の基礎（2 単位）

回	内容	会場
第 1 回	オリエンテーション 自己紹介ほか	前橋キャンパス
第 2 回	介護福祉概論（講義）	前橋キャンパス
第 3 回	介護福祉概論（施設見学と演習）	前橋キャンパス 福祉施設
第 4 回	教育と心理の基礎（講義）	前橋キャンパス
第 5 回	保育者の専門性と保育技術（講義）	前橋キャンパス
第 6 回	保育者の専門性と保育技術（施設見学と演習）	前橋キャンパス
第 7 回	理学療法概論（講義）	本町キャンパス
第 8 回	理学療法概論（演習）	本町キャンパス
第 9 回	看護の基礎と公衆衛生（講義と実習）（ナース服着用にて実習）	藤岡キャンパス
第 10 回	看護学基礎（講義と実習）（臨床室使用）	藤岡キャンパス
第 11 回	作業療法概論（講義）	前橋キャンパス
第 12 回	作業療法概論（演習）	前橋キャンパス
第 13 回	看護概論（講義と演習）	前橋キャンパス
第 14 回	養護概論（講義）	前橋キャンパス
第 15 回	社会福祉概論（講義）	前橋キャンパス
第 16 回	社会福祉概論（演習）	前橋キャンパス
試験	終了試験 終了式	前橋キャンパス

3) 県内大学との連携

平成 24 年に本学と市内公立大学と連携協定を締結した。国民の住みやすい環境づくりや医療・福祉制度の情報共有する機会を設け、お互いの理解を深めることを目的とするものとし、その活動を通じて臨床現場に携わる医療従事者・福祉介護従事者からの意見及び要望を受け連携協力して共同研究開発し、社会へ貢献することを目的とする。主な活動として、調査・研究・意見交換会の実施、研究データの共有と機器開発への協力、官公庁・企業・研究機関との意見交換会の実施等を行っていく。今後も地域の教育研究の発展に貢献すべく大学間連携を進めていく。【資料 A-1-3】【資料 A-2-14】

4) 産学・企業との連携

平成 29 年 3 月 30 日に本学と群馬電機株式会社との間で「産学連携に関する協定」を締結した。これは相互に協力して群馬医療福祉大学の研究成果を社会に一層還元することや群馬電機が開発した「認知機能低下予防プログラムプレイヤー」の医学的効果検証を主とする産学連携活動の推進で連携・協力し、医療・福祉介護の現場に貢献することを目的としている。具体的には群馬電機が開発した「認知機能低下予防プログラムプレイヤー」の医学的効果検証に係る調査・分析、及びエビデンスの作成や「認知機能低下予防プログラムプレイヤー」に内蔵しているプログラム仕様の改善提案を行うものである。今後は企業や地域が抱える課題や要望に積極的に取り組みながら魅力と個性ある大学を目指し活動していく。【資料 A-2-15】

(3) A-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学が有する知的、人的資源の提供に関しては、地域の課題や問題点の把握に努めながら、十分に提供してきた。大学の使命として地域連携、地域貢献を学長のリーダーシップのもと、教職員及び学生がその趣旨を理解し、地域貢献活動の一層の推進を図ってきた。

公開講座においては、毎年各学科専攻において 1 講座を担当している。話題性のある講座の検討や受講生の参加しやすいよう開催の時期、時間帯、回数等の検討が必要である。さらに毎年前橋キャンパスを中心に実施をしているが、地域貢献や地域連携を目的に考えるならば、キャンパスを移して実施していくことや本町キャンパスでの開催も検討事項である。

本学では様々な地域貢献活動を実施しているが、今後は地域における課題を把握し、その課題についての解決策を検討し、大学、学生、市民が共に活動、実践していけるような地域協働の活動を目指していきたい。そのためには自治体やその他の団体と連動し、地域のニーズに対応する大学のシーズ（資源）をマッチングさせた取り組みを検討していく。

さらに地域の課題解決において求められることは、地域貢献において、本学がこれまで十分に行いきれていない双方向的な関わり方をしていくことが必要である。そのために、本学がまずすべきことは、あらゆる年代に「生涯」学習の場として、大学の門戸を開いていくことである。高齢者世代や中年世代、子育て中の親世代、こども世代といった様々な年代の地域住民と学生がともに学ぶ場を提供していきたい。そして、地域の中にも活動拠点を設け、本学の教職員および学生と地域住民が共同で運営をし、地域に交流空間を創り出し、地域住民の心身の健康づくりを促す取り組みを行うなど、地域の活性化につなげていきたいと考えている。

A-3 物的資源の提供

≪A-3の視点≫

A-3-① 大学が持つ物的資源の地域社会への提供

(1) A-3の自己判定

基準項目A-3を満たしている。

(2) A-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

大学の機能を地域に活用することや大学の施設・設備を地域住民に開放すること等は、大学創設時より地域に開かれた大学として当然の責務として考えている。【資料A-3-1】

また本学は前橋市に2つのキャンパス、藤岡市に1つのキャンパスを有しており、それぞれの自治体又は各種団体・機関等からの依頼に対し、可能な限り受け入れるようにしている。本学の物的資源の提供への取り組みとしては、次のようなものがあげられる。

【図書館】

大学図書館基準の定める大学図書館としての機能を果たすとともに、医療、福祉、教育の領域における教育・研究に資する文献や資料を所蔵している。学外機関との連携による相互貸借、地域の一般利用者にも開放しており、資料の館内閲覧や貸出、複写サービスなどを行っている。【資料A-3-2】

【グラウンド 体育館 教室】

地域社会の活性化に取り組む一環として、大学施設の開放に取り組んでいる。グラウンドや体育館などの体育施設および教室について、正課や課外活動に支障がない場合に貸与している。特にグラウンドは、地域の子どものためのスポーツ活動として週に3回利用されている。また各種団体や機関の研修会の会場などに教室施設を貸与している。

主な会場貸与

主な機関・団体	使用目的
群馬県	重度訪問介護講習会会場
群馬県特別支援教育研究グループ	介護福祉士初任者研修会場
群馬県介護福祉士会	研修会場
群馬県理学療法士会	研修会場
群馬県作業療法士会	研修会場
保育士養成施設協会	保育士試験会場
前橋市東公民館	運動会駐車場貸与
藤岡青年会議所	藤岡フェスタ 藤岡キャンパス会場貸与
中央中等教育学校	オープンスクール・入学試験入試駐車場貸与
前橋市立箱田中学校	バトミントン部 体育館会場貸与
前橋市立箱田中学校	新体操部 体育館会場貸与
スポーツ少年団	サッカーチームグラウンド貸与

(3) A-3の改善・向上方策（将来計画）

本学が有する物的資源の提供に関して、各団体・機関等の研修会やスポーツクラブ等への貸し出しを通じて十分に提供されている。図書館に関しては、外部利用者の利用促進を

図るため、より一層の広報活動に努める。

自己資金の確保の観点から、大学の施設・設備について、教育研究上に支障がない範囲で学外に有料で開放する制度を整備することも検討する。

[基準 A の自己評価]

本学園の礎は宝徳元年（1449年）、上州白井の長尾景仲の居城に学問所を開設したことによる。儒教の教育から始まっており「教育方針は精神の涵養に重きを置く」として広く庶民に教育を施してきた。本学園ではこの精神を受け継ぎ、地域貢献・生涯学習に積極的に力を入れてきた。

近年は社会・経済が急激に変化しており、その変化に対応していくために幅広い年齢の人々が学ぶことへの意欲が高まっている。地域に目を向けると「住民の健康」と「健全な子どもの育成」が重要な課題とされており、お年寄りから子どもたちまで「あそび」「まなび」「つながる」を目的に地域のコミュニティとして大学の果たす役割は大きい。学びたい時に自由に学べる生涯学習の機会を充実させ、福祉や医療に関する知的財産を提供し、地域社会へ貢献できるような人材を育てていくこと、そして地域におけるリーダーを養成し、大学が積極的にまちづくりに関わっていくことをビジョンとして掲げていることは、地域社会への貢献を果たしていると言える。

大学の様々な活動を通じて学生たちは地域社会との関わりの中で企画・運営・ボランティアなどの体験学習を通して、地域で専門的な学びを深めるとともに、学生自身のコミュニケーション能力や課題解決力など、社会人になるための「人間力」や「社会的実践力」を培っていくことが可能である。本学が目指す人材育成と地域密着型の実学教育は、地域と大学が協働して学生を教育する必要がある。そのため学生の主体性を重視した教育を実践し、特にボランティア活動は単位化し必修科目としている。二十一世紀の医療福祉社会において、ボランティアが果たすべき役割の大きいことを考えるとき、学生のボランティア活動を奨励し、地域社会への一層の貢献を鼓舞・支援している。

また、自治体、教育機関、企業等とは交流推進のため協定を締結し、定期的な協議の場を設け、各界の意見を踏まえた地域貢献活動を推進できる体制が構築されている。事業の実施に当たっては、関係者との定期的な協議や意見聴取等がなされており、地域社会のニーズに応えるものと評価できる。

以上のことから地域と本学は学内外で、さまざまな交流を図っており、本学の有する知的、人的資源や施設等の開放を行なうことで、地域の活性化や課題解決を共に考える仕組みを確立している。

以上のことから、基準 A を満たしていると自己評価する。

V. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【表 F - 1】	大学名・所在地等	
【表 F - 2】	設置学部・学科・大学院研究科等／開設予定の学部・学科・大学院研究科等	
【表 F - 3】	学部・研究科構成	
【表 F - 4】	学部・学科の学生定員及び在籍学生数	
【表 F - 5】	大学院研究科の学生定員及び在籍学生数	
【表 F - 6】	全学の教員組織（学部等）	
	全学の教員組織（大学院等）	
【表 F - 7】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F - 8】	外部評価の実施概要	
【表 2 - 1】	学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去 5 年間）	
【表 2 - 2】	学部、学科別の在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2 - 3】	大学院研究科の入学者数の内訳（過去 3 年間）	
【表 2 - 4】	学部、学科別の退学者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2 - 5】	授業科目の概要	
【表 2 - 6】	成績評価基準	
【表 2 - 7】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 2 - 8】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 2 - 9】	就職相談室等の利用状況	
【表 2 - 10】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2 - 11】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2 - 12】	学生相談室、医務室等の利用状況	
【表 2 - 13】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2 - 14】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2 - 15】	専任教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成	
【表 2 - 16】	学部の専任教員の 1 週当たりの担当授業時間数（最高、最低、平均授業時間数）	
【表 2 - 17】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 2 - 18】	校地、校舎等の面積	
【表 2 - 19】	教員研究室の概要	
【表 2 - 20】	講義室、演習室、学生自習室等の概要	
【表 2 - 21】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 2 - 22】	その他の施設の概要	
【表 2 - 23】	図書、資料の所蔵数	
【表 2 - 24】	学生閲覧室等	
【表 2 - 25】	情報センター等の状況	
【表 2 - 26】	学生寮等の状況	
【表 3 - 1】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 3 - 2】	大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況	
【表 3 - 3】	教育研究活動等の情報の公表状況	
【表 3 - 4】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 3 - 5】	消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 3 - 6】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 3 - 7】	消費収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 3 - 8】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 3 - 9】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 3 - 10】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 3 - 11】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為 学校法人昌賢学園寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内 群馬医療福祉大学 GUIDEBOOK 2018	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則 群馬医療福祉大学学則、群馬医療福祉大学大学院学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱 群馬医療福祉大学 2018年度 学生募集要項	
【資料 F-5】	学生便覧 群馬医療福祉大学 平成 29 年度 学生便覧	
【資料 F-6】	事業計画書 群馬医療福祉大学中長期計画、平成 28 年度～ 30 年度事業計画	
【資料 F-7】	事業報告書 学校法人昌賢学園 事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど 群馬医療福祉大学アクセスマップ、キャンパスマップ	
【資料 F-9】	法人及び大学の規程一覧（規程集目次など） 学校法人昌賢学園 諸規程集目次	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料 学校法人実態調査表（平成 28 年度）1-（3）役員等の氏名等 平成 28 年度理事会開催状況、平成 28 年度評議員会開催状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間） 平成 24 年度財務計算書類 平成 25 年度財務計算書類 平成 26 年度財務計算書類 平成 27 年度財務計算書類 平成 28 年度財務計算書類	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス 群馬医療福祉大学 平成 29 年度授業概要、履修要項	

基準 1. 使命・目的等

コード	基準項目	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の明確性		
【資料 1-1-1】	咸有一徳	
【資料 1-1-2】	CAMPUS BOOK 2017	
【資料 1-1-3】	群馬医療福祉大学 GUIDE BOOK 2018	
【資料 1-1-4】	群馬医療福祉大学 学則	
1-2. 使命・目的及び教育目的の適切性		
【資料 1-2-1】	学校法人昌賢学園 寄附行為	
【資料 1-2-2】	群馬医療福祉大学 学則	
【資料 1-2-3】	群馬医療福祉大学 大学院 学則	
1-3. 使命・目的及び教育目的の有効性		
【資料 1-3-1】	群馬医療福祉大学 GUIDE BOOK 2018	
【資料 1-3-2】	CAMPUS BOOK 2017	
【資料 1-3-3】	群馬医療福祉大学 平成 29 年度 学生便覧	
【資料 1-3-4】	咸有一徳	

基準 2. 学修と教授

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	群馬医療福祉大学ホームページ 入試情報 入試概要	
【資料 2-1-2】	学生募集要項 1～2 頁	
【資料 2-1-3】	入試ガイド 過去問題集 冒頭頁	
【資料 2-1-4】	学生募集要項 46～48 頁	
【資料 2-1-5】	面接マニュアル	
【資料 2-1-6】	群馬医療福祉大学 GUIDE BOOK 2018 76 頁	
【資料 2-1-7】	入試問題作成に関する資料	
【資料 2-1-8】	研究科委員会議事録	
2-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 2-2-1】	社会福祉学部 教育課程	
【資料 2-2-2】	看護学部 教育課程	
【資料 2-2-3】	リハビリテーション学部 教育課程	
2-3. 学修及び授業の支援		
【資料 2-3-1】	CAMPUS BOOK 2017	
【資料 2-3-2】	学生による授業評価アンケート	
【資料 2-3-3】	授業改善に関する報告書	
【資料 2-3-4】	学生コメントカード	
2-4. 単位認定、卒業・修了認定等		
【資料 2-4-1】	履修規程	
【資料 2-4-2】	学生による授業評価アンケート	
【資料 2-4-3】	授業改善に関する報告書	
2-5. キャリアガイダンス		
【資料 2-5-1】	進路希望登録票	
【資料 2-5-2】	進路意識調査	
【資料 2-5-3】	求人票	
【資料 2-5-4】	進路の手引き 4～5 頁	
2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック		
【資料 2-6-1】	学生による授業評価アンケート	
【資料 2-6-2】	2016 年度 FD・SD 研修会資料	
【資料 2-6-3】	平成 28 年度前期の学生による授業評価実施について	
【資料 2-6-4】	授業評価実施マニュアル	
【資料 2-6-5】	平成 26・27・28 年度授業評価アンケート集計結果	
【資料 2-6-6】	平成 28 年度公開授業用 講義案例	
【資料 2-6-7】	平成 28 年度公開授業次第	
【資料 2-6-8】	教員による授業評価アンケート例	
【資料 2-6-9】	看護学部実習施設等連絡会資料	
【資料 2-6-10】	平成 28 年度専任教員研究発表会：ポスターセッションタイトル一覧	
【資料 2-6-11】	平成 27 年度卒業生アンケート調査	
2-7. 学生サービス		
【資料 2-7-1】	生活環境票	
【資料 2-7-2】	学生便覧 Ⅲ学生生活	
【資料 2-7-3】	特待生選考状況一覧(26 年度～28 年度)	
【資料 2-7-4】	学生支援機構奨学金採用者数一覧	
【資料 2-7-5】	学費ローン資料	
【資料 2-7-6】	学生便覧 Ⅲの 10 課外活動、サークル一覧	
【資料 2-7-7】	スマイルサロンボランティア資料	
【資料 2-7-8】	編入生に対する支援資料	
【資料 2-7-9】	学生生活満足度調査集計結果	

2-8. 教員の配置・職能開発等		
【資料 2-8-1】	学生による授業評価アンケート	
【資料 2-8-2】	授業改善に関する報告書	
【資料 2-8-3】	平成 28 年度公開授業次第	
【資料 2-8-4】	平成 28 年度専任教員研究発表会：ポスターセッションタイトル一覧	
2-9. 教育環境の整備		
【資料 2-9-1】	図書館用購入図書等推薦用紙	
【資料 2-9-2】	学生図書購入希望調査用紙	
【資料 2-9-3】	協力車巡回日程・経路	
【資料 2-9-4】	図書館利用規程	
【資料 2-9-5】	昌賢寮チラシ、寮生活の葉	
【資料 2-9-6】	陽明学研究所規程	
【資料 2-9-7】	医療福祉教育研究センター規程	
【資料 2-9-8】	ボランティアセンター規程	
【資料 2-9-9】	設備の法定点検書類	
【資料 2-9-10】	施設管理規程、施設使用要項	

基準 3. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 3-1-1】	学校法人昌賢学園寄附行為	
【資料 3-1-2】	群馬医療福祉大学学則	
【資料 3-1-3】	伝統の建学精神 2～5 頁	
【資料 3-1-4】	組織図	
【資料 3-1-5】	学校法人昌賢学園事務組織及びその運営に関する規定	
【資料 3-1-6】	群馬医療福祉大学中長期計画	
【資料 3-1-7】	平成 28～30 年度事業計画改革ビジョン（見直し）	
【資料 3-1-8】	平成 29 年度主な事業計画（単年度計画）	
【資料 3-1-9】	平成 29 年度 年度始めの会（FD・SD 研修）	
【資料 3-1-10】	群馬医療福祉大学公益通報等に関する規程	
【資料 3-1-11】	群馬医療福祉大学施設管理規程	
【資料 3-1-12】	学校法人昌賢学園危機管理規程	
【資料 3-1-13】	学校法人昌賢学園就業規則	
【資料 3-1-14】	学校法人昌賢学園ハラスメントの防止等に関する規程	
【資料 3-1-15】	安全衛生・ハラスメント防止委員会規程	
【資料 3-1-16】	群馬医療福祉大学研究倫理規程	
【資料 3-1-17】	群馬医療福祉大学研究活動不正行為防止規程	
【資料 3-1-18】	群馬医療福祉大学研究倫理審査会規程	
【資料 3-1-19】	群馬医療福祉大学研究倫理・公的資金運営委員会規程	
【資料 3-1-20】	学校法人昌賢学園緊急対応マニュアル	
【資料 3-1-21】	ハラスメントガイドライン「ストップハラスメント」	リーフレット
【資料 3-1-22】	学生生活スタートブック 学生生活は危険がいっぱい	冊子
【資料 3-1-23】	群馬医療福祉大学ホームページ	
【資料 3-1-24】	財務計算書類	
【資料 3-1-25】	学生便覧	
【資料 3-1-26】	3 つのポリシー	
3-2. 理事会の機能		
【資料 3-2-1】	学校法人昌賢学園寄附行為	
【資料 3-2-2】	学校法人昌賢学園役員を選任等に関する規則	
【資料 3-2-3】	学校法人昌賢学園理事会運営規則	
【資料 3-2-4】	学校法人実態調査表（平成 28 年度）役員等の氏名等	

【資料 3-2-5】	平成 26 年度・27 年度・28 年度理事会開催状況	
【資料 3-2-6】	平成 26 年度・27 年度・28 年度評議員会開催状況	
【資料 3-2-7】	群馬医療福祉大学 IR 室規程	
3-3. 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ		
【資料 3-3-1】	群馬医療福祉大学教授会・教員会規程	
【資料 3-3-2】	事務長・部課長会議規程	
【資料 3-3-3】	学校法人昌賢学園事務組織及びその運営に関する規定	
【資料 3-3-4】	学校法人昌賢学園事務権限規程 / 事務権限一覧表	
【資料 3-3-5】	学校法人昌賢学園稟議決裁規程	
【資料 3-3-6】	群馬医療福祉大学 IR 室規程	
【資料 3-3-7】	群馬医療福祉大学企画調整室規程	
3-4. コミュニケーションとガバナンス		
【資料 3-4-1】	群馬医療福祉大学企画調整室規程	
【資料 3-4-2】	学校法人昌賢学園寄附行為	
【資料 3-4-3】	学校法人昌賢学園役員を選任等に関する規則	
【資料 3-4-4】	平成 26 年度・27 年度・28 年度理事会開催状況	
【資料 3-4-5】	平成 26 年度・27 年度・28 年度評議員会開催状況	
【資料 3-4-6】	学校法人昌賢学園評議員の選任等に関する規則	
【資料 3-4-7】	組織図	
【資料 3-4-8】	群馬医療福祉大学運営委員会規程	
3-5. 業務執行体制の機能性		
【資料 3-5-1】	学校法人昌賢学園事務組織及びその運営に関する規定	
【資料 3-5-2】	学校法人昌賢学園稟議決裁規程	
【資料 3-5-3】	学校法人昌賢学園事務権限規程 / 事務権限一覧表	
【資料 3-5-4】	職務進捗計画表 / 職務分掌の把握表	
【資料 3-5-5】	教育職員任用規程	
【資料 3-5-6】	教育職員資格基準	
【資料 3-5-7】	職員任用規程	
【資料 3-5-8】	学校法人昌賢学園就業規則	
【資料 3-5-9】	群馬医療福祉大学 FD・SD・他研修規程	
【資料 3-5-10】	2016 年度 FD・SD 研修会資料 (2016 年 9 月 7 日)	
【資料 3-5-11】	2016 年度 FD・SD 研修会資料 (2016 年 9 月 8 日)	
【資料 3-5-12】	2016 年度 FD・SD 研修会資料 (2016 年 9 月 14 日)	
【資料 3-5-13】	平成 29 年 年始の会 (FD・SD 研修)	
【資料 3-5-14】	平成 29 年度 年度始めの会 (FD・SD 研修)	
3-6. 財務基盤と収支		
【資料 3-6-1】	財務 4 ヵ年計画	
【資料 3-6-2】	平成 22 年 12 月 15 日付け 企画書他	
【資料 3-6-3】	群馬医療福祉大学個人研究費制度実施基準	
【資料 3-6-4】	財務計算書類	
3-7. 会計		
【資料 3-7-1】	財務計算書類	
【資料 3-7-2】	理事会議事録 (平成 29 年 3 月 28 日)	
【資料 3-7-3】	評議員会議事録 (平成 29 年 3 月 28 日)	
【資料 3-7-4】	財務計算書類	
【資料 3-7-5】	平成 28 年度理事会開催状況	
【資料 3-7-6】	学校法人昌賢学園 諸規程集目次	
【資料 3-7-7】	群馬医療福祉大学倫理規程	
【資料 3-7-8】	学校法人昌賢学園危機管理規程	
【資料 3-7-9】	学校法人昌賢学園緊急対応マニュアル	
【資料 3-7-10】	群馬医療福祉大学情報システム運用・利用・リスク管理規程	
【資料 3-7-11】	群馬医療福祉大学情報システムインシデント及びアクシデント時の行動計画に関する規定	

【資料 3-7-12】	群馬医療福祉大学情報セキュリティ監査規程	
【資料 3-7-13】	群馬医療福祉大学情報セキュリティ対策年度講習計画	
【資料 3-7-14】	群馬医療福祉大学個人研究費制度実施基準	
【資料 3-7-15】	群馬医療福祉大学FD・SD・他研修規程	
【資料 3-7-16】	学校法人昌賢学園ハラスメントの防止等に関する規程	
【資料 3-7-17】	安全衛生・ハラスメント防止委員会規程	

基準 4. 自己点検・評価

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 自己点検・評価の適切性		
【資料 4-1-1】	群馬医療福祉大学学則 第1条 第4条 第5条	
【資料 4-1-2】	群馬医療福祉大学 自己点検・評価・コンプライアンス委員会規程	
【資料 4-1-3】	自己点検・評価委員会活動計画・活動報告（平成 26～28 年度）	
【資料 4-1-4】	群馬医療福祉大学自己点検・評価報告書（平成 22～25 年度）	
【資料 4-1-5】	IR 室規程	
4-2. 自己点検・評価の誠実性		
【資料 4-2-1】	群馬医療福祉大学自己点検・評価報告書（平成 22～25 年度）	
【資料 4-2-2】	学生による授業評価アンケート	
【資料 4-2-3】	平成 26.27.28 授業評価アンケート集計結果	
【資料 4-2-4】	授業改善に関する報告書	
4-3. 自己点検・評価の有効性		
【資料 4-3-1】	群馬医療福祉大学 自己点検・評価・コンプライアンス委員会規程	
【資料 4-3-2】	各委員会活動計画・活動報告（平成 26～28 年度）	
【資料 4-3-3】	学生による授業評価アンケート	

基準 A. 地域社会における知的財産と人的資源の提供

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 地域社会との連携方針		
【資料 A-1-1】	群馬医療福祉大学学則 第6条の2	
【資料 A-1-2】	エクステンションセンター規程	
【資料 A-1-3】	地域連携活動報告書	
A-2. 地域連携、地域貢献の具体性と人的資源の提供		
【資料 A-2-1】	平成 26～28 年度 公開講座の概要	
【資料 A-2-2】	論語の学堂会則、活動報告書	
【資料 A-2-3】	高齢者教室チラシ	
【資料 A-2-4】	福祉用具専門相談員講習会チラシ	
【資料 A-2-5】	リハビリテーション研修会チラシ	
【資料 A-2-6】	前橋市との包括協定書	
【資料 A-2-7】	東公民館家庭教育学級連携事業チラシ	
【資料 A-2-8】	まちなかキャンパス報告書	
【資料 A-2-9】	前橋市社会福祉協議会との協定書	
【資料 A-2-10】	藤岡市との包括協定書	
【資料 A-2-11】	おくたの元気隊協定書	
【資料 A-2-12】	教育委員会との協定書（前橋市・藤岡市）	
【資料 A-2-13】	高大連携事業案内	
【資料 A-2-14】	前橋工科大学との連携協定書	
【資料 A-2-15】	群馬電機との連携協定書（産学連携）	
A-3. 物的資源の提供		
【資料 A-3-1】	研修所利用規程	
【資料 A-3-2】	図書館利用規程	

自己点検評価書・本編

発行日 平成29年6月
編集 群馬医療福祉大学自己点検評価委員会
発行 群馬医療福祉大学
学長 鈴木利定

〒371-0823 群馬県前橋市川曲町191-1
TEL.027-253-0294 FAX.027-254-0294
ホームページ <http://www.shoken-gakuen.ac.jp>